

第百四十二回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十四号

平成十年五月十三日(水曜日)

午前九時五十分開議

出席委員

委員長 笹川 義君

理事 太田 誠一君 理事 鴨下 一郎君

理事 橋 康太郎君 理事 八代 英太君

理事 与謝野 馨君 理事 北村 哲男君

理事 熊谷 弘君 理事 上田 勇君

理事 達増 拓也君 理事 木村 義雄君

理事 奥野 誠亮君 理事 菅 義偉君

理事 下村 博文君 理事 谷 孝君

理事 谷川 和穂君 理事 渡辺 喜美君

理事 渡辺 博道君 理事 金田 誠一君

理事 枝野 幸男君 理事 福岡 宗也君

理事 佐々木秀典君 理事 二見 伸明君

理事 漆原 良夫君 理事 保坂 展人君

理事 木島日出夫君 理事 笹山 登生君

理事 左藤 恵君

出席國務大臣

法務大臣 下稻葉耕吉君

出席政府委員

法務大臣官房長 但木 敬一君

法務省民事局長 森脇 勝君

法務省刑事局長 原田 明夫君

法務省矯正局長 坂井 一郎君

法務省人権擁護局長 横山 匡輝君

委員外の出席者

警察庁長官官房 給与厚生課犯罪被害者対策室長 太田 裕之君

警察庁生活安全局生活環境課生活経済対策室長 柴田 健君

外務省総合外交政策局国際社会協力部人権難民課長 貝谷 俊男君

大蔵大臣官房秘書課長 渡辺 博史君

大蔵省銀行局保険部保険第一課長 高橋 毅君

建設省建設経済局宅地課民間宅地指導室長 岡田順一郎君

建設省建設経済局宅地課民間宅地指導室長 岡田順一郎君

法務委員会専門員 海老原良宗君

委員の異動
五月十三日
辞任 菅 義偉君 補欠選任 渡辺 博道君
枝野 幸男君 金田 誠一君
安倍 基雄君 二見 伸明君

同日
辞任 渡辺 博道君 補欠選任 菅 義偉君
金田 誠一君 枝野 幸男君
二見 伸明君 安倍 基雄君

同日
理事鴨下一郎君同日理事辞任につき、その補欠として太田誠一君が理事に当選した。

五月十三日

民事訴訟法の一部を改正する法律案反対に関する陳情書(札幌市中央区北一条西一〇後藤徹)

(第二二二号)

組織的犯罪対策法反対に関する陳情書外二件

(鹿児島県始良郡始良町脇元一九七八里山和子)

外二名(第二二二二号)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案反対に関する陳情書外二件(鹿児島市山下町一一の一鹿児島市議会内中島耕二外一名)(第二二三号)

治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する陳情書(福岡県鞍手郡鞍手町大字中山三七〇五鞍手町議会内森田成二)(第二二四号)

少年法改正に関する陳情書(神奈川県秦野市落合三一二斉尾忠義)(第二二五号)

法務局職員の増員に関する陳情書(富山市新桜町七の三八富山市議会内鈴木秀二)(第二二六号)

札幌法務局室蘭支局伊達・虹田出張所の統廃合計画反対に関する陳情書(北海道伊達市鹿島町二〇の一伊達市議会内中里慶三)(第二二七号)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案等反対に関する陳情書外二件(仙台市青葉区一番町一の一七の二佐藤正明外一名)(第二二三号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
理事の辞任及び補欠選任
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(内閣提出第九二二号)
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案(内閣提出第九二三号)
刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二四号)
裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

○笹川委員長 これより会議を開きます。
理事辞任の件についてお諮りいたします。
理事鴨下一郎君から、理事辞任の申し出があり

ます。これを許可するに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○笹川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴うその補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○笹川委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に太田誠一君を指名いたします。

○笹川委員長 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。
本日は、かねてから死刑の執行に関して、とりわけその情報公開について質問主意書をたびたび出させていただき、またその議論を踏まえて、しっかりとこの問題を、国会の議論の中で確たるきちとした議論ということ、させていたいただきたいと思ひます。

思い返せば、昨年の夏、何冊も著書があり、またそのうちの幾冊かは私も読んだことがある永山則夫死刑確定囚の処刑が執行されたわけです。その時期というのは、本当に、国外にいろいろ視察の計画があったり、あるいは夏休みのさなかですから、国会の中で議論をするということもできず、したがって、社会的な議論が最も起きにくいときにそういった処刑が行われたということ、

極めて大きなショックを受けたわけです。

とりわけその情報公開について、この死刑の問題については、国際社会で死刑を存置している国においても、その状況について情報公開に努めることというものがたびたび指摘されているにもかかわらず、私の出した最初の質問主意書で、「八九年十一月の死刑執行当時までは議員の質問に別別の死刑確定者数や月別の死刑執行者数を回答していたか」というふうに質問したわけですが、これも、御指摘のような回答は見当たらなかったという答弁が返ってきました。

その後、実は当方で議事録を示しまして、こういうことがあるのじゃないかという指摘をいたしたわけですが、その後の質問主意書のやりとりで、なかったというところは過ちではない、事実誤認ではないのだというふうにお答えになっているのです。

言ってみれば、一昔前はこういった委員会質疑の場で、きょう現在の確定者の数は何人ですかと言うとお答えになっていた。しかし、これを今答えていないわけですね。お答えできるのであれば、このことも聞きたいのですけれども、明らかにその情報は、かつて言われていたことも言われなくなっているという点について、まず法務省の見解をただしたいと思います。

○原田(明)政府委員 御指摘の点は、かつて委員会質疑の中で、御指摘のような質問、また答弁があったというところは、そのとおりでございます。

それにつきましては、いわばその死刑の執行そのもの、また制度そのものについて反対という立場からさまざまな論議がなされている中で、例えばその聞かれた日、その時点で何名ですか、そういうふうなことを、仮に法務当局あるいは大臣からお答えすることになってまいりますと、まさに、いっこのような形で執行されるということとを公表するのと同じような事態になってしまふということ、これにつきましては、毎年一定の時期に、現在確定者は何名というのを公表し、またお答えするというところで、実際上のこの問題

についての公表の限度はどのように取り扱わせていただくということが確立されて以来、ただいま申し上げたような事態になっているということ、現在のところ、そういう死刑の執行の公表についての考え方はそのようにやらせていただくというところで、現在の実務的な取り扱いを行っているというふうに御理解いただきたいと思います。

○保坂委員 今、刑事局長がおっしゃった、私の質問で、議員の質問に別別に答えていたのではないかと質問に対して御指摘のような回答は見当たらなかったと一回お答えになっている、これはちよっと事実を誤認したということでしょうか、その要するに、その後議事録が出てきて、その質問はわかったわけです。その事実を。

○原田(明)政府委員 その点は、御質疑があった都度そのことをお答えするという慣行があったとか、そのような事実があったということについては、ないというふうにお答えしたと私は理解しております。

ただ、相当期日がたつて、たまたま一年に一回とか二回、そういう御質疑があった際にお答えするというような事態はあったらうと私は思います。しかし、聞かれたその都度お答えしていくという形にはなっていないという趣旨の答弁であつたと思ひます。

○保坂委員 平行線で行っているというふうなので、誤認があったら誤認があったというふうにはつきり言っていた方が論議は進むと思ひます。

死刑については実は大きな関心があるわけですが、けれども、その実情というのは非常に大きな、厚いベールに覆われております。

まず伺いますけれども、死刑の現場に立ち会ふ、いわゆる死刑の執行の現場に立ち会ふのは、それなりの執行するのとはまた別な、か、そして実際に執行にかかる時間は平均何分ぐらいなのか、また、死亡をどなたが確認されているのか、基本的なことなんです、お答えいただきた

いと思ひます。

○坂井政府委員 お答え申し上げます。

死刑の執行に立ち会いますのは、検察官、検察事務官及び矯正施設の長及びその配下にあります矯正施設の職員ということでございまして、これは当然のことだろうと思ひます。

それで、死刑の執行をだれが行うのかというの、これも当然でございまして、矯正施設の職員が執行を行っております。それから、死亡の確認は、これも矯正施設に医師がおりますので、この矯正施設に勤務する医師が死亡の確認をするということになっております。

それから次に、執行の時間でございまして、これはなかなか統計がとりにくいという、か、そのときで若干違いますが、大体十五分から二十分ぐらいの見当ではないかというふうにしてございまして。

○保坂委員 それでは、実際執行に携わるのは職員の方、つまり刑務官というふうな理解してよろしいでしょうか、ちよっと答弁を。

○坂井政府委員 矯正職員でございまして、主として保安課の職員が立ち会うということになります。

○保坂委員 それではお尋ねしますけれども、その刑務官の方が上司から執行に係る職務命令を受ける、どの法律に基づいて受けるのか、法的な根拠をお願ひいたします。

○坂井政府委員 これは、もちろん申すまでもない、矯正職員は国家公務員でございまして、国家公務員法九十八条第一項に「職員は、その職務を遂行するに、法令に従ひ、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」という条文がございまして、これに基づいて命令をすることがございまして。

○保坂委員 国家公務員法でそういう規定があるのはわかっておりますが、死刑の執行というものは国家公務員が数々受ける職務命令の中でも極めて特異な命令だと思ひます。つまり、思想信条ある

いは宗教上の理由、あるいは人生、哲学上のさまざまな理由で極めて抵抗が強い。

これを逆に言うと、今は国家公務員法の九十八条一項しか法的根拠はないというふうに理解してよろしいですか。特別に定めた細かい規定はないのでしょうか。

○坂井政府委員 もちろん、死刑そのものにつきましては、刑法、刑事訴訟法、監獄法、監獄法施行規則とずっとありますので、それはもちろんその命令する根拠は何かといえ、この国家公務員法上の根拠である、こういうことになるかと思ひます。

○保坂委員 つまり、監獄法とか今言われましたけれども、その中に細かく、刑務官が死刑執行の命を受けたときはそれに従わなければならないというふうな規定があるのでしょうか。

○坂井政府委員 現在の規則の中にはそういうふうな規定はございません。

○保坂委員 私は、随分この問題を考えてみました。一番最初は当然執行を受ける側、あるいは被害者の感情、さまざまな議論の中で考えるのですが、このところ最も強く考えさせられたのは、実はその職務命令を受けて執行する側の、つまり、刑務官の方たちのお気持ちなんです。これはもうかなりいたたまれないものがあるということとをさまざまな本で読み、また、訴えをされているのだという事実を知りました。死刑確定囚、長い年月にわたって矯正に当たり、精神的な交流もありという中で、その生命を遮断しなければならぬという、本当に苦痛、苦悩の中に立つておられるわけです。

死刑執行に当たる刑務官が、その精神的苦痛と刑の残虐さを訴えて死刑廃止を提唱したということとをございまして、よろしいかと。

○坂井政府委員 現職の刑務官ではそういう人はおられません。ただ、おやめになった方でそういう書籍なり、本なり、あるいはインタビューに応じるということをしておられる人がいるというこ

とは承知しております。

○保坂委員 では、これは調べていただきたいのですが、私が生まれたのは昭和三十年なんです、昭和三十一年の参議院の法務委員会の議事録がございまして、当時、参議院の法務委員会に死刑廃止法案という法案が提出されております。その法案の原動力になったのは、現在とちよつと情勢が違ひまして、どうも死刑執行に係る刑務官の方たちあるいは拘留所長の方の叫びが原動力になったというふうにも聞いております。この議事録の中で、実は公述人として玉井さんという方が参議院の法務委員会に來られていたんですね。この方は、拘留所長、現職だと思ひます、こんなふうには言われているのです。

死刑という刑罰が存在する限り、そしてその執行を私たち矯正職員が行わなければならぬ限り、私は方便的に任務を遂行するのであつて、そこに教育としての良心は片鱗をも示すことはできない。人殺しとみずからあざけておるものであります。この点から考えても、私は当然死刑は廃止してほしい。そして、もし直ちに廃止することができないとするならば、さしずめ死刑の執行は矯正職員にやらせることだけは、せめて直ちにやめさしてもらいたいということこそを懇望するものであります。(拍手) これは、私が過去六カ年間大阪拘留所長として、数多くの死刑確定者と接し、彼らの死刑執行に立ち会つてきた経験から結論づけられたものであります。

この方は、昭和四年に刑務官になられて、昭和二十四年から三十年まで大阪拘留所長として勤務して、その間に四十六人の死刑執行をしたという体験を踏まえてこういうふうには言われているのですが、御存じでしょうか。

○坂井政府委員 その玉井さんが、参議院の委員会で参考人として陳述されたということ、ちよつと私は知らなかったのですけれども、玉井さんという人はかなり前におやめになった人だとは思ひますけれども、大阪拘留所長をやられた方

で、死刑について本を書いておられるということ、は承知いたしております。今委員御指摘のような、参考人としての意見陳述をされたということ、はちよつと存じません。

○保坂委員 これは昭和三十一年五月十一日金曜日に開かれた委員会、公述人です、この場合は、このときの役職は奈良少年刑務所長になっております。現職だと思ひます。やはりこういうことについてきちつと精査をして、ちゃんと検証していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○坂井政府委員 検証と申されても、そういう意見の方がおられるということとは間違ひございませうし、そういう意見で本を出したりしておられるということも十分承知しております、我々もそれは十分わかまえておるつもりでございます。

○保坂委員 ここで法務大臣に伺ひたいのですが、執行に当たる刑務官の方のさまざまな体験、これは法務省の方でも御存じのようでございますけれども、「死刑執行の現場から、戸谷さんという方が書かれていた御本がございまして、それから大塚公子さんという方がお書きになった、これはルポルタージュでございますけれども、「死刑執行人の苦悩」という本がございまして、ぜひ大臣にもこれらの本を読んでいただきたいというふうに思ひます。

そして、今繰り返し確認してきたように、日本の歴史の中で、特に矯正局の職員の方の中から、この死刑執行といういわば公務を、あるいは職務命令を、いたたけないのだ、中にはこれが理由でやめていくという方もおられる、あるいは精神的に非常に追い詰められるという方もおられる。つまり、この執行する側の問題ということに法務大臣が関心を払われて、こういう側の職員の方の声をぜひ察していただきたい、そして、できれば生で聞いていただきたいと思ふのですが、いかがでしょうか。

○下福葉國務大臣 今委員るる御指摘になりました行刑施設の職員は、死刑という、本心に厳肅と申しますか、刑罰の執行に当たる立場にあるわけでございます、その職務遂行に当たりまして

は、委員御指摘のように、本心に大変な苦勞があるというふうにも思ひます。

私も就任早々、元刑務官から通信をいただいたことがございまして、その辺の心情等もある書いてあつて、深く心にとどめておるわけでございます。大変御苦勞があるということはわかるわけでございますけれども、やはり私も非常に厳しき国の法秩序の維持という責任を持つておるわけでございます、そういうふうな立場から大変困難な業務に刑罰の職員が取り組んでおる、その辺の心情は私も十分心得ておるつもりでございます。

改めて、繰り返して申し上げますけれども、そういうふうな中においても、なおかつ、国の法秩序に当たる、そういうふうな仕事は非常につらいですけれども、やはり厳格に処理していかなくてはならない、このように思ひます。

○保坂委員 大臣にこの二冊の本をぜひ読んでいただきたい。後ほどお渡しをしたいと思います。それでは、サミット加盟国の中で、国全体で死刑が存在しているというのは日本だけでしょうか。簡潔にお答えいただきたい。

○原田(明)政府委員 いわゆるサミット加盟国の中では、日本以外に、ロシアのほか、アメリカ合衆国におきましても、国全体に適用される連邦法において死刑が定められているものと承知しております。

また、国際連合の報告によりますと、イギリス、カナダは、それぞれ通常犯罪については死刑を廃止したものの、一定の罪については死刑を存置しているというふうに報告されております。

○保坂委員 この四月に、国連人権委員会、死刑の存置国に対して、段階的に死刑を適用する犯罪数を制限せよ、そしてまた情報公開すること、そして執行停止に向けて努力することというふうな内容の決議が採択されたというニュースが伝わつてまいりました。

このことと、死刑を最高刑としている刑も含む組織的犯罪対策法が今回上程されているわけでは

けれども、国際社会の動向について、一方は、組織的犯罪については国際社会の動向に敏感に反応しつつ、こちらの死刑については、それぞれの国の動向を踏まえてそれぞれの国のやり方でやる、ここに矛盾があるかと思ふのですが、いかがでしょうか。

○原田(明)政府委員 まず、御指摘の、現在御審議をお願いしております組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案に定める組織的な殺人の罪においては、死刑を最高刑としておるわけでございます。これは、既に死刑を最高刑として定められている殺人罪について、これが組織的に起された場合に、その法定刑の下限を引き上げようとするものでございまして、法定刑の上限についてはそのままとしておるのでございまして、新しく死刑が科せられなかつた行為に対して死刑を定めるものではないということについて、まず御理解を賜りたいと思ひます。

また、死刑制度の存廃そのものにつきまして、国際的にも、委員御指摘のとおり種々の立場があるところでございまして、諸外国における動向、経験も参考にする必要はあると思ひます。基本的には、各国におきまして、当該国の国民感情でございまして、とか犯罪の情勢、刑事政策のあり方等を踏まえて慎重に検討されるべきものでございまして、それぞれの国において独自に決定すべきものと考えております。

そういうことで、やはり国際的な動きについては常に注目しつつ、我が国としても十分な検討を進めていくというのが我が国の立場ではないだろうかと思ひます。

○保坂委員 ちよつと予告から漏れてしまつて申しわけないのでございます、この死刑の問題を考えると、いろいろな立場の人がいろいろなことを考えているのですけれども、最近話題にもなつております東京裁判、極東国際軍事裁判において、当時の戦犯として東条英機氏ら七人の方が処刑されたわけですね。その当時というのは、死刑執行そのものがいわ

ば大きく公開をされて、そして新聞等にも大きく一面で載るといふ形だったわけなのですけれども、いわゆる東京裁判における死刑執行の公表という点と現在とは相当違うわけですから、法務大臣はどのようにお感じになりますでしょうか。

○下福葉國務大臣 東京裁判は、今さら申し上げるまでもなく、敗戦国である日本の戦犯に対する、戦勝国の人たちが構成された裁判でございまして、当時のやはり置かれた社会情勢なりなんなりを背景として公開なりなんりの方法をとられたと思うのです。

現在私どもが議論しておりますのは、日本の国内法、刑法を頂点とするいろいろな刑法法令の中の適用の問題として議論していただくわけでございまして、そういうふうな意味では性格的に違ふものである、こういうふうに判断いたしております。

したがって、現在の法体系の中で死刑のあり方を公開にすべきかどうかという議論は、今委員御指摘の問題とちよつと話が違ふのではないかな、こういう認識を持っております。

○保坂委員 この問題はきちつとした議論をするということが大切であるというところは、どの立場の人もお認めになることだと思います。ですから、議論の前提として、何がどのように行われているのかというところは物すごくわからないわけなんです。

この前もお聞きしましたけれども、例えば我々議員が刑場を視察したい、見たいと言った場合に、恐らく法務省から返ってくる答は、確定者の心情の安定に著しい影響を及ぼしかねないので御遠慮願いたいということが返ってくると思うのですが、それならそれで、例えば取り壊し寸前のところであるとか立ち上がったばかりのところであるとか、つまり情報公開についての努力をすることはいかようにもできると思います。

それから太政官布告の問題、ほとんど変わっていないという前回の答弁でしたけれども、いろいろ調べてみると、やぐらに登っていったところから

処刑をされるというのと、平行に歩いていったところから落ちていかれるという、大分違いもあるわけですね。

こういうことで、公開の努力をお願いしたいし、するべきだと思いますけれども、見解をお願いします。

○坂井政府委員 今委員の方からおっしゃられましたので、私の方からはなかなか言いづらいのですが、やはり刑場の公開ということになりますと、先ほど委員もおっしゃられましたとおり、死刑という最も重い刑罰でございまして、また非常に厳粛な場所でもあるというふうなことから、それから心情安定、家族の名誉というふうなことを考えますと、これを公開するというのはなかなか難しいのではないかと、いうふうに我々としては言わざるを得ないわけでございます。

それから、先ほど委員御指摘になりました刑場の形というものも、太政官布告と現在は若干変わっておりますけれども、前回申し上げましたとおり、要するに、踏み板式で床があいて落ちるといふ形は基本的には変わっていないという趣旨で申し上げたわけでございます。

○保坂委員 法務大臣にもう一度総括的にお尋ねしますけれども、先ほどの前半の質疑で、刑務官の方が執行を命じられた法的な根拠というものは個別法においては無いのです、国家公務員法において指摘をされましたけれども、そういう中で、例えば、今現在の執行状況を聞きますと、大変混乱した中で精神的な苦痛を多々感じながら、いろいろな問題がある。我々もそういう話をぜひ聞いてみたいというふうに思います。

そして、先ほどの刑場の問題ですけれども、心情に著しい影響を及ぼすおそれがあるという答弁は大体予想をして、そこは踏まえて、であればそこを除去した見方、見方というのは現実に何が行われているのかということとを議員として共有したいという意味でございしますが、あるいは努力ができるのではないかと、いう意味で、例えば取り壊し寸前だとか立ち上がったばかりとか、そういうこ

とも指摘したわけですね。

この論議を空中戦に終わらせずに、実りあるものにしていくために、そういった基本的、基礎的なこと、情報公開、刑場の問題、そして執行に携わる刑務官の方の生の声を、この昭和三十一年の国会では堂々と公述人として来られて話されているわけですから、そういうことの論議の土台を法務大臣、ぜひつくっていただきたいと思います。

○下福葉國務大臣 国会は、国権の最高機関でございまして、ですから、御意見は基本的には尊重しなければならぬ、このように思います。ですから、私は今矯正局長が申し上げた意見と同意見でございしますが、例えば、国政調査権のもとで、このことが院なり何なりの御意思として今お話しするような御要望があれば、これは検討しなければならぬかな、このように思います。

○保坂委員 今大変貴重な答弁をいただいたと思います。事実がどうあるのかということ抜きにしては、この議論は本当に観念論というのか、抽象論になるわけですね。存置か廃止かという議論はずっと続いてきました。しかし、事実がどうあるのかということ、今法務大臣がおっしゃったようにきちつと我々議員が受けとめて、それをもとにして、ではどうしたらいいのかという議論をしていく、せめてその間は執行を停止していただきたく、という私の要望ですけれども、そういう状況づくりにはぜひ御協力願いたいということを一言お願いしまして、私の質疑を終わります。

法務大臣に一言。

○下福葉國務大臣 執行の問題は、これは別個の議論だと思えます。法律に基づいて私にそのようなあれが与えられておりますから。ただ、最初の話を申し上げますが、場所の問題とか、そういうような問題については先ほど申し上げましたように、それは院としてお決めたいただければ、私どもがだめだというわけにもまいらぬだろうと思えます。

す。

○笹川委員長 上田勇君。

○上田(勇)委員 平和・改革の上田でございます。きょうは一般質疑で、死刑の問題について御質問、議論される委員の方が多いかというふうに思いますけれども、私の方からは、後ほど若干その死刑の問題についても伺いをいたしますけれども、同時に、もう少し幅を広く、いわゆる人権擁護行政の問題につきまして何点か伺わせていただきます。

まず最初に、昨日の衆議院の本会議で中央省庁等改革基本法案が可決いたしました、これから参議院での審議ということですが、その法案の第十八条に法務省の編成方針が述べられております。「法務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。」「一 人権擁護行政について、その充実強化を図ること。」というふうに、一番最初にこの人権擁護行政のことについて述べられているわけでありまして、ここにこういうふうの特筆されているというのは、これまでの行政改革会議あるいはその後の政府内での議論の過程においても、現在法務省が行っております人権擁護施策について改善すべき点あるいは不十分点がある、そういう意見が強くあったのではないかと、いうふうに考えられるのですが、まず最初に、これまでの行革会議あるいはその後の法案を取りまとめるに当たって、政府内、法務省の行つておられます人権擁護施策の現状について、どういふような議論があったのか、その辺をお尋ねしたいというふうに思います。

○横山政府委員 お答えいたします。行政改革会議から人権擁護行政について、人権問題をめぐる今日の状況を踏まえ、今後の組織のあり方をどう考えるかとの質問がなされまして、昨年五月に行われました各省庁ヒアリングにおきまして、法務省はこれまでの人権擁護行政の取り組みを説明した上で、全国的組織を有する専門機関として、今後、人権擁護推進審議会の審議結果

を踏まえ、さらに積極的に人権擁護行政に取り組んでまいりたい旨説明したところでありまして、最終報告において、法務省の「機能・政策の在り方の見直し」として「人権擁護行政の充実・強化」が盛り込まれたところでございます。

○上田(勇)委員 今行革会議の中の議論の一端を御紹介いただいたのですけれども、法務省をどうしていくかという、中央省庁の改革基本法案は各役所の今後の構成を、行革会議の最終でも、この国の形をどうするかというふうな非常に根本的、また基本的な課題で、中央省庁の形をどういうふうにしていくかということが議論されたわけでありまして。

その中で、実はこの十八条の法務省のところにしても、そのほかのところというのは、組織を機能的にしていくこと、また公安調査庁について若干言及がありますけれども、あとは他省庁との調整をうまくやってくださいみたいな話なのですが、実はここで、人権擁護行政だけにきましましては充実強化を図るといふふうに書いてある。これはやはりこれからの法務省の行政のあり方を、非常に基本的な方針を示す重要なことであるといふふうに思ふのです。

そこで、ぜひこうした議論、今内容については余り詳しく御紹介はなかつたのですけれども、この法案にこういうふうな書かれていくこと、また、こうした行革会議等の議論を踏まえまして、法務省の人権擁護施策の現状をどのように評価されているのか。また、この法案に基づきまして、ここで充実強化というふうな書かれておりますけれども、法務省の人権擁護行政を今後どのような方針で充実強化をされるお考えなのか。大臣の方から基本的なお考えを伺いたいというふうに思います。

○下福葉國務大臣 今御指摘のように、十八条に人権擁護行政の充実強化が記載されておるのは御指摘のとおりでございます。日本国憲法が重要な柱として保障しております国民の基本的な人権というものは、これは私も真剣に取り組んで、その擁

護のためにやらなければならぬ。

二つの側面があると思ひます。一つは人権啓発活動であろうと思ひますし、もう一つの側面はいわゆる人権侵害事案に対する調査、処理というふうな、大きく分けましてそういうふうな人権擁護活動がござります。

その面について積極的に取り組んでまいりたいと思ひますし、最近のいじめ等の子供の人権問題やあるいは報道と人権との問題など、さまざまな問題が依然として存在しておるわけでございまして、このような状況のもとで、現在の人権擁護制度で果たして十分であるかどうか、これは必ずしも十分であると私は思ひません。そういうような点につきまして、一層の充実強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○上田(勇)委員 次に、この人権問題のちよつと具体的な話を何点か伺いたいというふうに思ひます。

今大臣の方から、報道と人権の問題ということも答弁の中でございました。これまでも、私もそうでありまして、ほかに多くの委員がこの法務委員会あるいは他の委員会でも、報道による人権侵害の問題については現代社会で非常に重要度が増している人権問題として質疑でも取り上げられておりますけれども、これまで大臣の方からは、この報道による人権侵害の問題についても人権擁護推進審議会の中でも今後検討していきたいというふうな答弁を何回か伺っております。

ただ、ここで私非常に気になるのは、人権擁護推進審議会というものは年限が限られて設けられた時限的な審議会でもあります。また、それが設立された経緯の中におきましては、これまで同和問題をそこで継承するというところから設立された経緯がござります。その問題も重要な課題として議論されていかなければいけません。また、法律の目的を見てみますと、本当にあらゆる人権の問題がそこで検討、議論されていくということであり

と、本当に精力的に回数を重ねて取り組んでいただいているというのにはよくわかりますけれども、こういう人権の問題が出ます、何か問題提起されたときに、たくさん問題がある中で、限られた時間、それと一つの審議会の中で、果たして本当にそういったものを具体的に中身をきっちりとした検討をすることができのらうかと、一つ思ふわけでありまして。

人権にかかわる問題が提起されたときには、どうも、これは私の感じでありますけれども、この人権擁護推進審議会というのがある中で、とにかくそこに流し込んでおけば、とりあえずは問題の、先送りといったようなことでは、問題に対処できるのだというふうなことで、それだけの問題は非常に重要な問題であるにもかかわらず、本当に具体的な検討ができるのらうかというところがすごく疑問に感じるのであります。

その辺について御感想、お考えがあれば伺いたいというふうに思ひます。

○下福葉國務大臣 お答えいたします。

国会のお力添えによりまして人権擁護施策推進法というものができました。これは御承知のとおり時限立法でございますが、その法案を成立する際の附帯決議に、既に御承知のとおりに衆参で大体同じような附帯決議がなされております。人権尊重の理念に関する教育及び啓発の基本的事項については、二年をめどに、人権侵害の場合の被害の救済施策については、五年を目途になされる人権擁護推進審議会の答申等について云々と書いてあります。そういうふうなことで、今委員、御指摘のような御懸念を示されていると思ひます。

この附帯決議に基づきまして、人権擁護推進審議会においては、いづゆる啓発活動をまず重点にしておきまして、取り上げているのは事実でございます。

ところが、委員御指摘のような最近のいろいろな人権侵害、例えば報道等による人権侵害等々の問題も対応に非常な急を要する問題であるといふようなことがございますので、先般御報告いたしましたと思ひますが、この啓発活動に対する審議会と

並行して人権救済に関する検討も進めようではないかということをお願いいたしました。人権救済制度検討準備委員会、この準備というものがちよつと急に食わないのですけれども、一応そういうような形で発足させまして、そして専門家の委員を委嘱いたしました。

そして、四月六日に第一回の会合を開きまして、六月十一日に第二回の会合を開こうというふうなことで、今御指摘のような問題につきましても並行して審議を進めているところでござい

ます。

具体的な結論を早急に得て、それに基づいて対処したい、このように考えている次第でございます。

○上田(勇)委員 今かなり前向きな御答弁をいただきました。本当にありがとうございます。

実は、報道による人権侵害の問題というのは、やはり現代社会に入つて非常に顕在化してきた特有の問題じゃないかというふうに思ひます。私ども平和・改革の方でも、会派の中に報道と人権問題に関するプロジェクトチームというのを先日発足をさせました。これまでそういった報道被害に遭われた当事者の方、あるいはこうした問題に取り組んで下さる有識者の方、また、先日は、放送と人権等権利に関する委員会というのですか、いわゆるNHKと民間放送で設立いたしましたBRCというその委員会の委員長代行を務められて清水先生という方にも来ていただきました。お話を伺いました。

その清水先生のお話の中で、日本国憲法それから各国の憲法等で保障されております表現の自由、報道の自由というものは、当初、その理念がで

に、当初のそういう憲法の理念とは若干変質してきているのではないかと意見がありまして、私も全くそれと同じような感じを持っておるわけであります。

こうした議論の中でいろいろ考えてみると、報道や放送機関を規制する云々ということよりも、実は重要なことというのは、被害に遭われた方をいかに救済していくかということではないかというふうに思います。そういう報道被害者の救済措置についてもぜひ法務省の方でも議論していただきたいというふうに思います。

また、いろいろなお話を聞く中で、いわゆる報道による名誉毀損等の民事事件が起きた場合でも、我が国においてはそれに科せられる損害賠償等のペナルティーが諸外国などに比べるとかなり低い。数百万のオーダー。対諸外国においては、もう何千万、何億円というような賠償額の差がある。これは、懲罰的な賠償という考え方を必ずしも私も肯定するわけではございませんけれども、ただ、それが余りにも評価が低いということにおいて、実はその抑止効果がなくなっているのじゃないかという面も指摘されているのじゃないかというふうに思います。

いろいろと長々と述べさせていただきましたが、この辺についてまとめてお考えがあれば伺いたいというふうに思います。

○森脇政府委員 名誉の侵害による精神的な損害をこうむった場合でございますが、我が国の民法におきましては、その損害の回復の方法といたしまして、金銭による損害賠償、すなわち慰謝料という方法と謝罪広告という方法を認めておるところでございます。

ただいま委員御指摘のありました、そのうちの慰謝料の額の現在の裁判上の運用の多寡という問題でございますが、これは非常に難しい問題だということに考えております。諸外国に比べて低いのではないかと御批判、これは学者が統計的、何をもつて正常な額とするのかという決め手が欠

いておりますので、大変難しい問題であるというふうに認識いたしております。

現在の民事裁判の実務におきましては、被害の程度、態様、それが継続する場合にはその期間、あるいは被害者の側の社会的な地位、身分、あるいは侵害行為の態様、そういったようなものを総合的に勘案いたしまして、裁判所において適正な運用を図るよう努めているところであるというように認識しております。

○上田(勇)委員 次に、冒頭、法務省が今後人権擁護施策の充実強化を図っていくという大臣からの御答弁があったのですが、我が国の人権擁護の実態については、海外、国際的にはさまざまな評価がありますが、中には、やはり必ずしも余り高く評価されていないという面も伺います。そこで、いわゆる国際人権規約に含まれている内容等につきまして、実態等について何点かお話ししたいと思います。

我が国においても一九七九年から発効しております国連の市民的及び政治的権利に関する国際規約、いわゆる自由権規約というものの、中の点々ですが、この条約によりまして、第四十条で、各締約国はそれぞれその国内における人権擁護の実態について報告するというようなことになっておりますが、この四十条に基づきます報告書を拝見させていただきますと、その中に非常にこれはたくさんの方が書いてあります。基本的な人権にかかわることがなく書かれておりまして、それに全部言及するわけにはいきませんが、ちよつと最近話題になっている何点かに言及させていただきます。

一つは、この自由権規約の第二十三条に関する件で、ここで、実はこのところずっと国会で論議の対象にもなっております民法の改正について言及されております。一九九六年二月に民法の一部を改正する法律案を決定し、同大臣に答申しましたというくだりがあつて、もう一つ同時に、この民法改正に含まれている内容として、第二十六条に関する部分で、ここでもその民法の一

部を改正する法律案においてその改正方向が示されているというように記述がございます。

この二十六条は、嫡出でない子の相続分についての話であります。この非嫡出子差別の問題については、私も伺っているところによりまして、自由権規約に係る報告書のこれまでの国連人権委員会における審査においても何回か問題提起もされているというふうにも伺っております。

そこで、この報告書に、このように民法改正、正確に読むとやりやすというふうには書いておりませんが、いかにもうその進行過程であるかのような報告がなされているのです。現実には、今日に至っても民法の改正については法務省の方からは御提案がありませんけれども、なぜこういうところに、いかにもうすぐ出てきそうだというような、進行中であるかのような表現が用いられているにもかかわらず提出に至っていないのか。

また、こういう国際機関に対してはそういうような報告をしながら、実際に国内ではそういう施策をとっていないかというの、広い意味では国際公約みたいなものに、あるいは国際的な信義に違反しているのではないかとこのように思いますけれども、その辺について法務省の方から見解を伺いたいというふうに思います。

○森脇政府委員 今委員御指摘になられました、いわゆる自由権規約に基づく我が国の第四回の報告書というものが提出されたわけでございまして、そこには、今委員が正確に御指摘されましたとおり、法制審議会においてはこういう答申がなされたということが記載されているわけでござい

ます。この報告書は、言ってみればこの該当条項に関する国内における法改正の動きについての事実報告といったものでございまして、委員がただいまちよつと御指摘されました国際的な責任であるとか、そういうようなものが生ずるといった性質のものではないというふうに理解しておるところでございます。

ただ、そうは申ししましても、法律の専門家が集

まりました法制審議会におきまして民法の一部を改正する法律案が示されたということは紛れもない事実でございます。私どもとしてはこれを尊重するべきものというふうに考えておるところでございます。

ただ、委員も御案内のとおり、婚姻制度等に関する民法の改正につきましては、今世論でさまざまな議論がなされておるところでございます。総理府が実施いたしました世論調査の結果を見ましても、意見の対立が甚だしいという状況にあるわけでございます。

一方、夫婦別姓等の、民法のいわば基本の問題ということになりましたと、これは国民生活に非常に大きな影響を及ぼす事項でございます。今こううした、国民の間はまだ十分な議論が尽くしていない、あるいは意見が大きく割れておるといったような状況の中で、内閣として立法提案をすることは相当ではないかという状況にあるわけでございます。

したがって、この問題につきましては、今後とも国民各層や関係各界において多角的な観点から御議論を続けていただきまして、国民のコンセンサスが得られるような状況で改正が行われるように私どもとしては努めてまいりたいというように考えておるところでございます。

○上田(勇)委員 今答弁にありましたとおり、この報告書にも法制審議会が決定をして大臣に答申をしたという事実が書いてあるのみでありまして、それをどうするということとは実は書いてないというの、今のお話のとおりなのです。

ただ、一般的な印象をいたしましては、例えばこの二十三条のところなんかは、同大臣に答申しましたといつて、それについていろいろ難しい問題がありますというふうなコメントは書いてないのです。ということは、これは一般的に見ると、もうすぐ、そういう意思なんだというふう

に感じるのじゃないかと思うのです。むしろ、いろいろな事情というの、これはこれまでの委員会でもいろいろな委員の方からお話があつ

て、何回もお話を聞いているのですけれども、そうであれば、対外的な報告書、これは国連の機関に対する報告書でありますので、そういうところにも、法制審ではこういうふうに出ているのだけれども、実際には国内的にいろいろ問題があったり、当分は難しいというふうを書くのが正直な書き方なのじゃないでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○森脇政府委員 これは、たしか報告書を提出したのは昨年だったと思いますが、その時点によっても変わる問題であらうかというふうに考えております。

ただ、客観的な事実を述べる報告書ということになりますと、どういう表現が可能なのか。場合によっては、答申がなされたが、いまだ立法の具体的な提案には至っていないというような書き方も客観的な表現なのかなというところは考えられますが、今後の報告書のあり方ということでは、今御指摘の点は検討していかなければならない問題だというように認識いたしております。

○上田(勇)委員 確かに今の提起されております民法改正、法制審の方から答申がありました民法改正論については、いろいろな議論があるのは私も承知しております。積極的に推進したいという強い意見もあれば、いろいろな条件がまだ十分整っていないのではないかと意見があるものも確かであるというふうに思います。ただ、法制審からこういう明確な形で示されたことでもありまして、ぜひもう少し法務省の方としても積極的な対応をお願いしたいというふうに思うわけであります。

次に、きょう、各委員の方から死刑の問題について取り上げられております。

このことについても、今引用いたしました報告書の中にも書いておられますけれども、実は、国際人権規約、自由権規約の方ですね、この第六条におきましても死刑の問題についての記述がございます。

この第六条に書かれていることは、必ずし

も、この条約を批准すれば国内の法体系を改正して死刑を廃止しなければならないというふうに書かれているわけではありませんが、その後のいろいろな国連におきます決議、あるいは人権委員会における決議、そういったものを見てみますと、実はこれは我が国が批准する前の、批准するとうか、我が国においてこの自由権規約が発効する前の七七年の国連総会決議でありますけれども、この中にも、死刑を廃止することが望ましいという観点から、死刑相当犯罪の数を漸次制限するものであることを再度確認するというような表現がございます。また、我が国において発効した後の八二年の人権委員会採択、あるいは八七年の国連総会決議、ここでは再度七七年と同じことが確認されておりますし、また最近の九七年においても、再度同じような趣旨のことが確認されております。

こうした累次の決議を見てみますと、自由権規約の第六条というのは明示的には必ずしも書いておりませんけれども、これは締約国に対して行くは死刑廃止を求めたいというふうに解釈できるのではないかとこのように思いますが、その辺のように政府として解釈されているのか、お伺いしたいと思っております。

○貝谷説明員 お答え申し上げます。この市民的及び政治的権利に関する国際規約の六条は、個人が生まれながらにして有している生存する権利について規定しているものでございまして、このうち、第二項の規定は死刑を廃止してない国の存在を前提とした規定となっており、また、第四項及び第五項の規定につきましても、死刑の存在を前提とした規定となつており、このように考えております。

御指摘のとおり、昨年及び本年の国連人権委員会におきましては、この規約の第二選択議定書の締結を各国に検討することを求める決議が採択されておられるところではございまして、いずれにいたしましても、こうした決議の内容がこの規約の六条の解釈に影響を及ぼすものではないとい

うふうに考えているところでございます。

○上田(勇)委員 もちろん、この第六条をこのまま読みますと、別にこれが死刑の廃止を求めたいというふうには必ずしも読めないというの、これは普通に読んでも読めませんし、今の解釈が正しいのではないかとこのように私は思うのです。ただ、その後のそういった国連総会での決議とか人権委員会での採択された決議等を見てみると、やはりこれは、直ちにということではないにしても、そういった方向が望ましいのだ、やはりこの自由権規約の締結国においてはそういった方向での努力が必要なのだということを求めているのじゃないかというふうに思われるわけでありま

す。このことについて、これまでこの死刑の問題というの、先ほども保坂先生の方からもいろいろなお話もありましたし、これまでも、やはり死刑というの、廃止の方向で検討しなければいけないのじゃないかという、いろいろな議論がござい

ます。私も、資料で拝見しましたら、死刑の確定判決を受けた人で、その後再審により無罪判決を受けたという事件がこれまで四件あったというふうに伺っております。そのように、裁判では幾ら公正、適正な裁判が行われても、やはり誤りというものはどうしても避けがたいものでありますし、一たん死刑が確定した後、再審を受けるまでには大変な努力があったわけでありまして、

そういったことを考えると、やはり極刑としての死刑のあり方というのは、国際的にも、先ほど申し上げましたように、廃止の方向が望ましいというふうな規約に我が国としても批准しているわけでありまして、また、現実の問題としても、ただいま申し上げましたように、非常に難しい、いわゆる誤った判決がおりるといふケースも、これは人のやることでありますので避けがたいということを考えて、やはり人間が人間の命を法制度の中で奪っていくといったことは大変問題のあることなのではないかというふうに思います。

そういう意味で、先ほどのお話の中で、直ちに法制度が変わるということではないというのはよくわかりますけれども、そういった国の内外の情勢等も踏まえて、今後ぜひ検討していただきたいというふうに思うわけであります。

それで、最後にちょっと、またこれはこれまでの話と全然違った話なのですが、実は、報道等で拝見いたしますと、今いろいろところでいわれる定期借家権制度に対するいろいろな議論が行われております。何うところでは、今与党の中でも議員立法に向けての動きがあるというふうにも伺っております。この定期借家権制度については、そのメリットとしてもいろいろとお話を聞いて私も承知しておりますし、経済界の方からも期待が非常に高い制度であるということも承知しております。

ただし、一方、この問題が表面化する中で、さまざまな関係者の方から、再考を求める、あるいは反対意見といったものも示されております。

これは、主な理由というのは、一つには、定期借家制度を導入しても実際はそれほど借家の供給はふえないし、経済効果も期待するほどのものではないのだという効果の面に対する意見と、もう一つは、やはり借りる側、借家人の側の権利が十分守られるのだろうか。確かに、今の法制度が借家人の方の権利に比重が置かれ過ぎていて、この面での問題が指摘されているのは事実でありますけれども、この定期借家権制度が導入されま

すと、それによって借家人の権利が著しく損なわれるのではないかとこのように懸念がその反対の理由であるというふうに思っています。

そういった意味で、もしこの定期借家制度が導入されるということになったときに、そういう借家人の権利が侵害されるというような懸念はあるのかどうか、その辺、現状において法務省はどのようにお考えなのか、お聞かせいただければというふうに思います。

○森脇政府委員 当事者が契約期間を定めた場合

に、その期間で確定的に貸借契約が終了するといふいわゆる定期借家権の考え方というのは、一方で、現行の正当事由制度による存続、保護を認めないとするものでございます。

ただ、良質な借家の供給を促進するためにこの導入が行われた場合に、借家人の居住あるいは営業といったものにどのような影響を生ずるかという点については、今委員御指摘になりましたとおり、新聞紙上等でさまざまな議論がされておるところでございます。導入された場合の具体的な影響についてはございまして、これは、定期借家権の内容をどういうものとして構成するか、それから借家市場の動向といったものによっても左右されるものであるというふうに考えられるところでございます。

法務省におきましても、研究会あるいは法制審議会でもさまざまな議論が出たところでございまして、いまだ法務省として統一した見解があるわけではございませんが、委員御案内のとおり、現在与党で定期借家権の導入に向けた検討が進められているという状況にございまして、その意見の内容等については、現段階では具体的な答弁は差し控えていただきたいと思いますというふうに思います。

○上田(勇)委員 では、時間ですので終わります。

○笹川委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十時十八分休憩

午後二時三十一分開議

○笹川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。北村哲男君。

○北村(哲)委員 北村でございます。

本日は死刑問題がテーマになっておるのですが、私は、やはり死刑が関係した狭山事件の問題について質問していきたいと思っております。死刑にも関連しますし、石川一雄さんという人が一番で死

刑になって、そして控訴審で無期懲役で、今は既に刑期を終え、中途ですけれども、仮釈放になって世間へ出て、結婚もしておられるという人の関係です。

本来であれば、私は、個別事件、個別の裁判の件について国会があれこれ議論することはなるべく差し控えるべきだと思っております。また、それが司法への不当な介入になるおそれもあるので注意をしながらいかなければ、こういうふうにしておりませんが、本件は本当に珍しいほど、法務委員会の中で何回も何回も具体的なことが議論されております。

そういうことで、今までの議論について不明確であった点を明確にしたいこと。それから、そこで問題にされたような点を、既に一番直近の法務委員会の議論でも昭和六十一年でございまして、それから既に十年以上たっております。その間にいろいろな再審に関する国際的な動きとか国内の動き、また情報公開など、あるいは再審についての新しい展開、さまざまな思いをいたしますので、そういう点について、今ここで再度問題にすることが非常に有益であると思つて、質問を開始するわけでございます。

私は、この狭山事件につきましては、既に昭和五十九年三月二日、そして六十年二月二十二日、六十一年の十二月九日の三回分の会議録を読んでみました。それで、最初の五十九年三月二日の天野さんという人の質問にこういうふうなことが出ております。

昭和五十五年十月二十二日の前田刑事局長の答弁で、狭山事件に関連して、検察庁で所持しているもので開示できるものは全部開示する方針という言葉が質問の中に出されております。そしてさらに、一九八二年五月十一日あるいは八三年一月十三日、そして九月二十二日に証拠開示の請求がなされたが、昭和五十九年三月二日現在、検察官から何の返事もなければどうだろうかという質問が天野さんから出されております。それに対して、当時の冤刑事局長は、ある、ないの返事は

いずれなされるべきものと考えているというふうな答えをしておられます。

さらに、その天野質問の中で、昭和五十八年九月二十二日に弁護側と検察、東京高検との打ち合わせがあったそうですが、未開示証拠のリストが狭山事件に関する限りでできているという話をしたらしいが、そのリストがあるのかないのか、あれば見せてほしいという質問がありました。これに對して、冤刑事局長は、早速調査した上で対処したいというふうに述べております。

それで、それらの質問と回答を通じて、私が整理したところ、当時、質問で問題であったのは次の点だと思っております。

一つは、狭山事件の殺害現場のルミノール反応の検査報告書があつて、一つは芋穴のルミノール反応、もう一つは殺害現場、すなわち雑木林のルミノール反応の検査報告書、その二つがあるはずだという質問に対して、余りはっきりした明快な答えがないということが一つであります。

それからもう一つは、未開示証拠のリストの開示を求めている点について、その未開示証拠のリストがあるのかないのかという点と、開示すべきであるかないかという点。その二つの点、細かく分けると四点になりますけれども、そのあたりが問題になっていると思ひます。

そこで、まず質問したいのは、芋穴のルミノール反応は既に出されている、これははっきりしてありますね。では、もう一つの殺害現場のルミノール反応の検査報告書は一体あるのですか、ないのですか。その点はどうなんでしょうか。

○原田(明)政府委員 かなり経過のある御質問の中で、私も従来の経過を精査してまいりました。その結果、本日私が申し上げられるのは、お尋ねの殺害現場のルミノール反応検査報告書については存在しないと聞いております。

○北村(哲)委員 これに関しては、埼玉県警の松田勝という警察官の方が、芋穴から二百メートルの犯行現場について、殺害現場の雑木林についても夜間にルミノール反応検査をした、その検査結

果については報告書もしくは実況見分の一環として提出してあるというふうに、これは証言なのか、あるいはどこかで公のところで言っておられると思うのですけれども、こういう松田勝さんという特定の人がはっきりしておられて、また検察庁の方で、ないという御返事があつた後さらに松田さんに確かめたところ、いや、やはりそれはあるというふうに言われているという経過報告があります。

その点で、この松田勝さんについて、これはあるかないかについて検察庁は確かめた上で、ないことを確認されたのでしょうか。

○原田(明)政府委員 御指摘の点に関しましては、検察官におきまして御指摘の元技術吏員にも照会いたしました。お尋ねの、殺害現場におけるルミノール反応検査を実施した記憶はないとの回答であつたと聞いております。

○北村(哲)委員 狭山事件の再審弁護団が昨年の七月十一日に出した上申書の中には、殺害現場のルミノール反応があるはずだというふうにさらに言っているのですけれども、再度その点の御調査をされるという、そういう御意思はあるのでしょうか。

○原田(明)政府委員 ただいまのお尋ねによりますと、その後もそのような御主張といひますが、解を示しておられるということでございますが、その点を含めましてやはり疑問が残るという点がございまして、これは個別の事件でございまして、担当検察官と、またそれにかかわると申しますか、担当しておられる弁護に当たる方々との間でそこは詰めていただきまして、きちんとお答えができるようにするもの、また、そうすべきものと考えます。

○北村(哲)委員 ここで出すか出さないかということ、これは個別事件の介入になりますから、これ以上詰める必要はないと思ひます。今はないということですが、再度探してあるならば、これは芋穴と同じように出してしるべきものだというふうに私は考えますけれども、そう

いうふうな考えで、おつてよろしいわけですね。
○原田(明)政府委員 私もそのように理解しておりますし、まさに委員が御指摘のとおり、従来のいろいろな経過で問題とされて、あるということが確認され、それが本件について関係あるというものでございまして、やはりそのような措置をとらなければならぬというふうに考えます。その点は、具体的な事件でございしますので、やはり現場と申しますか、担当検察官との交渉において個別に判断していただきたい、そういうふうに考えております。

○北村(哲)委員 もう一つ、証拠リストというものです。これが今までの記録を見てもなかなかはっきりしないのです。
再度確認しておきたいのですけれども、要するに、警察から送られた立件書類のいわゆる証拠リストというのは、これは名前が正確かどうかかわかりませんが、そういうものは存在するのですか。その点に関して確かめたいと思います。

○原田(明)政府委員 私も、どういう題名になっているかという点につきまして、私が目で確認したわけではございませんが、報告によりまして、やはり警察から送致された者の書類につきまして、何らかの形でリストはあると聞いております。

○北村(哲)委員 それで、この点についても、今までの議論、議論というか質疑応答の中で問題になっているのですが、質問側は、この証拠リストはやはり出されるべきではないかと。特に再審においては、こういうものが今まで多くの事件で相当決り手になっているので、出されるべきであるというふうな主張に対して、いわゆる法務省側の御回答は、二つの理由で拒否をしておられる。拒否というか、出されるべきでないとおっしゃるわけですね。

一つは、さまざまな証拠記録は、いろいろな人が入っている第三者が関係しているもので、そういう人たちのプライバシーの問題について配慮しなくてはならないという点。それから、そういう

ことを明らかにすると、今後の捜査の円滑な遂行に支障を来す。こういう二つの理由で、一般論として証拠リストというものは提出されるべきではないというふうにお答えになられているように理解しておりますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○原田(明)政府委員 お尋ねの捜査関係記録に関するリストと申しますか、目録と申しますか、そういうものも含めまして、公判に提出していい記録の開示ということにつきましては、あくまで担当の検察官におきまして、個々の事案ごとに、関係者のプライバシー等の保護、あるいは一般に、将来の捜査における国民の方々の協力を確保してまいるとの観点から、個別に判断すべき事柄であらうと思われまして、その点では、まさに委員御指摘のとおりでございます。

その点、お許しただけならば、若干敷衍させていただければと思うのですが、やはり捜査の初期の段階では非常にさまざまな捜査が展開されます。その中には、いろいろな方々のいわば供述でございまして、風評のたぐいでございまして、一つ一つ検討してその真偽を確かめていくというところが、警察の初動捜査と申しますか、捜査の基本としてなされていくわけでございます。

そして、それらにつきまして、実際には、実体的真実の発見の観点から問題ない、あるいはこれはもう不要とされていくものはあるわけでございますが、捜査記録としてはそういうものも一応は保管してまいります。そして立件記録としてされるわけでございますが、その中には、もはや真実であるか虚偽であるかというところがはっきりしないというふうなものもございまして、しからず、それらにつきまして、改めて出されて一般に公開されていくというところになります。やはり関係者のプライバシー、またその名誉等々に関係してくるものが最終的に残ってくるだろうと思っております。これは一般論でございます。

そういう観点から、個別に検察官においていろいろ検討して、従来、提出できるものはそのようにさせていただいているというところは私は聞いておりますので、もしそういうことで、なお何か問題があるというものがございすれば、今後とも個別に検討されるべきであるというふうに考えます。

○北村(哲)委員 かなり踏み込んでお答えいただいたのでございますが、その前に、リスト自体は、今御答弁になったように、いろいろなものに関係するとかいっているのではなくて、リストは単なるリストではないか、それを出すことに何ら差し支えはないではないかというふうな疑問もあると思うのです。リストの段階でとまってしまうと、個別のどれが正しいかどうかが判断できない。だから、リスト自体がなぜいけないのかという点については、簡単に、どのような御見解でしょうか。

○原田(明)政府委員 やはりリストということになりますと、恐らくその題名と申しますか、その掲げ方、作成者でございまして、関係者の名前があるというのが一般だろうと思っております。そういう中で、これは何だろうかということになり、そこはやはり実物を見ないとわからないということに恐らくなっていくのではないかと申すわけですね。そういう観点から、やはりリスト自体がその事件の本筋と申しますか、その実体、真実発見の観点からは問題ないと思われるものについては、やはり関係者のプライバシー等が優先されて考慮されるべきだという判断につながる一つの面があるうかと存する次第でございます。

そういうわけで、リスト自体はいいのではないかと御指摘、その点は、一般論としてはそうだろうかなという感じもするわけでございますが、やはりそこから派生してくることを考えますと、公益の代表者たる検察官としては配慮せざるを得ない場合もあるか、このように考えます。○北村(哲)委員 私も、確におっしゃる点はよくわかります。しかし、中にはそういうことに関

係ない書類もいっぱい含まれておりますし、それがあるいは再審の中に非常に必要な材料があると思っております。これは現場とか裁判所、あるいは検察官、あるいは弁護人との間の理性的な判断によって、真実追求のために出すべきものは出すという形にしていきたいと思います。

ところで、私、今までの会議の経過を見まして、ここまでは確かに一般論しか言えない。したがって、一般論で出せるか出せないか、リストを出せということについては、今まで言われたように、検察官がこういうわけでだめなんだと言われている。それが、本件の再審、あるいはほかの事件にも関係するかもしれないけれども、ここでの見解がすなわち現場の検察官を縛ってしまう。これはもう法務委員会の責任だと思っております。

私は、過去のこれを見まして、かえってまずいことをしたのでないかな、それが縛つてしまふ、これは大変ゆゆしいことだというふうに思うのです。ですから、余りここで一般論を論じてしまふということの危険性はもちろんわかっているのです。

しかも、現実には私も体験しているのですけれども、本件で検察官にお会いしました。そうすると、こういうお答えなんです。法務委員会で刑事局長があいふに答えておられるのですから、それ以上踏み込むことはできません。そういうお答えであつて、それ以上、三者間のいわゆる協議に入れないのですよ。

それは確かに、今までの岡村さんとか寛さんとか、その後、皆さん検事総長になられて、恐らく原田局長も後々おなりになるのだらうと思っておりますけれども、そういう偉い方がこで言われたことが、現場の検察官のいわゆる足かせといえます。非常にもまずい結果になっているような気がいたします。

そのあたりは検察官の方からは言えないと思うのですけれども、私どもの反省を含めて、そういうことにならないように、今いろいろと説明され

て、あくまでこういうことの判断は一般論であつて、現場は現場ということについて分けて考えて、あるいは検察官独立の原則ということもございいますので、検察官の御判断で真実発見に必要なものは必要なものというふうにしてやるべきだという点について、局長の方はどのようにお考えでしょうか。

○原田(明)政府委員 委員がまさに御自身で体験されたことも含めてのお尋ねでございしますから、私どもも、私といたしまして、重く受けとめさせていただきますと存じます。

その上で、法務委員会におきましては、過去この問題をめぐりまして、特に不提出記録の開示の問題ではさまざまな議論がなされてきて、その基本は、まさに先ほど北村委員が御指摘になった、やはり関係者のプライバシーに関する考慮があつて、一般論としてはそういうことになるというお答えをしたのだらうと私は考えます。その点では私は同じ立場に立つわけでございします。

ただ、あくまで具体的な事件につきまして、まさに再審が問題になる、そして公判に提出されていない記録の開示につきましての判断ということになりますと、個々の事件ごとに、まさにその事件の中身に照らした関係者のプライバシー等の保護等を検察官において考慮してまいり、そして個別に判断すべき事柄であるというふうに考えるのでございます。

そういう意味で、法務当局が法務委員会のこの貴重な場で答弁することは、いわば一般論としての考え方を示すということと、その点は決して間違いないと思うわけでございしますが、ただ、そのことから直ちに検察官の活動を制約するということにはならないものだろうと考えるのです。

しかし、北村委員がおっしゃるとおり、そのように受けとめられるような状況があつたとすれば、その点は私は言葉が足りない面があるいはあつたかもしれない。やはり最終的な判断は、個別に事に処する検察官の独立な権限に基づく判

断ということが尊重されなければならないというふうに考えるのでございします。

○北村(哲)委員 現場では、今、情報公開法の中では裁判官のインカメラとか、これはだれにも見せないで裁判官だけが例えばリストを見てこれは大丈夫だという判断に任せるというやり方とか、そのほかのあるいは不要なものとは黒塗りして出すとか、さまざまな工夫はあると思うので、そういう現場の判断を尊重して、既にこれは終わった事件、刑期もそれなりに終了し、世間に出て結婚されて幸福な生活をしておられる。事件自体はもう既に風化している。風化という言葉が適当かどうかわかりませんが、三十五年ぐらゐりの前の事件であるし、ですから、贖罪というか、刑も適正に執行されてきた、残るは本当に石川さん自身の名譽だけ。あとは名譽回復の問題だけなんですから。

その点については、あれだけの重大な事件、三十五年前の事件で、それからずっと無罪を争っているのだけれども、第一審の死刑判決は、公判はわずか十二回しか行われていなくて、実質は五カ月で死刑判決が出ている、そういう事実なんですね。後から高裁、最高裁、さまざまな長い年月を経ていますけれども、その第一審の誤りを何とか指摘したいというのが御本人の願ひでありますので、ぜひその辺について、すべての関係者は協力するという姿勢が必要だと思っております。

今の問題については、どうもいろいろとありがとうございしました。ところで、若干この問題について敷衍してお聞きしておきたいと思ひます。

実は、この再審にかかわる証拠開示の問題では、指宿信さんという鹿児島大学助教授の方がジュリストで、一九九五年ですけれども、「検察官の証拠開示義務を認めたカナダ最高裁」という論文で、カナダで最高裁が検察官の証拠開示義務を認めたことを報告しております。その中で、「開示に関わるプライバシー侵害の発生や危険論などに配慮した現実的かつ実質的開示論が構成されねばなるまい。その観点からは、カナダ最高裁

判決が示したように、全面開示を前提にしながら、不開示裁量を承認し、不開示理由を具体的に検討していくことが結局、所期の目的を達成するうえで得策であろう。」そして、「弁護側において開示請求をおこなう前提として証拠の標目を提示することとは、証拠請求のいかんにかかわらず当然おこなわれなければならない」と、この論文では指摘しておられるわけです。

これはカナダの例でありますけれども、日本ではまた、一つの指針というか、立法論の問題として考えるべきであらうと思っております。そのあたりについては、日本弁護士連合会なんかでも証拠開示立法要綱ということでその辺を指摘していることも私もここで御報告しておきたいと思ひます。

それで、カナダの刑事手続で未開示証拠の証拠開示が検察官に義務づけられたのは、いわゆるマシーナル事件というものがあつたわけなんです。これは一九七一年の事件で、もう二十年以上前の事件ですけれども、カナダでいわゆるネイティブ・カナディアンの人々が間違つて殺人犯とされて終身刑を受けた冤罪事件でありまして、大きな問題となつたわけなんです。

それで、十年後に真犯人が明らかになって再審で無罪となつたけれども、初期の正しい目撃証言が警察、検察によって隠されていたために誤判が起きた。州政府が冤罪の原因を究明するための委員会を設置して検察官の証拠開示を義務づけるべきだと勧告を出した。その後、カナダでは検察官の証拠開示義務が制度化されたようございします。

この冤罪事件の弁護人であつたステイブン・アールソンという弁護士が先ごろ来日しまして、弁護士会館などで講演されました。このアールソン弁護士は、日本でこの狭山弁護団の人たちと懇談をした際に、ああ、これはカナダの例によく似ているということで、いろいろ提言をされて帰りました。このアールソン弁護士がカナダに戻つて、日本大使あてに、日本でも証拠開示

が行われるよう勧告したいという書面を出しておられるのですけれども、これは下相兼法務大臣あてにもその書簡を送つたというふう聞いておりますけれども、それは現実に届いておられるのでしょうか。

○下相兼法務大臣 今のお尋ねは、カナダの冤罪事件を担当した、マシーナル事件を担当されましたステイブン・アールソンさんという弁護士さんからカナダ駐劄日本国大使あての「日本における狭山事件」と題する手紙に関するものと思ひますけれども、その手紙が、外務省を経由いたしました今月八日に法務省に参つておるといふふうに承知いたしております。

○北村(哲)委員 法務大臣は、その書簡をお読みになってどのようにお考えなのでしょう。御感想をお聞きたいと思ひます。

○下相兼法務大臣 この手紙の内容は、要するに狭山事件の全証拠の開示を求めているということと、カナダにおいては検察官に公判前あるいは公判中にかかわらず証拠開示を義務づける規定があります。日本にこのような規定があれば狭山事件の被告人は無罪になつていただけないかというふうなことで、狭山事件の全証拠を開示するように法務大臣に、検察官及び警察に勧告しろ、こういう内容でございします。

御趣旨のことはよくわかるわけでございします。法務大臣といたしましては、それはもう先刻委員御承知のとおり、検察庁法十四条による法務大臣の何と申しますか、特別な指揮権の発動というならともかく、個々具体的な事件については、事件を扱つた検察官なりなんの判断で開示するかどうかということと、法制も違ひますし、私がそういうふうなことに勧告するということではない、こういうふうに思ひます。

○北村(哲)委員 と言われても、これは再審問題にもかかわる一つの指針というか提言だと思ひますので、やはり真実追求という意味では積極的にとらえる、そういうカナダの例も、私どもの新し

い法制、これからの法制の参考にすべきだと思っております。

最後に、この十年間に、国連といいますが、国際人権規約委員会においてもこの問題を取り上げておりまして、これは一九九三年十一月に日本政府の第三回報告書を審査して、コメントを発表している。これは自由権委員会が発表しているのですけれども、そのコメントは、日本政府に対して主要な懸念事項として、弁護人は弁護の準備を可能とする警察記録にあるすべての関係資料にアクセスする権利を有していないと指摘して、さらに提言と勧告として、弁護の準備のための便宜に関するすべての保障が遵守されなければならないと勧告しております。そういう点。

そしてさらに、今の勧告に対しては、私どもは、憲法九十八条の国際法規の遵守という点にかんがみても、国際的な人権基準に照らしなされた国連の機関の勧告にはきちんと対処しなければならぬ。これも、かなり抽象的な問題でありまして、一つこの間の新しい動きとして尊重しておくべきだと思っております。

今までも免田事件あるいは財田川事件、松山事件、徳島事件、梅田事件、さまざまな冤罪事件が死刑判決を覆して無罪になっております。その間においても多くの未開示記録が出されたために真実発見がなされたということがありますので、本件につきましても、しかるべく当事者間で、今言われたプライバシーの問題、あるいは捜査の円滑ということに支障を来さない範囲で真実追求のために努力をしていただきたいということを願っています。私の質問を終わりたいと思います。

どうもいろいろありがとうございました。

○笹川委員長 金田誠一君。

○金田(誠)委員 民主党の金田誠一でございます。きょうは、死刑制度につきまして、私の立場は死刑廃止という立場でございますけれども、そういう観点から質問させていただきますか、と思

今までも死刑廃止議連のメンバーの一人として、法務省なりあるいは歴代法務大臣にもお目にかかりながらいろいろ御要請申し上げてきたわけでございますけれども、法務委員会の正規のメンバーではございませんので、この場で質問するのは実は初めてでございます。ぜひ、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

まず一点目は、世界の動向をどう認識しているかということについてお尋ねをいたしたいと思うわけでございます。

申し上げるまでもなく、一九四八年でしようか、世界人権宣言、それからちようど五十年に当たるわけでございます。この五十年間の進歩は、着実にそして極めて目覚ましい進歩を遂げている、人類の進歩であると思っております。ございませうけれども、一九六六年には世界人権規約B規約が制定をされ、一九八九年には死刑廃止条約、そして、本年四月三日には、国連人権委員会が死刑廃止についての決議を採択をいたしてございます。

この決議は、実は昨年と同じ決議がされておるわけでございまして、二年続けて決議がされる、それも、昨年の提案国四十八カ国に対してことは六十一カ国と、確実に、着実に死刑廃止ということでは世界の潮流になっている、大きな流れとしてもはやとどめがたいものになっている、私はその認識をしているわけでございますけれども、この世界の動向、流れをどのように認識されているか、まず法務大臣にお尋ねをいたしたいと思

下種葉國務大臣 答え申し上げます。

ただいま委員御指摘のとおり、一九四八年、ちようど五十年前でございますが、世界人権宣言が行われ、それから六六年に人権B規約、それから八五年にはヨーロッパで死刑廃止条約みたいなものができ、それを受けた形かどうか知りませんが、一九八九年にはいわゆる死刑廃止条約というふうなものを取り上げられ、そしてことしの四月三日でございますか、御指摘のようなことがあ

た。そういうようなことで、最初の段階では、今お話しのとおり世界人権宣言というふうな形でございまして、それから、だんだん具体的な死刑廃止というふうな国際的な動きがあるということ、流れがあるということはよく承知いたしております。

片やしかし、その会議の中をいろいろ検証してみますと、各国によりまして大変、お国柄も違いまししょうし、民族感情もあるのかなと思っておりますし、それぞれのまた歴史的な伝統、それから刑事政策、いろいろな問題等々もあって、世界の国たち、各国が一致して今お話しのような方向には必ずしも進んでいないというふうにも思います。本年四月の国連人権委員会における死刑廃止を求める決議の投票結果を見ましても、賛成が二十六、反対がその半分もあるし、それから棄権というもの、これはなかなか意味深長だろうと思うのですが、十二カ国もある、こういうふうな状況でございます。

私は、国際会議等におきまして、死刑制度の存廃に関する各国の考え方はいろいろあるわけでございまして、議論をされることは大変結構だと思っております。ただ、今のところ、今申し上げましたように、国際的に一致した認識には至っていないというのが事実ではなからうか、このように思っています。

○金田(誠)委員 物の言い方はひっくり返すとかなり受けとめが違ってくるのかと思つて御答弁を聞いておりました。世界の段階を追って進んできていく状況はよく承知をしております。しかし各国一致してはいないというおっしゃる方を大臣はしたわけでございますけれども、それを逆さまにしまして、各国一致はしていないという状況ではあるけれども、確実に死刑廃止という流れは強いものになっている、大きな流れになっている、死刑廃止に向かつて進んでいる、こういう言い方をするとではかなり受けとめのニュアンスは違ってくると思うわけでございます。

申し上げてはいないわけでございますけれども、一致はしていないけれども、一致をする国々が多くなっている、一つの潮流として確たるものになっている、私はこう思っているのですが、その認識と今の大臣の御答弁とは同じなんでしょうか、違ふのでしょうか。

○下種葉國務大臣 一つの流れがあることは、私も感じないわけではございません。ただし、例えば死刑を廃止した国でもまた死刑を復活したような国もありますし、また、復活してまた廃止したところもあるようでございますし、それはそれぞれ国によつて事情は違います。

事情は違いますし、また、それぞれの国のお立場というものを尊重せぬといけません。そういうふうな国際的な潮流というふうなものを、流れというふうなものを見ながら、なおかつ、我々としては、日本としてはいかにあるべきか。これはやはり、日本国民である我々、そしてまた国会政府、その辺のところで大いに議論してお決めいただかなければならない問題であらう、このように思っています。

○金田(誠)委員 かつては大変残虐な刑罰が世界各国で恐ろしく行われていたのだらうと思うわけでございませうけれども、その刑の方法等についても次第に残虐性が薄れるといえますか、そしてさらに死刑制度そのものを廃止をする、これは近年に至つて、この五十年の流れの中から出てきたのだらうと思うわけでございます。そういう世界の大きな潮流といえますか、私はこれは、繰り返しますが、人類の進歩の方向だらうと思つていますが、そういうものをぜひひとつ、いまひとつ深く御認識をいただければありがたいなと御要望申し上げておきたいと思つてございまして。

きょうは外務省にもおいでいただいたと思うのですが、同じ質問を、外交なり国際条約を所管する立場で、国際情勢に精通している立場ということになりますでしょうか、より世界の状況に触れる機会が多い立場としてはどのように認識をされているか。同じ質問ということでお答えいただきます。

たいと思います。

○貝谷説明員 ただいま法務大臣の方から御答弁のあったところでございますが、外務省といたしましては、死刑制度の存廃につきましては、先ず御指摘のB規約第二選択議定書の採択でございますか、あるいは昨年及び本年の国連人権委員会での決議でございますか、国際社会において大変大きな関心を集めている事項の一つであるというふうに認識しておりますけれども、こういう決議に際しましては、死に臨む者の方から判断いたしましたとしても、死刑に関する各国の考え方はいまださまざまに分かれており、その存廃についてやはり国際的に一致した意見はないという状況にあるというふうに認識しているところでございます。

○金田誠委員 どうも世界の潮流を素直にお答えいただくことに抵抗があるようでございまして、非常に残念に思っております。また、次の質問に移らせていただきたいと思います。

国連機関、あるいはその国連のしかるべき役割にある方から、今までのいろいろな形で指摘を日本は受けてきていると思うわけでございます。

一九九三年には国連人権委員会の勧告というところで、これには日本という具体的な国名が入った形の勧告が採択されてございます。あるいは去年、ことしと、先ほど申し上げました国連人権委員会での死に臨む者に関する決議がされている。その中で、具体的に、「死刑を未だ維持しているすべての国に対し、以下のことを求める。」ということ、(a)、(b)、(c)と、三項目のことが求められております。

(a)は「段階的に、死刑を適用する犯罪の数を制限すること」、(b)は「死刑を完全に廃止すること」を見通して、死刑執行の猶予を確立させること、(c)は「死刑適用に関する情報を公にすること」、こういう指摘といえますか、要請といえますか、勧告といえますか、日本が求められていることだと思っております。

さらにまた、本年一月には人権高等弁務官メア

リー・ロビンソンさんが来日をされて、具体的に小淵外務大臣に死刑廃止に関する議定書などの早期批准ということが求められているわけでございます。

こうした国連機関あるいは人権高等弁務官からの要請に対して我が国はどうか対応されようとしているのか。この件について、まず法務大臣の御見解を伺いたいと思います。

○下村憲司大臣 私もメアリー・ロビンソン人権高等弁務官にお会いいたしました。一月二十六日でございますが、ちょうど国会の審議が終わった後、お時間をいただきました。三、四十分、政府委員室でお会いいたしました。それで、その当時の話は二つございまして。一つはいわゆる拷問条約の問題、それからもう一つは、今の死刑廃止の問題です。メアリー・ロビンソン人権高等弁務官にお会いしたときには、まだ一月でございましたので、この四月の決議が出る前でございます。

私は、拷問禁止条約の点につきましては、これは前向きにひとつ検討させていただきますようにというぐあいに御返事を申し上げました。それから死刑制度の問題については、死刑制度そのもの、それから執行手続の問題、これは別個にあると思うのですが、だから私は率直に、今の日本の国内の情勢では死刑そのものを廃止するということについてはなかなか難しい状態でございますということを申し上げました。

それから、人権擁護運動等々についてもお話ございまして、例えば法務省がやっている人権擁護運動等についても御説明いたしておきました。例えば子供の作文等を募集いたしました人権擁護活動について、八十万を超える人たちの応募がございまして、そういうふうな中で非常に感動するもの等々もございまして、そういうふうなことも活用しながら人権擁護活動に努めておりますというふうな話をいたしました。

それからもう一つは、NGOの人たちが高等弁務官のところへいろいろな文書を出しになって

おられるということでもございますので、政府としても意見を集約しまして御意見を申し上げたいと思っております。お持ちいたしておりますというふうな内容でございました。

○金田(誠)委員 法務大臣も直接お話をされたというところを存じ上げませんで、大変失礼をいたしました。

同じときに外務大臣もお会いをして、同じ要請を受けている。外務大臣の方は、これは新聞報道等でございますけれども、死刑廃止条約の批准と、この要請に対して検討する旨を答えているというところを仄聞しているわけでございますけれども、外務省はいかかなのでしょうか。

日本の基本的な外交姿勢は、国連のこうした方向のものは真摯に受けとめ、それを尊重するということ、今までも対応してきたのではないかと、先般、インドの核実験もございましたけれども、C T B Tを真つ向から否定をするようなことした対応というのは日本の場合はしてこなかったのではないかと、ほかの案件についても、特に、この死刑廃止条約批准を要請されて、検討するということになるとすれば、法務省との間で具体的な検討機関の設置等が当然のこととして想定されるわけでございますけれども、どのような対応をなさるつもりか、お聞かせいただきたいと思います。

○貝谷説明員 ただいま御質問のロビンソン国連人権高等弁務官の要請についてでございますけれども、本年一月の同弁務官の来日の際に、小淵外務大臣との会談の席上におきまして、御指摘のB規約第二選択議定書を含め我が国が未締結の人権関係条約につきまして、その締結の検討を要請されたという経緯がございまして、大臣からは、検討を続けていきたいという旨を応答したところでございます。

我が国は、未締結である人権関係条約につきましては、今後ともそれぞれの条約の目的、意義、内容、締結の必要性、国内法体制等との整合性を十分に勘案の上、その取り扱いについて検討

を続けていくという所存でございます。このB規約の第二選択議定書につきましては、締結の死刑の廃止を求めるものでございまして、死刑制度を存置している我が国の法体制に強く関係するということでございますので、その締結につきましては、法務省の見解も踏まえつつ、今後ともなお慎重に検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

○金田(誠)委員 時間が押してまいりましたので、事前に申し上げてある順序と多少狂いますけれども、お許しをいただきたいと思うのです。これからは、恐らくさまざまな機会を通してこうした要請を受けるだろうというふうに思いますが、そして、人権委員会の決議等々の形で、日本も非常に注目をされている国でございます。アメリカとともに非常に注目されていて、特にアジア自体が死刑制度がまだ多く存続をしているわけでございます。その中で、日本の果たすべき役割、期待される役割というのは非常に大きいわけでございます。したがって、国際社会の一員としては、具体的に検討して、かみ合う議論をしていかなければならぬだろうと私は思うわけでございます。

そこで、実は一つ提案があるわけでございます。私、先般来、脳死問題にかかわってきた経過もございまして、脳死は人の死か否かという問題をめぐっては、これは議員立法ではございまして、けれども、脳死臨調というものが設置をされて、各界を代表される方々がそこで議論を聞かせるという形の中で国民合意というものが形成されてきたのではないかなと思うわけでございます。十分、不十分はあると思うのですけれども、そういう形を踏んできたということは意義深いことであつたろうと思っております。

今、この死刑問題、死刑制度あるいは死刑の執行というふうなもの、あるいは刑罰、死刑と無期懲役の間が余りにも格差があり過ぎるという問題

等々を含めて、国際社会の大きな流れの中で、旧来日本はそういう制度でやってきたのだから、これからもそのまま踏襲するのだということもさることながら、いま一度国民的議論を起した上で国際社会に対応していくというのが、国連を中心とした外交姿勢をとってきた日本として本来あるべき姿ではないか、国際社会に対する誠意の尽くし方ではないか、私はそう思うわけでございます。

そういう観点からしますと、例えば、脳死臨調に匹敵するような仮称死刑臨調というようなものを設置して、各界の代表的な意見をそこで聞かせて、結果として存続になるかもしれない、あるいは一定の見直しになるかもしれない、廃止の方向になるかもしれない、国民が注視する中でそういうものを設置するのは極めて意義深いことである、国際社会の一員として、それもリーダーの役割を期待される日本としてとるべき態度ではないかと思うわけでございます。

このことを御提案申し上げたいと思うわけでございますが、いかがなものでしょうか。検討の余地はございませんでしょうか。

○原田(明)政府委員 事務局としてお答えすることがいいかどうか考えるところでございますけれども、まず私の方からお答え申し上げますが、我が国におきましては、死刑制度の存廃の問題につきまして、従来から、国民世論に十分配慮させていたしながら、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であると考えて、検討がなされてきたと考えています。

現在、なお国民世論の多数が、極めて悪質で凶悪な犯罪については死刑をもやむを得ないと考えているというように認められます。その上で、多数の者に対する凶悪な殺人、誘拐殺人等の残虐な犯罪がいまだ後を絶たないという状況等にかんがみますと、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては死刑を科することもやむを得ず、直ちに死刑を廃止することは適当ではないと考えられているところであろうと思うわけでござ

います。

そういう意味で、現在直ちに死刑制度存廃を検討する機関を設けるということにつきましては、さまざまな考え方があろうかと思ひますし、委員の御提案ということで受けとめさせていただきますが、私どももいたしましては、そのような機関を直ちに設けるという状況ではないのではなからうかというふうに考えております。

○金田(誠)委員 冒頭、国際社会の動向について言及をし、さらに国連機関等からの要請、指摘について言及をした上で、日本としてのとるべき態度はどうあるべきかということと話を進めさせていたのだと思つておるわけでございますけれども、その辺のところが十分理解をいただけないのかなと非常に残念に思うわけでございます。

今事務局からの御答弁があつたわけでございまして、大臣、いかがでしょうか。同じ質問をさせていただきます。

○下福葉(國務大臣) 私の手元にある資料によりますと、一九九五年の十二月ということでございますが、死刑を存置している国が九十カ国、それから、すべての犯罪について死刑を廃止している国または地域が五十八、通常犯罪について死刑の廃止国が十四、事実上の死刑廃止国三十というふうな数字が手元にございます。

それから、我が国の現行刑法典の中で、それぞれの罰条に死刑を規定しているのが、私の記憶が間違ひなければ十二、条文としてございまして、それから特別法では五つ、合計十七、死刑を規定している条文があると思ひます。

その辺の運用につきましても、実は実務的に点検してみますと、例えば殺人なら殺人で死刑の宣告ができるのですが、殺人なんかでは百人に一件も死刑の判決を受けているのではないですね。みんなそれ以下というふうな状態で、私どももそうでございますが、裁判所も死刑の判決については極めて慎重な状態であるということが言えると思ひます。

片や、今刑事局長が申し上げましたように、国

内的に見ますと、やはり社会の耳目を聳がせるような凶悪な事件等々ないわけじゃないわけでございまして、むしろ犯罪の傾向としては凶悪化しているということも見逃せない事実だろうと思ひます。

ですから、先ほども申し上げましたが、そういうふうな状況、それからこれはもう委員御承知のとおり、総理府の世論調査によりますと、まだ七三％は死刑を維持すべきであるというふうな世論調査の結果にもなっているわけでございまして、そういうようなところを総合的に判断してみまして、私はやはり現行の制度は維持すべきである、そういうふうな考えを述べているわけでございまして、その辺のところ、刑事局長が説明したのと筋としては同じ答弁に相なるわけでございまして。

○金田(誠)委員 ただいま大臣から数字を挙げられた部分がございます。それについては実は反論する数字があるわけでございまして、時々はまたの機会にさせていただきますと思ひます。

最後に一点だけお聞かせいただきたいのは、これはNPO、NGO団体からの情報でございますけれども、近々死刑が執行される模様である、既に大臣の決裁のところまで行っているのではないかと、大変心配をされているわけでございまして、先ほど来申し上げております人権委員会の決議、これによりまして、死刑執行の猶予、死刑に関する情報の公開ということがこの間決議されたばかりでございますから、こういう状況の中で、よくも執行はないとは思ふのですけれども、その辺のところ、いかがでしょうか。

○原田(明)政府委員 御質問は個々具体的な執行に関する事柄でございますので、大変恐縮でございますが、答弁は差し控えていただきます。

○金田(誠)委員 この人権委員会の決議の中に、死刑執行の猶予という項目がございます。さらに、死刑に関する情報を公にすることということ

もございまして、この辺については死刑制度の存廃そのものとは別のことでございまして、これについて、国際社会の決議というものを重く受けとめていたという姿勢はございませんか。

○原田(明)政府委員 まず、死刑執行の猶予という点でございますけれども、御指摘のとおり、去る四月三日の国連人権委員会の決議にはその点についての言及がございます。ただ、現行法の制度のもとにおきましては、裁判所が死刑判決を下したにもかかわらず、これを漫然と放置することは許されないのでございます。死刑の執行を猶予することは、現在多数の国民が死刑制度を必要であると考えておることなどにかんがみまして、適当とは考えられません。

また、この決議は死刑執行に関する情報公開を求めているのでございますが、我が国は、死刑の言い渡しになされた個々の事件の裁判の内容につきましては、公開の裁判の原則によりまして明らかにしているわけでございます。また、毎年の統計においても執行数を公表しているところでございます。

国家の刑罰権の作用は、本来刑の執行そのものに限られるのでございまして、それを越えて国家機関が刑の執行の事実を殊さらに公表して、刑の執行を受けた者やその関係者に不利益や精神的苦痛を与えることは相当ではなく、死刑執行の都度その事実を公表するということにつきましては、死刑を執行された者の遺族の感情または他の死刑確定者の心情の安定等に配慮し、これを差し控えてきたところであると理解しております。

○金田(誠)委員 旧来我が国がそういう立場をとってきたことについては承知をしております。しかし、そういう死刑存置国に対して国連人権委員会は、存置国に対して以下のことを求めるということで三項目のことを求めているわけでございまして、それに対して真つ向から否定をなさるといふことはいかがなものでか。去年、ことしと二年続けて決議が行われた、それを

真摯に受けとめて、いま一度立ちどまって検討する機会を持っていたきたい。

そして、最後に御要請申し上げますが、そういう勧告、決議がなされている中で、早急な死刑の執行というのは誠に慎まれるように、勧告をぜひ尊重していただくように強く要望申し上げます。質問を終わります。

○笹川委員長 二見伸明君。

○二見委員 私も、死刑の問題について若干法務大臣と議論をしたいと思っています。この問題はどちらかというと政治家としての議論が大事で、したるうけがいて、刑事局長は出番が欲しいのだからうけがいても、これは事務方で済む話ではないと思いますので、どうか大臣と私の間の議論にさせていただきたいと思っています。

私は死刑廃止論者であります。死刑は人権の基
本にかかわる非常に重大な課題だというふうに思
います。もちろん感情論では、例えば私の家族が
凶悪犯人によって残酷な殺し方をされれば、八つ
裂きになりたい、死刑にしろと私も叫ぶと思いま
す。

しかし、一方、人權の尊重、個人の尊嚴等々を基本として考えた場合に、命の大事さを訴える国が、法の名のもとに、凶悪犯罪人といえども殺していいのかという論理が当然出てまいります。また、凶悪犯罪人を死刑にしたからといって被害者の遺族は救われるのだろうかという問題も出てくる。新たな、凶悪犯罪人の家族にさらに重い傷跡を残すのではないかとということも、当然私も考えます。

もう一点、誤判の問題があります。死刑というものが存置するがために、一万人に一人、十万人に一人、百万人に一人でも、誤判によつて命を落とした場合にはどうなるのだろうか。これは取り返しがつかないという感じも私は持っております。むしろ、死刑にかわる有効な代替刑というものがあればそれではないかと私は考えております。

的な根拠というのはあるのだろうか。死刑にかわる、例えば終身刑とか、代替刑をもつてすればいいのではないか、むしろ白紙の立場からこの問題は検討してもいいのではないかとというふうに実は私は考えておりまして、死刑廃止論者の一員になつてゐるわけであります。

そういう基本的な立場から、私は法務大臣に、法務大臣は死刑制度を将来にわたって存置すべきだといふいわゆる堅持論者なのか、あるいは、例えば終身刑というような死刑にかわる代替刑、新しい刑罰体系が導入されれば、それを条件として廃止しても構わないというお気持ちを持っているのか、これは行政官としての法務大臣というよりも、政治家としての法務大臣の御見識を承りたい、というふうに思います。

○下稻葉國務大臣 尊厳する二見委員からいろいろ御質問いただきましたが、また、御指導いただきましたので恐縮でございますが、政治家としての私の考え方を申し上げさせていただきたいと思ひます。

率直に申し上げまして、私、法務大臣に就任いたしましたときに、まず一番最初にその問題におつかりました。今委員いみじくも御指摘のとおり、自分の家族なりなんなりが大変な被害に遭つた場合に個人的にはこういうふうと思うと、その心情は皆さん御一緒だろうと思います。

さはさりながらということであろうお話があつたわけでございまして、私も、死刑執行について、今それを決裁する立場でございます。それから、一つしかない命を絶つということとございしますから、これは人権上も大変なことでございますし、非常に重いことでございますし、率直に申し上げまして、きょうの午前中の御議論にもございましたように、死刑執行に当たる人たちは、やはり好んでやる人は一人もいないだろうと思ひます。みんな重い気持ちで死刑の執行に当たつてくれると思ひます。私自身も、そういうふうな意味では一番その重さをひしひしと感ずるわけでございます。

それ、もう一つ大きな私の立場の責任というもの、やはり法秩序の維持、国の存立といえますか、法秩序の維持というものが政治、経済、あらゆる活動の根幹にあることでございますから、やはりこれはどうしてもきちっとしなくては行けない。これが揺らぐようなことがあれば、外国の例に見られますように、もう何もできない、混乱だけだ。

そういうような意味で、法務大臣という仕事はなかなかきついわけでございますし、その辺のところからいろいろ考えてみて、今委員が御指摘ございましたように、例えば死刑にかわるような終身刑みたいなものはどうだろうかということは私も考えてみました。社会から遮断されるというふうな意味からすれば、それはそれなりに意義のあることだろう、こう思います。

ところが、逆に今度、その本人になりますと、その問題もまた大変だな。一人の人間が、どちらかという、人格が完全に破壊といえますか破壊滅されるというふうなことになるわけです、社会の立場からはそういうような人々が社会に復帰して云々ということで、遮断されるからいいということですが、そちらの面に立って考えてみますと、これもまた大変なことだということで、いろいろ考えていることも事実でございます。

そういうふうなことで、結論として申し上げますならば、その辺から委員と立場を異にするわけでございますけれども、国の秩序を維持する、そういうような目的からして、やはりこの制度というものは維持すべきものだ、こういうような結論に私自身なっているわけでございます。

○二見委員 イギリスでもフランスでも、死刑廃止をしたところは、代替刑として無期懲役、無期禁錮みたいな制度を導入しておりまして、むしろ、一生隔離されていることは人格破壊に通ずるものではないかという議論のあつたことも私は承知のしております。そのために、死刑にかわる代替刑を導入したヨーロッパ先進国も、そこら辺の修正は何回かされているというふうに思います。

それはそれといたしまして、金田さんと若干ダブるのですけれども、まず、国際的な情勢からまゐりまして、国連は、世界人権宣言、こゝしは人権宣言五十周年ですが、さまざまな機会に、人権問題として死刑廃止に言及してまいりました。死刑廃止に向けての国際的な枠組みづくりにも国連は努力を重ねてきました。そして、一九六二年から死刑に関する国連報告を公表するようになりましたし、六六年に採択された国際人権B規約第六条は、死刑の廃止が望ましいことを強く示唆しております。八九年には死刑廃止条約が採択され、九一年に発効しております。

日本は、こうした国連を中心とした動きに終始一貫反対の立場をとってこられました。先ほどロビンソンさんとの会談のときのお話が出まして、国際的には一致しているわけではないということで、廃止が難しいとお話されたというふうに言われておりました。

しかし、この国際社会の流れというのは、眞正面から受けとめる必要があるのではないか。確かに日本は今、死刑制度を存置しているけれども、この国連の動きというものは重く受けとめてもいいのではないかと私は思っておりますので、法務大臣としては、こうした国連の動きをどう評価されているのか、まずお示しいただきたいと思ひます。

○下稲葉國務大臣 先ども御答弁申し上げたわけでございますが、人権高等弁務官に、ちようど世界人権宣言五十周年記念ということもありまして来日されて、お会いいたしまして、そのときにもいろいろお話ししたわけでございます。

たしか、世界人権宣言につきましては、死刑廃止まで具体的にはわたっておりません。それから、六六年のいわゆるB規約の中で、委員御指摘のとおりにあれしめて、その途中でいろいろなありましたけれども、八三年でしたか五年でしたか、ヨーロッパではやはり死刑廃止条約みたいなものができまして、そして、死刑存置国が犯人の引き渡し要求をやった場合には、それには応じない

ぞというふうなところまで踏み込んだ条約内容になつてゐるということも私は承知してゐるわけでございます。

そういうふうな中で、八九年に、今お話しのような、いわゆる死刑廃止条約と一言で言われておりますが、そういうふうな流れになつてまいりました。この際も我が国は反対の投票をいたしております。そして、同じような流れで、ことしの四月にございまして。その投票の総数、結果は先ほど御報告したとおりでございます。投票総数が倍ぐらになつておりまして、今度は半分ぐらになつておりますから、全体の流れとしてはそう大して、若干変わつてゐるなという、各国の票のあらわれ方を見ますと、そういうふうなことになつております。

ですから、その辺の動きというものは私に非常に敏感に研究させていただいてゐるわけでございますし、人権についてのいろいろな国際的な動向というものを知らぬわけではございません。

そこで、先ほどちよつと申し上げましたけれども、日本のNGOの方々がいろいろ高等弁務官のところへペーパーを出されたり何だかんだして、そういうふうなものが審議の対象になつておるといふことでもございまして、今度は私も私だといふ立場で、そういうふうなペーパーを出したいし、その準備はまだ今いたしておりましたけれども、そういうことで、私自身は世界の流れといふふうなものを重く受けとめてゐる一人ではなからうかと思ひます。

それと同時に、何といつても、世界の中における日本ではございまして、やはり日本でございまして。そこにはやはり日本の国民感情といふふうなものもございまして、あるいは日本の犯罪の動向といふものもございまして、あるいは国の刑事政策といふふうなものもございまして。だから、その辺のところをどういふふうに整合させるかといふ問題もあらうかと思ひます。

先ほど触れましたように、現在、死刑を罰条と

して持つてゐる条文が、特別法を入れて十七でございますが、刑法改正の仮案ではその数が減つてゐるのです。減つてゐるわけですが、実際に死刑を罰条に含めよといふものは、したがひまして、そういうふうな段階においてすら、そういう方向に來てゐるといふことも間違ひないだらうと思ひます。

それから、そういうふうな条文がありますけれども、具体的に死刑を選択した裁判の傾向といふものがどういふふうなものであるか。これも私なりにちよつと勉強してゐるつもりでございますが、そういうものを踏まえまして議論しなくてはなりませんし、そういう中の結論は、先ほど申し上げましたこととございまして。

もつと基本的な言ひますと、そういうことをお決めいただくのは国会でございまして。国会がお決めいただくことでございまして、何も責任逃れをするつもりはございせんけれども、ですから、その辺のところを踏まえながら、やはりいろいろな角度から検討していただくものである。私も私も、そのようなつもりで一生懸命、八方に目を配りながら、そして、そういう中でいかにあるべきかといふふうなことを追求していくのが私の責任だらう、こういうふうな思つてゐるわけでございます。

○二見委員 確かに、これは国会で決めることだと私も思ひます。

実は、イギリスが一九六九年に死刑を廃止した。その年の十二月の世論調査では、死刑存置者が八五％で、廃止論者は一三％。圧倒的に存置論者が多かった中でイギリスは死刑を廃止した。フランスも同じであります。一九八七年にカナダで、死刑復活法案というのが審議されました。そのとき、マルルーニ首相は、最も求められた選挙民は私たちの良心である。当時死刑を復活せよといふ世論は六〇ないし七〇％あつた中で、マルルーニ首相は、この世論に従うのではない、あなた方国会議員の、下院議員の本当の選挙民は自分たちの良心なんだ、自分の良心で決めなさい、こう

言つた。私は、まさにこれは国会で決める、国会議員の見識で決めるべきものだと思います。

実は、私は死刑廃止議員連盟といふものを設立するときに、かかわつた一人でございましてけれども、その理由の一つは、バグンデルさんか日本に來られて講演をされたときに、世論は反対だつたけれども、その世論を押し切つて死刑を廃止したのは政治家です、これは政治家がイニシアチブをとる以外できません、こういう講演をされて、私もそれを聞いて、まさにそれとおりだ。それで、国会議員の方々と、いろいろな人と話をしながら議員連盟の設立に参加したといふいきさつがございまして、私はまさにそれとおりだと思ひます。

その点についてどうですか。これは、いわゆる事務方で決めるものではなくて、やはりおっしゃるように、基本的には国会議員の良心が決めるべきものだな。その点では私は大臣と同じなのかなという感じがするのですが、いかがでしょうか。

○下稲葉國務大臣 それはやはり、日本を思い、世界に思いをはせ、そしていかにあるべきかといふことを常に考へて、そして政治的信念に基づいて国会議員は行動する、それが私は筋だと思ひます。世のため人のため、言葉は悪いですがけれども、世のため人のためになるのはどういふことなんだ、こういうことが私は判断の基準だらうと思ひます。

そこで、大要これは申し上げにくいことですが、二見委員と私は育ちが違ひまして、今まで私のやつてきた仕事のことから勘案いたしますと、個人的なことを申し上げて申しわけございませんけれども、ある県の捜査一課長をやつたこともございまして。それから警察庁の捜査一課長をやつたこともございまして。本場にひと現場に何十回と立ち会つてきた。そして、大黒柱を突然亡くして途方に迷つて本場に悲惨な思いをしておられる被害者の方々、そしてまたそれを取り巻く周辺の方々、こういうふうなことを実は嫌といふほど経験もし、今でもつき合つてゐる方が何人かいらっ

しゃいますけれども。

こういうふうなことでございまして、ですから、その辺の、今までの社会的な経験が先生と違ふものだから、私は、今申し上げましたような結論になつてゐるのかも知れませんが、それがいかどうかといふことは私自身が判断しなくちゃならないこととすべし。

そういうふうな私が今まで背負つてゐる背景から、政治家として、しかも今この重要なポストをいただいて考へてみますと、言葉は非常に抽象的で一般的な言葉ですが、法秩序の維持ということが、私は、要するにどういふふうにするか、世のため人のためになるかといふことだらうと思ふのです。法秩序の維持といふのが目的といふよりも、むしろそれによつて世の中がよくなるか、よくならぬかといふことが判断の基準であらうと思ふのです。

そういうふうなところまでさかのぼつていきましたと、今申し上げましたような結論に私としてはならざるを得ないといふこととございまして。

○二見委員 ちよつと議論をもとに戻しますけれども、先ほど、ヨーロッパで八五年に新しい条約ができたという話がありましたね。恐らくこれは死刑に関する欧州人権条約第六議定書のことだらうと思ひます。それから、欧州犯罪人引渡し条約といふものもあります。これだと、死刑の存置国から犯人の引き渡しを要求されたときに、死刑にしないといふ保証がない限り引き渡しちやいけな

いといふ大要な内容です。

ですから、日本の凶悪犯罪者がスウェーデンに国外逃亡してそこで捕まつた、日本政府が引き渡せと言つたところ、日本は死刑があるからだめだといふ拒否されたといふ事例がありますね。まさにそういうことだと思ひます。

日本の態度といふのは、大臣がちよつとさつきおつしやられておりましたけれども、死刑廃止条約のときなぜ反対したかといふことで、こういう

死刑廃止の問題は、一義的には各国により、国

民感情、犯罪態様等を考慮しつつ慎重に検討されるべきであり、また、死刑廃止についての国際世論の一致があるとは必ずしも言えないと考えられること、さらに、本件、これは本件議定書、死刑廃止条約ですね、本件議定書案についてはこれまでに人権委員会においても十分な議論が尽くされてないため、十分な審議を尽くすべきであるとの立場から反対投票をした、これが死刑廃止条約のときの日本政府の公式の言い方ですね。この死刑廃止条約に限らず、これが恐らく、今まで多分いろいろの決議にしろ何にしろ、反対してきたベイスだと私は思うのです。

だが一方、ヨーロッパでは、例えば欧州犯罪人引渡し条約では、死刑存置国には引き渡さないよ、そこまでヨーロッパは進んできている。

ということになると、日本の態度というのは、基本的な人権という立場から考えると、国際的な動向からはその流れにさおを差しているのかなという感じがするわけです。もっと極端な言い方をすると、日本はまだ非人権的な国だと言われてもやむを得ないのかなという感じがするのです。

法務大臣の過去の御経歴については私もよくわかりませんが、それはそれとして、いかがでしょう。

○下相兼國務大臣 インターポールと言われているICPO、御承知のとおり、あれは国際刑事警察機構ということで、国際協力する立場でいろいろ国際的にやっていたいっているのですが、やはりあそこの中でも、その国独特の政治犯罪なりなんなりというのは除いたのですよ。

今委員御指摘のようなことも、私は、そういうふうなことであり得ることだと思ひ、また、あつてしかるべきだ、このように思ひます。ですから、委員の御指摘されたことは、そういうふうなことで国際的に一緒に歩調を合わせたらどうかというお気持ちがおありの上の御質問ではなからうかと思うのですが、まあ今度も表現は悪いのですが、欧州が通貨で一本になるというふうなことになると思います、そうするとどれくらい強くなる

のか、あるいは何だかんだいろいろございませうが、そういうような形で経済的にいい面もありますし、ぎしぎしする面も私は出てくると思うのですよ。何も同じように議論するのが必ずしも正解だとは思いませんけれども、それはそれでいいのかなと。

まさしく、一九八五年の今おっしゃいました条約が引き金になって八九年の死刑廃止条約の根つこになったんじゃないかなと私自身は考えておりました、だから、そういうふうになんなん発展していくのだろうと思ひます。

だから、その中で、日本はどういうふうになるべきかということをやはり常に検討し、大地に足をしっかりと置いて議論していかなくちゃならないというふうなことをしております。

○二見委員 実は、日本は単に反対するだけではなくて、反対勢力のリーダーとして反対のための多数派工作をやっているのではないかという話もあるのですが、これはいかがですか。

○下相兼國務大臣 これは私はとんでもないことだと思ひますね。やはりそれぞれの国がそれぞれのお立場で判断されることでございまして、それぞれ別の国の刑事政策の分野にまでわたって日本が申し上げるべきでもないし、私はそういうようなことをやらないというのを申し上げます。

○二見委員 死刑を存置させる理由として凶悪犯罪を抑止する効果があるという説がありますね。

これは一九八四年の国会の答弁で、法務省のどなたかは記憶がありませんけれども、科学的なデータとか数字とかで証明されていないが抑止力的なことはある、こう法務省は、言うなれば、死刑制度を存置する一つの根拠として凶悪犯罪を抑止できるんだという立場に立っておられます。しかし、それは科学的なデータがあるわけではなく、数字的なものがあるわけではなくというふうな、法務省当局もそういうふうな思いながら、そういう態度をとられております。私は、逆なのはなにかかと。

例えば、カナダでは七十六年に死刑制度が廃止に

なつたのです。死刑が存置していた七十五年には十万人中の殺人率というのが三・〇九でピークだったのですけれども、死刑廃止を導入した八三年には二・七四に減少しています。八六年はもっと、最低だという説もあります。

日本でも、これは団藤重光さんに私は教へてもらつたのだけれども、八九年十一月から九三年三月までの三年四ヶ月間は死刑が執行されませんでした。八八年の殺人者の数、あるいは復活をした年、この方が殺人者の数は多い。三年四ヶ月のときには非常に殺人者は少なかったという統計的なデータがございませう。それは法務省の方で調べになればすぐわかります。

私は、死刑制度を廃止して代替刑をつけた方がむしろ凶悪犯罪は抑止されるのではないかなという気持ちがありました。もちろん、存置論者にしてみれば、そんな清水の舞台から飛びおりるようなことはできないというお立場になるのだけれども、私は、カナダの例を見ても、あるいは日本でも三年四ヶ月の例を見ても、そう思ひ、死刑制度があつてもなくても大した変わりはないという実験データがアメリカにもあります。凶悪犯罪を抑止するために死刑制度を存置するのだという情的なことではなくて、もっと客観的な調査をしてもいいんじゃないか。

むしろ、死刑が凶悪犯罪を抑止する効力はないというふうな私は考へておりますけれども、大臣、いかがですか。捜査だとかいろいろものを見られた立場からすると、感じていると思うのだけれども。

○下相兼國務大臣 いろいろ御指摘ございましたが、例えば日本の場合でも、死刑を執行しなかつたから凶悪犯罪が減つたとか何とか、結果としてそういうふうな数字があるいはあるかもしれませう。しかし、一般的に申し上げますと、犯罪というのは、やはり社会的ないろいろな情勢というものがある場合が多いわけですから、結果として起こる場合が多量多いわけですから。

例えば、今少年のいじめ問題がいろいろ取りざ

たされておりますけれども、一つの流れといひますか、私は少年犯罪が今第四のピーク時にかかりつつあるのではないかと。昭和二十六年、三十八年、三十九年、それから昭和五十八年とこう下がつて、また今こゝ二年上がり始めておりますから、そういうふうな一つの傾向。

それから、交通事故による死亡者にいたしましても、これは政策的なものいろいろあると思うのですが、それは車の発達、逆に言ひますと、ガードレールを徹底してつくつたために、結果として死亡事故が少なくなつたという事例等々たくさんあるわけですから。

いろいろな犯罪の情勢にいたしましても、例えば、私が警視總監をやつていたときのつまらぬ経験を上げますと、駅の周辺だとかその辺の自転車置き場を全部なくしちゃおうじゃないか、駐輪場をつくらうじゃないかということ、何十万台分の駐輪場を、地方公共団体あるいは道路管理者等と協力してもらつた。そうしますと、窃盗事件というふうなものはほとんどあつたというふうなもので、一番多いのはやっぱりいかに、それが圧倒的に減るわけです。そうしますと、それだけでも数%犯罪の発生が減るわけなんです。

だから、それは一つの例でございませうが、いろいろな問題が複雑に競合して、結果としてそういうふうになつていくのじゃないかな。だから、委員御指摘のこと、それは一つの要素かもしれませうけれども、だからといってそればかりでもないのじゃないだろうか、いろいろな問題が複雑に競合して犯罪の発生なりなんなりということになつてきているのじゃないかなというふうな感じも私はいたします。

○二見委員 少年犯罪の急増について少年法の改正の問題が出ていますね。これについてはきょうの主題じゃありませんし、私は別の機会に自分の意見は申し上げたいと思ひますし、また少年法を改正しただけでもって少年の凶悪犯罪が減るものでもありません。むしろもっとその野の広いことが必要なのではないかなというふうに思ひます。

それはそれとして、死刑の問題についてはどうしても世論調査に逃げ込みます。確かに世論調査をやりますと、八割は廃止に反対です。存置論者が圧倒的なんです。ただ、私は、死刑というまことに人権の基本にかかわることは世論調査で判断すべきではないと思っています。それは、例えば税金で消費税を導入するとかどうか、そういう問題は世論調査も重要だけれども、事人権、命にかかわる問題については、世論調査が高いとか低いとかで判断すべき筋合いのものではないと私は思います。

それはそれとして、もう時間もありませんので、先ほど大黒柱が失われた被害者の遺族の話が出ました。まさにそれは本当です。私は死刑廃止論者であると同時に、凶悪犯罪人によって大事な大黒柱を失った遺族をどうやって金銭的にも精神的にも支えていくか、救っていくか。まさにこれは国の仕事だというふうに思います。

通り魔事件でもってできた犯罪被害者補償給付金がありますね。上限が一万千ちよつとで下限が二百二十万くらいかな。金額的にもこれはちよつとどうなのかなと思うし、自賠責より低いじゃないかと、私、前に言ったことがあるのですよ。そうしたら、自賠責はちゃんと保険金を払っています。これは保険金を払っていません。当たり前前の話だ。だから保険金を払っていないから低いんだという非常にドライな答えが昔来たことがありますが、それでも、金銭面での問題。

また、精神面で、自分の肉親が殺されたそのショック、それに附属して、例えば近所の人がいろいろな目で見たら、マスコミが取材に来るとか、そうしたことになる精神的なダメージ、さらにそれが高い心理的な後遺症、こういうものをどうするかというの、これは今、実は東京医科歯科大学難治疾患研究所内に犯罪被害者相談室というのがある、ここでカウンセリング活動をやっているのですけれども、被害者の遺族に対する経済的な支援、精神的なカウンセリング、これは民間や何かにやらせるのではなくて、むしろこ

れはまさに国がやる仕事なのではないかなと私は思います。

恐らくこれは、第一義的には警察がこの問題をやっているから警察なんだろうけれども、やはり私は、大黒柱を失った遺族をどうするかということは、これは大きな、大変な課題だと思えます。これはむしろ国が積極的にやるべきだ、民間にだけ任せるべきではない、やはり金銭面でもそれなりにきちんとした対応をすべきだというふうに考えております。

それを、最後に法務大臣の御答弁をお願いをして、警察は来ているのかな、では、お願いします。

○下稲葉國務大臣 実は、犯罪被害者給付金制度は、私が警察にいますときにお手伝いをさせていたたいた仕事の一つでございまして、それまでは全然ございせんでした。

いろいろな事案に関連いたしまして、突然にかにいろいろな被害をこうむられる。法務省といましては、やはり人権擁護の側面からもアプローチする必要があります。それはなかなうかというふうなことで、今人権擁護局等々を中心にしてやっているわけでございまして、おっしゃる通り、不十分だと思えます。決して十分ではございせん。基本的には、それは刑事の問題でもなし、民事で争いなさい、できるだけ知恵をかしましよというぐうぐうの程度では、本当は不十分だと思えます。だから、この辺のところはどういうふうにできますか、重要な問題でもございまして、具体的に詰めてまいりたい、どういふことができるのかどうか、またお知恵もかしていただきたい、このように私は思います。

○太田説明員 犯罪被害給付金の額についてでございますけれども、他の公的給付金制度との均衡、また物価水準の変動等を参照して、過去三回にわたりましてその引き上げを行うとともに、昨年四月には障害給付金の支給範囲を拡大するなど、所要の見直しを行ってきっているとところであります。また、犯罪の被害者や遺族の精神的被害の

回復を助けるため、警察部内におきまして、専門知識を有する職員を配置したり、また医師などの委嘱によりましてカウンセリングを行う体制を進めているところであります。

また、被害者が適切な機関により支援を受けることができるよう、臨床心理士会、婦人相談所、児童相談所等、多数の関係機関、団体を構成員とする被害者支援連絡協議会というようなものを各県で結成しているという状況でございまして。

なお、民間の被害者支援組織につきましては、先ほど御指摘になりました東京医科歯科大学犯罪被害者相談室などを含めまして、現在八団体結成されておりますけれども、先日、その八団体が被害者支援ネットワークという全国組織を結成したところでございまして。その顧問に私、警察庁の犯罪被害者対策室長が就任したところでもありまして、警察庁としても必要な情報交換を行うなど、その活動を全面的に支援していきたいというふうに考えております。

警察としましては、被害者支援というものを現在警察の最重要課題の一つというふうに位置づけまして、その取り組みを固めているところであります。今後とも犯罪被害給付制度の適正な運用に努めるとともに、犯罪被害者及び遺族の置かれている状況というものを十分に踏まえながら、被害者支援策を推進してまいりたいというふうに考えております。

○二見委員 被害者の遺族、これは殺人だけではなくて、あるいは死に至らないけれどもというケースもあらうかと思いますが、いずれにしても、これは国として取り組むべき課題であるというところを改めて申し上げて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○笹川委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。私は、きょうの一般質疑では、主に大蔵省の保険業界との癒着、接待問題について取り上げたい

と思うのですが、その前に一点だけ、同僚議員がずつと取り上げてきております死刑廃止の問題について、法務大臣の御所見を伺いたいと思います。

私も、死刑というものはいい方いいという立場の一員でございまして、今年の四月三日の国連人権委員会の決議は、死刑存続国に対してもなかなか配慮ある決議になっていてお読みをいたしました。「死刑を未だ維持しているすべての国に対し、以下のことを求める。」ということ、第三項と第四項と二項にわたって指摘されているのですが、そのうち第四項の方の(b)、ここには「死刑を完全に廃止することを見通して、死刑執行の猶予を確立させること」、すぐに廃止せよというのではなくて、それを見通して死刑執行猶予の確立を求めているわけで、非常に配慮ある国連人権委員会の決議だと思っております。

かつても、そういう立場に立たれている方が法務大臣になられた時期に、死刑執行を一時見合わせるという時期もあったわけでありまして、こういうことは今の日本の制度の根本的な転換なしに不可能であるのではないかと思っております。この執行猶予の問題について、法務省としては前向きに、国連の人権委員会の決議に沿って取り組まれているのではないかと思っておりますが、この一点だけ、死刑問題ではお聞きしたいと思っております。

○原田(明)政府委員 委員の御指摘の点、国連の決議を踏まえた御指摘で、それなりに受けとめさせていただきます。ただ、なかなか面があらうかと思えます。

しかし、その決議そのものも、前提は死刑を廃止するということについての基本的な合意が背後にある、それに向けてのというニュアンスが含まれていると思います。そういう面、現在の我が国の状況はそういう状況には至っていないのではないかと、これは事務当局としての受けとめ方でございまして、私もといたしましては、国法のもとで、これによって与えられた責務を果たしていく、それが私どもの責任であるとい

うふうに考える次第でございます。

○本島委員 どうも現在の法務当局の態度は、裁判所によつて死刑判決が宣告されてこれが確定したのだから、それをきちつと執行しなければ法秩序が保てないのだという、非常にかたくなな立場に立っているやに思われてなりません。かつて法務当局は、必ずしもそういうかたくなな立場でなかった時期もあったわけでありましたから、そんなことも踏まえて、ことしの国連人権委員会の決議をひとつ前向きに検討していただくように、今の答弁、まことに残念であります。要望しております。次の問題に進みたいと思つたのです。

大蔵省の接待問題であります。

今年の四月三十日に、大蔵省が衆議院の大蔵委員会に提出をした資料を私はいただいて読ませさせていただきます。

これによりますと、処分を受けた者の氏名、現職、そして処分の事由が書かれ、その結果としての処分内容の記載があるわけでありました。ずっと読んでみたのですが、接待を受けた時期、いつからいつまでの間に何回接待を受けたかという記載はありません。それから、職務上関連ある民間金融機関から接待を受けた回数、それから職務上関連のない民間金融機関から接待を受けた回数、そこまでは記載があるわけでありましたが、そこでとまっております。これでは真相が全く、全くといえますか、なかなかわからないということでもあります。

そこで、この報告書の言葉の意味についてちよつと突っ込んで大蔵省からお聞きしたいのです。

処分事由のところ、処分を受けた者の官職がいつからいつまではどういう職にあって、いつからいつまではどういう職にかわつたという、それは全部書いてあるのです。その上で、接待を受けた期間について何回というのがあるのですが、ここで指摘している職務上関連ある民間金融機関から受けた接待と職務上関連ない民間金融機関から受けた接待という区分けをしている、その区分

けなのです。

これは、例えば大蔵省銀行局保険部に在職している最中に保険業界から受けた接待は職務上関係ある民間金融機関との間の会食といふことでカウントしているのだと思うのですが、では、この人物が次の場所、例えば証券取引等監視委員会等に移つてしまつたときに保険業界から受けた接待は、職務上関係のない民間金融機関との間の接待の方にカウントされているのですか。報告書の意味です。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。

例えば、今の御質問の例で申し上げますと、銀行局の保険部保険一課に勤務していた者にとりましては生命保険会社というのが職務上の関連のある金融機関であります。仮にその職を離れたときには、同じ生命保険会社であります。職務上の関連のある民間金融機関からは外れるわけでございます。

しかしながら、今回の調査におきましては、多分議員の御懸念もあるのだと思つておられます。その職を離れた後においても、前の職との関係において引き続き交際が続いている場合というものもあるといふことも念頭に置かれました。幾つかの処分事由の中では、平成五年一月から平成八年十二月二十五日の期間において、同一民間金融機関との会食、ゴルフが合わせて何回に及ぶものがあるという場合には、これは途中に入つていった者がそのまま引き継いでいる場合もあります。そういう場合には、特段職務上関連ある、関連ないという区分をしない、同一会社で総計何回あつたといふことを、いわば追跡調査をしているという状況にございます。

○本島委員 わかりました。

それでは、具体的に処分を受けた中で、滝本豊水氏についてお聞きをしたいと思つたのです。

処分事由にいろいろなことが書かれております。その中で、「平成五年一月一日から、平成八年十二月二十五日の期間において、同一民間金融機関との会食、ゴルフが合わせて十回を超えたも

のが複数あつた。」と記載がございますが、具体的に、率直にお聞きします。

保険業界でガリバー企業とすら言われている最大手の日本生命保険相互会社からの程度の接待を受けていたのか、彼について、具体的に御答弁願ひたいのです。

○渡辺説明員 今御指摘の滝本豊水前証券取引等監視委員会事務局総務検査課長におきましては、既にお手元にお持ちのようでございますので、処分事由を繰り返して読みませうけれども、それだけの期間において、関連のある社、関連のない社、あるいはある程度継続的に行った社、それについてお示しをしたとおりでございますけれども、この会社が特にどの会社であるかといつた点につきましては、それぞれ個別に先方から聞き取りをしているところもございまして、中身について開示することは御容赦を願ひたいと思つております。

ただ、いずれにせよ、「十回を超えたものが複数あつた。」という表現でございまして、この上は、ほかの者を見ていただきますとわかりますように、十五回、二十五回ということと区切つておりますので、最大限十五回には至つていないといふところでございます。

○本島委員 この調査は、まず一定の立場にある大蔵省の内部の当該本人から接待について報告を求めたわけですね。それで、反面調査といふものが裏づけ調査といふことが、それを受けて、相手方の金融機関に事実を確かめて、その上で取りまとめて、こつやつて事実を発表していると思つたのです。

これは重大問題ですね。大蔵省に在職している官僚が関連する業界から接待を受けるという、もうそれ自体はゆゆしい問題だと思つたわけでありまして、そして反面調査までして事実が確認できた、それで処分されたわけですから、少なくとも回数が増え重なる部分については、金融機関の名前を伏せる理由は全くないと思つたのです。伏せていること自体が、国民から見れば、かばい立

てをしていることになるわけですね。大蔵省がやはり関連する銀行、証券、保険業界をかばつていふなということになるのです。

そうすると、やはりこういう不祥事を断ち切ることはできないわけでありまして、少なくとも回数が増え重なるという、言つてみれば、それだけでも情状が非常に重いと考えられる金融機関の名前ぐらひは、きちつと報告をしてしるべきじゃないでしょうか。何でそこを名前を伏せてかばわなければならぬのでしょうか。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。

今委員御指摘のように、今回の調査におきましては、まずそれぞれの対象者から、本人の記憶に基づきまして、それぞれの所属いたします事務管理官、そしてそれをもつ少し詳細に調べます必要がある場合におきましては、金融服務監督官室において、それぞれ本人からの聞き取りを行う。それから、それぞれ本人から聞き取りした場合に、みずからの出席しました会合において、大蔵省の省内で他の者が、どういった者が出てくるかということもあわせて聞いておりますので、その相互の突合を行う。

それを踏まえた上で、それぞれ先方の金融機関、金融機関の数全体は手を超えてしまひますけれども、主な金融機関に対して、こういう人間が御社あるいは御行とこういう形で会食の事実があつたといふことを言つていくけれども、それについての事実関係いかんということとそれぞれ問ひ合わせをいたしまして、突合したものを、突合しないものがございまして、それを積み上げて、お示しをしたような処分事由に取りまとめたものでございます。

いずれにせよ、先方に対しましての問ひ合わせといふのは、これはあくまでも国家公務員法上の処分を行う前提といたしまして、それだけの人事当局がみずからの職員に対する懲戒処分あるいは矯正処分の発動のために行うものでございまして、先方との関係においては、あくまでもやはり任意といふことでございまして、その前提を踏

まえて先方からの聞き取りをしたということでご
ざいますので、そういう意味で、この場において
開示することが我々としては必ずしも適当
ではないと思っております。

ただ、いずれにせよ、それぞれの接触、あるいは
それぞれの会食の場において、どのようなこと
が行われていたのか、例えばどのような話をした
のか、あるいは我々も、最もあつてはならないこ
とであります。何か具体的な請託なり便宜につ
いての依頼があつたのかということについては個
別に確認をしておりますけれども、それにつきま
しては、滝本の例で申し上げれば、そういった例
が確認されたものはないということでございま
す。

○木島委員 相手先の、接待側の企業も調査を受
けたけれども、それだけで事実確認したわけでは
ないんですから、それはあくまでも反面調査とし
ての調査であるわけで、基本は、やはり本人の自
主申告が基本にあつて、その信憑性がとれたと
いうだけの話なんです。今の答弁では相手の
企業名を伏せる理由にはなっていないと私は思
うんですね。

少なくとも、回数が頻繁なような企業について
は、これは一罰百戒といえますか、きちっと公表
することの方が、二度とこういう接待をしない
ということになるのではないのでしょうか。私は、今
の大蔵省の態度というのは、この不祥事について
本当に反省しているとは思えないわけでありまし
て、引き続ききちっと国民、国会に真相の全容を
明らかにするように求めたいと思うのです。
それでは、言わないのなら私の方から具体的に
お聞きをいたします。

四月に発行されたある週刊誌には、もう具体的
に事実が指摘されているわけでしょう。ここに
持っているわけなんです。日本生命保険相互会
社の問題ですね。この週刊誌に告発が寄せられ
たと書いてあります。「日生と政官財の癒着を解明
して下さい。この接待は何ですか」と。その記事
の中に、四回にわたる接待の事実が、日付と場所

と飲食した金額でしようね、具体的な金額が書か
れているわけですね。そのうちの三回については
今私が問題にしている滝本豊水氏が出席をしてお
る。日本生命側は、宇野都夫副社長ほかでありま
す。

では、少なくともこの三回、この週刊誌が指摘
している三回については、四月三十日に大蔵省が
大蔵委員会に提出した、先ほど私が指摘したこの
飲食の中に入っているのか、それともそれは入っ
ていないのか、それは答えて下さい。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。

先ほどの滝本に關します処分事由書の中におき
まして、平成五年一月一日から七年五月二十四日
の間に職務上の関連のある民間金融機関十五社と
の間で計会食を七十回程度、ゴルフを二十回程度
というふうにお示ししているところでありま
すし、先ほど申し上げましたように、保険一課長在
任当時に、彼にとつての職務上関連ある民間金融
機関というのはその生命保険会社でございます
で、そういう面でも今回の調査の対象に、今御指摘
のような会社のものも含めて、我々としては調査
を行い、それに基づきまして処分を行ったとい
うところでございます。

○木島委員 だから聞いていますのですよ。この週
刊誌で指摘した。では、私が具体的に指摘します
よ。

平成七年一月十九日、サロンド・ミネルバ、
四十万円、同二月九日、氷川、三十三万円、同二
月十四日、氷川、四十万円、ここに滝本氏の名前
が入っているわけですね、参加者として。

この三回分が、大蔵省が報告した、今御答弁な
された「平成五年一月一日から平成七年五月二十
四日の間、保険第二課長のときですね。しかも
相手先は保険会社ですから、関連ある民間金融
機関。確かに「十五社等との間で計会食を七十
回程度、ゴルフを二十回程度」とありましたが、
だから聞いていますのですよ。

週刊誌で指摘してあるこの三回は、この七十回
の中に入っているのですか。要するに、滝本氏も

この事実を認め、反面調査を受けた日本生命保険
相互会社も認め、それで大蔵省も認めることに
なつた七十回の中にこの三回は入っているのかと
いう質問なんです。

○渡辺説明員 繰り返して恐縮でございます
すけれども、今回の調査におきまして、それぞれ
の対象者、それからそれぞれの対象者から聞きま
した内容と相手方の金融機関との中身のすり合
わせという突合をさせていただいてあるわけでご
ざいますけれども、先ほど申し上げましたよう
に、職務上、保険会社の間で、かなり頻繁に滝本
が会食を行っていたという事実はございますし、
その中に今御指摘のような会社を対象者として含
まれているということでございますけれども、実
際上、いつどこでということ、あるいはその中
で、特に今御指摘になりました金額につきま
しては、今回の調査の性格上、先方から一つずつ個別
に伝票がいただけるわけでもございませぬし、本
人の側からは支払った金額はわからないというこ
とでございます。

いずれにせよ、今回のお示した回数の中で保
険会社との間の接触あるいは会食、ゴルフ等が
あつたということは、御指摘のとおりでありま
す。

○木島委員 何でもそこを答弁しないのですか。七
十回程度会食したと記載があるのは、みんな積み
上げてきているわけでしょう、一回一回。それは
一回一回の日にちが特定できたから積み上げられ
るのですよ。

だから、この七十回の中に平成七年一月十九日
が入っているのですか。金額はいいのですよ。確か
に金額は接待を受けた方はなかなかわかりにくい
でしょうから、日付はわかるはずですから。平成
七年一月十九日は入っているのですか。二月九日
は入っているのですか。二月十四日は入っている
のですか。それだけでいいですよ。イエスかノーかでは
ないですか。答弁してください。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。

先ほどからの繰り返して恐縮でございます

すけれども、個別の先方の金融機関からの聞き取
りの内容におきましては、それぞれの場所あるいは
日時等を明確に回答になつた社もありま
すし、そうではなくて、それぞれの人間に対しての
回数、それからアバウトな年間の時期だけをお示
しになつた会社もありますので、そういう意味で
全体として非常に精粗まちまちでございます
で、特定の会社については、いつどこでというこ
ろまでお答えするのは適当ではないというふう
に思っております。

○木島委員 私は、今の大蔵省の態度は大変問題
だと思つたのです。なぜ問題かという、明らかに
しないこと自体が私は大問題だと思つたのです。
なぜかという、この週刊誌の記事に、今私が指
摘した三日については、接待を受けたところの同
席者に政治家の名前が入っているのですよ。これ
が重大だ。事実だつたら大変なことですよ。

しかも、この週刊誌の記事を見ると、日生側は
接待リストについては否定せず、コメントを差
控えていたとあります。これは明らかにしたと
書いてある。滝本氏は、おれは知らぬと言つて
いると書いてあるのです。二つの点で大変ゆい
状況ではないかと思うので、私はせめてその事実
を、滝本氏は、大蔵省に対してはどういう報告
態度をとっているのか、日本生命保険相互会社
は、反面調査を受けたのならこの三分について
どういふ報告をしているのか。これは重大問題で
すから、そこはきちつちり答えてください。

○渡辺説明員 今回の調査の趣旨自体が、一回一
回の会食の状況あるいはどういう場所で行つたか
というよりは、全体としてのそれぞれの行為者の
態様がどうであつたかということに着目しての調
査でございますので、それぞれの個別の点につ
いて必ずしも全体を詳細に明確にせんというこ
とが本来の調査の目的ではないと私は思ふので、今
の、今の御質問の点について正確にお答えするの
は必ずしも適当ではないと思つております。

ただ、いずれにせよ、平成七年一月あるいは二
月という今の記事のタイミングから申し上げれ

ば、当時保険業法の改正という状況でありましたので、その関連で、仕事の場合あるいは仕事の場合以外におきまして、保険一課の担当者で保険業界あるいは個別の会社との間でさまざまな意見交換をしていたというところは事実のようでございます。

○木島委員 今、答弁で大変重大な事実が出ましたね。この時期が重大なのです。五十五年ぶりの保険業法の改正が国会で審議されたその直前の時期でしょう。だから私は、この問題はほかの、こう言っては語弊がありますが、単なる飲食だけで済ませていいかどうか、そこが問題だと思うのです。

それで、滝本氏はこの週刊誌によると否定している。日生はノーコメント。

ばやっとしたことじゃないのですよ。一回一回積み上げていくから回数が出るのじゃないですか。だから、もう根拠はともかくいいですよ。質問に答えられるじゃないですか。回数というのは積み上げてきているのじゃないですか。だから、それに含んでいくか、含んでいないのかだけ答えていただければいいのですよ。

○笹川委員長 大蔵省秘書課長、何回同じ答弁をしても時間がむだで、また次回に呼び出して質問を受けるように仕事ができなくなるでしょうから、今質問者が言っているように、一回一回の積み重ねで省内の処分ができたのではないかとこのように思われますので、もし週刊誌のことが間違っておれば、それは間違ったというふうに訂正をする発言をするなり、あるいは二回なら二回だけ聞かれたのなら、そのときにいたとこないないとかというところにならないと、簡単に五十回とか七十回といつても、それは一回一回の積み重ねなどというところはだれしもが理解できると思うので、苦しいでしょうけれども、国政調査権に協力してください。

○渡辺説明員 実際の回数の積み上げというのは、申し上げましたように、例えば個別の会社と滝本が何回会食があったかとか、あるいはゴルフ

があったかという回数を確認をした上で、それを足し上げたということでは積み上げてございませうけれども、その一つ一つ、何月何日にどこでというところまでの積み上げをしているかというところ、積み上げのできていない相手の方が相当数ございまして、個別において一つずつ、何月何日どこでということの確認ができていないというものは必ずしも多くはないという状況でございます。

○木島委員 答えになっていないのです。大蔵省の報告だって、平成五年一月から平成八年十二月までの間、期間を区切って、同一民間金融機関とのゴルフ、会食が十回を超えたものが複数あった、ここまで書いてあるのです。私はたまたま一つの週刊誌を出しました。そこに三回書いてあるわけですから、保険業界でガリバーと言われているトップの企業ですから、恐らく十回ぐらいたったのだらうなというのは推測されるわけですよ。そうしたら漢とした話ではなくて、この日本生命保険相互会社から、というのは積み上げでしよう、十回以上と書いてあるのですから。

では、日本生命保険相互会社は、この同一民間金融機関との会食、ゴルフが十回を超えたものが複数あったという複数の中の一企業ですか。そう聞きましょう。せめてそれだけはお答えください。

○渡辺説明員 今の御指摘につきましては、先ほど申し上げましたように、生命保険を担当しておりますことは時期に相当数の回数をやっておりますというところは事実でございますけれども、その相手方が何々生命であるかどうかということにつきましては、今回の調査の性格上、私どもの方からお答えするのは差し控えていただきたいと思います。

○木島委員 これは納得できません。これはぜひ当法務委員会に、少なくとも今私が質問した三日について、日本生命保険相互会社の接待を滝本氏が受けたのが事実かどうか、大蔵省が大蔵委員会に出した報告書の七十回程度の中にカウントされているのかどうかに絞っていいです。当委員会に

報告を求めたいと思います。委員長、取り計らってください。

○笹川委員長 その件につきましては、後日、理事会にかけさせていただきます。

○木島委員 きょうは、この問題だけではなく、この日本生命保険相互会社が現在沖縄県石垣市川平地区でリゾート開発にかかっているという問題があるので、そちらの方をお聞きしようと思つて、警察庁や建設省もお呼びしているわけですが、

時間が非常に限られてしましましたので、端的にお聞きいたします。警察庁にお聞きいたします。

九八年四月二十日、沖縄県石垣市川平九百四十八番地の宇根永太郎さんという人が告発人となり、日本生命保険相互会社ほか七名を被告発人とする都市計画法二十九条及び附則四項違反の告発がなされていると思ひます。沖縄県警本部長あての告発だと思ひます。

その告発は事実でしょうか。告発状の受理状況はどうでしょうか。告発の内容、要点はどのようなものでしょうか。捜査の状況、見通しはどうか。もう時間が限られてきてしまつていて、まとめてお述べいただきたいと思います。

○柴田説明員 御指摘の事実でございますが、石垣島において開発行為によつて開発された土地の一部を購入いたしました御指摘の会社が、その土地にホテルを中心としたリゾート施設の建設を計画し、平成九年十一月に工事に着手したわけでございますが、この建設に關しまして都市計画法上の無許可開発行為があったということで、四月二十日、沖縄県警察本部に対し告発がなされたという事実でございます。

沖縄県警察におきましては、直ちにこれを受理いたしました。現在所要の捜査を行つてるところでございます。沖縄県警察におきましては、速やかに所要の捜査を遂行し、送付することとしていまして、承知しております。

○木島委員 ありがとうございます。ついでに建設省にお聞きしたいと思います。

この告発状の告発の事実の要旨等によりまして、問題の本土地につきましては、八九年十二月十五日に、株式会社川平リゾート開発、代表取締役社長は当時別荘の園場組というのを経営している社長さんが兼ねておられるようでありまして、この企業が、ホテル、コンドミニアムユース等の建設の目的で都市計画法二十九条、同附則四項による開発許可を申請し、県知事から許可を得て、そして土地を一部いじつたというところで、簡単に結構ですから、申請の内容、許可の有無と許可の内容、その後の開発行為の実態がどうだったか、建設省、つかんでおりますか。

○岡田説明員 お答え申し上げます。御指摘の開発許可に關してでございますが、平成二年九月七日付で沖縄県知事によつて許可処分が行われております。

許可の内容でございますが、石垣市宇平石崎一番はか十四筆、六十六・九ヘクタールにおきまして、ホテル、コンドミニアム等を予定建築物として開発を行うということでございまして、

開発の工事の中身でございますけれども、建築物については自然の地形を生かして造成工事は行わない、道路、専用通路、テニスコート、広場、駐車場等については造成工事を行うという中身であったというふうに聞いております。

その後、平成四年の十二月に変更の許可が行われておるわけでございますが、沖縄県といたしましては、造成工事の計画のございました道路、通路、テニスコート、広場、駐車場、こういうものの工事が許可の内容に適合しているということを検査、確認の上で、平成五年二月十二日付で工事完了の公告を行ったというふうに承知してございます。

○木島委員 わかりました。それで一応完結した。しかし建物建つておられない。それで、告発状の要旨によりますと、九七年、昨年十一月二十八日に、日本生命保険相互会社が

この株式会社川平リゾート開発からこの土地の一部を、一部といっても広大ですが、取得した。そして、昨年の十二月二十八日から土地をいじり始めたというのです。それで、九八年、ことしの三月二十七日、沖縄県知事がびくつきして中止を指示したというのが指摘されているのです。

建設省にお聞きします。日本生命保険相互会社が九七年十一月二十八日に川平リゾート開発から土地を取得したのは事実ですか。それから、告発されているように、日本生命保険相互会社が昨年末ごろからことしの三月三十日までの間に土地をいじり始めたということは事実ですか。そして、それについて日本生命保険相互会社は都市計画法の開発申請を出していますか。開発許可とつていますか。それだけ答えてください。

○岡田説明員 お答え申し上げます。
先生御指摘の時期に日本生命が土地を取得いたしました。ホテル等の建築物の建築の工事、そのほかテニスコート等の建設工事というものが行われておったところでございます。

沖縄県が三月に現地調査を行ったわけでございますけれども、これらの工事の中には、かなり大規模な切り土、盛り土、こういうものが行われているということでございます。その規模も開発許可の基準になっております三千平米を超えるというふうな状況があるというふうに県において判断いたしました。三月末でございますが、本件工事については都市計画法による開発許可を受ける必要があるということ、またその間工事を停止するようという工事を工事施工主に対して指導いたしました。施工主もこれを承けて工事は停止しておるというふうに聞いてございます。現段階で改めての許可申請というのはまだ行われていないというふうに承知してございます。

○木島委員 法律問題、一点だけ質問しておきますが、先ほど言いましたように、この土地は、川平リゾート開発が平成二年九月に開発許可をとって、そして平成四年変更をとって、そして道路

テニスコート、駐車場等をつくって、それで一遍それは完結しているということですね。その後、昨年十一月二十八日に日本生命保険相互が土地を買って、そして土地をまたいじり始めた。

そうすると、土地造成ですか、土地をいじり始めた場合は、前の許可はもう失効といいますが、それが完結して終わっていますから、本日に日本生命保険相互が土地をいじりたければ、新しい都市計画法に基づく開発申請をきちっとして沖縄県知事から許可をとらなければ土地はいじれない、そういう法律関係であることは間違いないですか。土地を買ったから前の許可でいじれるんだというにはならぬことは間違いないですね。

○岡田説明員 お答え申し上げます。
敷地の造成がされた後で建築工事が行われる、その限りのものであれば改定の許可というのには要らないわけでございますけれども、それを越えて土地の区画形状の変更を行うということであれば、これは新たな開発行為ということになりますので許可が必要になるということであろうと思います。

○木島委員 そこで聞くのですが、じゃ、建築のための土地をいじるといのはどの程度まで許されているのですか。建築に關係ないところまで土地をいじめることは許されないわけでしょう。そこを。

○岡田説明員 お答え申し上げます。

建築物の建築と開発に当たるものとの線をどこで引くかというお尋ねだと思っておりますが、実際の開発の態様というものは多種多様でございます。個々の中身を見ないでの決めつけというのなかなか難しいところはあるわけでございますが、現在私どもも大体全国共通してとっておる見解ということでは、建築物の建築自体と不可分な一体の工事と認められる行為、例えば基礎打ちであるとか土地の掘削、こういうものにとどまるものであれば建築行為に入るのだろうというふうに考えておりますが、やはり大規模な切り土、盛り土を行うというふうなものであれば、開発行為に該当するということで運用されておるというふうに承知してございます。

ば、開発行為に該当するということで運用されておるというふうに承知してございます。

○木島委員 はい、ありがとうございます。
そこで、最後に大蔵省に聞きます。いろいろなものによりまして、本日は日本生命保険相互会社が九〇年代の当初からかんでいたんだ。しかし実際は、当時は保険会社は不動産取得については大蔵省の規制が非常に厳しく土地は買えなかったんだということがあったやに物には書かれております。

そこで、まとめて聞きます。一九八九年当時、生命保険会社が不動産を取得するについての規制はどうだったのか端的にお答えいただきたい。その後、規制緩和されたと思うのですが、大蔵省が規制緩和のために出した通達の時期と、要点だけいいです。どういふふうに緩和されたのか。二回ほど緩和されているはずですが、大蔵省に答弁願います。

○高橋説明員 お答えいたします。

生命保険会社の不動産の取得に關します規制の変遷ということでございます。まず、平成二年当時どのような状況であったかということでございまして、当時、通達におきまして、個別の案件ごとに、一件二十億円以上、土地に關しましては十億円以上でございましたが、この不動産取得については事前届け出とし、また、一件五十億円以上のものについては銀行局長の事前承認とされておりましたところでございます。

その後、先生御指摘のとおり何度か改正が行われておりますが、一回は平成四年七月、承認にかからしめる範囲を本社に係る五十億円以上の物件に緩和をいたしました。二十億円以上のものについて事前届け出は存続でございます。さらに、平成五年四月の通達改正によりまして、二十億円以上、土地については十億円以上でございまして、この不動産取得に係る事前届け出について廃止したところでございます。

さらに、二回というところでございましたが、もう一回ございまして、平成八年四月の改正保険業

法の施行とともに、五十億円以上で本社に係る営業用不動産の事前承認を事前届け出に緩和したところでございます。

このような緩和は、個別の規制の規制緩和、それから簡素化の観点から累次行ってきたものでございまして、平成二年以前にもそのような緩和がとられていたところでございます。

○木島委員 最後にしますが、一点、二点聞きます。

最初に、私が質問した川平リゾート開発がやろうとした建物、非常に大きな建物が計画されているのですが、建設省に聞くのですが、その建物の建築費用と土地代、全部ひくくると何億ぐらいの開発だったのかつかないですか。

それと、今、日本生命がやろうとしている、大変な開発なんですが、何億ぐらいの開発なのか。それを建設省、つかないたら教えてください。

○岡田説明員 ちよつと具体の開発計画の工事費等については承知しておりませんので、御了承願います。

○木島委員 私が質問したのは、保険業界と大蔵官僚との癒着問題を質問しました。やはり、今回のこの規制緩和の問題ともそれは関係ないわけではないと思います。今、告発が現地の県警本部長に対して出されているところでありまして、接待問題全体も含んで、やはり法に触れることがあったら、これはもう警察がきちり捜査して、その後を受けるのは検察、法務でございます。きっちりその辺も見て、厳正なる捜査と処分をしていただきたい、これから将来の話ですが、その決意を法務当局に述べていたたい、質問を終わります。

○原田(明)政府委員 検察は、事案によりまして、証拠により認められる事実に基づき、適切に処理してまいらるものと考えます。

○木島委員 終わります。

○笹川委員長 次に、内閣提出、組織的な犯罪の

処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。下稲葉法務大臣。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○下稲葉國務大臣 組織的な犯罪に対処するため
の法整備に関する三法案について、一括してその趣旨を御説明いたします。

近年、暴力団等による薬物、銃器等の取引や、これらの組織の不正な権益の獲得等を目的とした各種の犯罪のほか、オウム真理教事件のような組織的な大量殺人事件、法人組織を利用した詐欺商法等の経済犯罪など、組織的な犯罪が少なからず発生しており、我が国の平穏な市民生活を脅かすとともに、健全な社会経済の維持発展に悪影響を及ぼす状況にあります。

一方、このような組織的な犯罪の問題については、最近における国際連合の会議や先進国首脳会議等においても最も重要な課題の一つとして継続的に取り上げられており、国際的にも協調した対応が求められ、主要国においては法制度の整備が進んでおります。

そこで、この三法案は、このような状況を踏まえ、これらの犯罪に適切に対処するため、必要な法整備を図ろうとするものであります。

まず、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案の要点を申し上げます。

第一は、組織的な犯罪に関する処罰を強化することです。

これは、一定の類型に該当する組織的な殺人、詐欺等の処罰を強化するほか、組織的な殺人の予

備罪の処罰の強化等に関する規定を設けるものであります。

第二は、いわゆるマネーロンダリングの規制等に関するものであります。

その一は、一定の犯罪行為により得られた犯罪収益等を用いて法人等の事業経営の支配を目的とする行為及びその隠匿等を処罰するほか、その没収及び追徴に関する制度を拡充整備するものであります。その二は、疑わしい取引の届け出制度の拡充であり、銀行その他の金融機関等に対し、その取引において收受した財産が犯罪収益である疑いがある場合等にその届け出を義務づける措置等を定めるものであります。その三は、没収及び追徴に関する国際共助手続を整備するものであります。

次に、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案は、組織的、密行的に行われる殺人、薬物及び銃器の不正取引等の重大な犯罪において、犯人間の連絡等に用いられる電話等の傍受を行わなければならない人の検挙及び事案の真相解明の目的を達成することが著しく困難な場合が増加する状況に対処するため、犯罪捜査のために強制処分として行う電気通信の傍受に関し、その要件、手続その他必要な事項を定めるものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、通信傍受の要件等についてであります。

通信の傍受は、密行的かつ継続的に行われるものであることにかんがみ、対象とする犯罪を一定の重大な犯罪に限定し、他の方法によっては真相の解明が著しく困難な場合に限るなど、従来の強制処分よりさらに厳格な要件、裁判官に対する令状の請求及びその発付の手続等を定めることとしております。

第二は、傍受の実施に関する手続等についてであります。

傍受の実施の適正の確保及び関係者の権利保護を図るため、令状の提示、傍受をした通信の記録の取り扱い、通信の当事者に対する通知、不服申

立て等に関する規定を設けることとしております。

第三は、通信の秘密の尊重等についてであります。

制度の運用状況を明らかにするため、これを国会に報告すること等を政府に義務づけるものとすし、また、通信の秘密の保護の充実を図るため、捜査等の権限を有する公務員がその職務を行うに当たり犯した電気通信事業法等の通信の秘密侵害罪について、いわゆる付審判請求ができるものとしております。

次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案の要点を申し上げます。

第一は、電気通信の傍受に関するものであります。

これは、犯罪捜査のために電気通信の傍受を行う強制の処分ができる旨の根拠規定を同法に設けるものであります。

第二は、証人等の保護に関するものであります。

証人またはその親族に対して、脅迫、威迫等が行われることがしばしばあり、これに対する不安があることが証人等として刑事手続に協力することとをためらわせ、刑事手続の円滑、適正な実施を妨げる一因となっていることから、証人等の身体または財産への加害行為等の防止を図り、証人等の不安を軽減、除去するため、これらの行為が行われるおそれがある場合に、証人等の住居等が特定される事項についての尋問を制限することができること等の措置を定めるものであります。

以上が、これらの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○笹川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は、来る十五日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開会することとし、本日

は、これにて散会いたします。
午後五時四分散会

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の没収等(第三条―第十七条)

第三章 没収に関する手続の特例(第十八条―第二十一条)

第四章 保全手続

第一節 没収保全(第二十二条―第四十一条)

第二節 追徴保全(第四十二条―第四十九条)

第三節 雑則(第五十条―第五十三条)

第五章 疑わしい取引の届出(第五十四条―第五十八条)

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等(第五十九条―第七十四条)

第七章 雑則(第七十五条・第七十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じ。により反復して行われるものをいう。

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。
一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表に掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

二 次に掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばイ、ロ又はニに掲げる罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により提供された資金
イ 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四十一条の十(覚せい剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)の罪
ロ 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十三条(資金等の提供)の罪
ハ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条の十三(資金等の提供)の罪
ニ サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第七條(資金等の提供)の罪

三 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十条の二第二項の違反行為に係る同法第十三条第三号(外国公務員等に対する利益供与等)の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われ

たとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により供与された財産
3 この法律において「犯罪収益に由来する財産」とは、犯罪収益の果実として得た財産、犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう。
4 この法律において「犯罪収益等」とは、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。
5 この法律において「薬物犯罪収益」とは、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)以下「麻薬特例法」という。
6 この法律において「薬物犯罪収益に由来する財産」とは、麻薬特例法第二条第四項に規定する薬物犯罪収益に由来する財産をいう。
7 この法律において「薬物犯罪収益等」とは、麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

第二章 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の没収等
(組織的な殺人等)
第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動(団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。)として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。
一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十六條第一項(常習賭博)の罪 五年以下の懲役
二 刑法第百八十六條第二項(賭博場開張等図利)の罪 三月以上七年以下の懲役
三 刑法第百九十九條(殺人)の罪 死刑又は無

期若しくは五年以上の懲役
四 刑法第二百二十條(逮捕及び監禁)の罪 三月以上七年以下の懲役
五 刑法第二百二十三條第一項又は第二項(強要)の罪 五年以下の懲役
六 刑法第二百二十五條の二(身の代金目的略取等)の罪 無期又は五年以上の懲役
七 刑法第二百三十三條(信用毀損及び業務妨害)の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
八 刑法第二百三十四條(威力業務妨害)の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
九 刑法第二百四十六條(詐欺)の罪 一年以上の懲役
十 刑法第二百四十九條(恐喝)の罪 一年以上の懲役
十一 刑法第二百六十條前段(建造物等損壊)の罪 七年以下の懲役

11 刑法第二百六十條前段(建造物等損壊)の罪 七年以下の懲役
12 刑法第二百六十條前段(建造物等損壊)の罪 七年以下の懲役
13 刑法第二百六十條前段(建造物等損壊)の罪 七年以下の懲役
14 刑法第二百六十條前段(建造物等損壊)の罪 七年以下の懲役
15 刑法第二百六十條前段(建造物等損壊)の罪 七年以下の懲役
16 刑法第二百六十條前段(建造物等損壊)の罪 七年以下の懲役
17 刑法第二百六十條前段(建造物等損壊)の罪 七年以下の懲役
18 刑法第二百六十條前段(建造物等損壊)の罪 七年以下の懲役
19 刑法第二百六十條前段(建造物等損壊)の罪 七年以下の懲役
20 刑法第二百六十條前段(建造物等損壊)の罪 七年以下の懲役

2 団体に不正権益(団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号(第一号、第二号及び第九号を除く。)に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。
(未遂罪)
第四条 前条第一項第三号、第五号、第六号(刑法第二百二十五條の二第一項に係る部分に限る。)、第九号及び第十号に掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。
(組織的な身の代金目的略取等における解放による刑の減軽)
第五条 第三條第一項第六号に掲げる罪に係る同条の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減軽する。
(組織的な殺人等の予備)
第六条 次の各号に掲げる罪で、これに当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものを犯す目的で、その予備をした者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。
一 刑法第百九十九條(殺人)の罪 五年以下の懲役
二 刑法第二百二十五條(営利目的等略取及び誘拐)の罪(営利の目的によるものに限る。)
二年以下の懲役
三 第三條第二項に規定する目的で、前項各号に掲げる罪の予備をした者も、同項と同様とする。

(組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等)
第七条 禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一 その罪を犯した者を蔵匿し、又は隠避させた者
二 その罪に係る他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者
三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者
2 禁錮以上の刑が定められている罪が第三條第二項に規定する目的で犯された場合において、前項各号のいずれかに該当する者も、同項と同様とする。

(団体に属する犯罪行為組成物件等の没収)
第八条 団体の構成員が罪(これに当たる行為が、当該団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われたもの、又は第三條第二項に規定する目的で行われたものに限る。)を犯

第一類第三号 法務委員会議録第十四号 平成十年五月十三日

した場合、又は当該罪を犯す目的でその予備罪（これに当たる行為が、当該団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われたものを、及び同項に規定する目的で行われたものを除く。）を犯した場合において、当該犯罪行為を組成し、又は当該犯罪行為の用に供し、若しくは供しようとした物が、当該団体に属し、かつ、当該構成員が管理するものであるときは、刑法第十九条第二項本文の規定にかかわらず、その物が当該団体及び犯人以外の者に属しない場合に限り、これを没収することができる。ただし、当該団体において、当該物が当該犯罪行為を組成し、又は当該犯罪行為の用に供され若しくは供されようとすることの防止に必要な措置を講じていたときは、この限りでない。

（不法収益等による法人等の事業経営の支配を
目的とする行為）

第九條 第二條第二項第一号若しくは第三号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益(麻薬特例法第二條第二項各号に掲げる罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に限る。第十三條第一項第三号及び同條第三項において同じ。)、これらの保有若しくは処分に基き得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産(以下「不法収益等」という。)を用いることにより、法人等(法人又は法人でない社團若しくは財団をいう。以下この条において同じ。の株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人等の設立者をいう。以下同じ。))の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は当該第三者に行使させて、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 当該法人等又はその子法人の役員等（取締役、理事、管理人その他いかなる名称を有す

るものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者をいう。以下この条において同じ。）を選任し、若しくは選任させ、解任し、若しくは解任させ、又は辞任させること。

二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を變更させること（前号に該當するものを除く）。

2 不法収益等を用いることにより、法人等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関与し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときも、前項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等に対する債権を取得しよ

うとし又は第三者に取得させようとする者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に關し、これらの各号のいずれかに該当する行為をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。

一 当該法人等又はその子法人の役員等を選任させ、若しくは解任させ、又は辞任させること。

二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること（前号に該当するものを除く。）。

3 不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に關し、当該株主等にその権限又は当該権限に基づく影響力を行使させて、前項各号のいづれかに該当する行為をしたときも、第一項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得しようとし、又は第三者に取得させようとする者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に關し、当該株主

4 この条において「子法人」とは、一の法人等

が発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式議決権の

あるものに限る。以下この項において同じ。又
は持分を所有する法人をいい、一の法人等及び
その子法人又は一の法人等の子法人が発行済株
式の総数又は出資の総額の百分の五十を超え
る数又は額の株式又は持分を所有する法人は、
当該法人等の子法人とみなす。

(犯罪収益等隠匿)

第十条 犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、

五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に
処し、又はこれを併科する。犯罪収益の発生の一
原因につき事実を偽装した者も、同様とする。

3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（犯罪収益等收受）
 第十一条 情を知つて、犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。)の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によって行われることの情を知らなかつた当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

第十二条 第九条第一項から第三項まで及び前一条の罪は、刑法第三条の例に従う。
(犯罪収益等の没収等)

第十三条 次に掲げる財産は、不動産若しくは動産又は金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ)であるときは、これを没収することができる。

一 犯罪収益(第六号に掲げる財産に該当する

ものを除く。）

二 犯罪収益に由来する財産(第六号に掲げる財産に該当する犯罪収益の保有又は処分に基

づき得たものを除く。）

三 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係

る株式又は持分であつて、不法収益等(薬物犯罪収益、その保有若しくは処分に基き得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外他の財産とが混和した財産であるもの第三項において「薬物不法収益等」という。)を除く。

く、以下この項において同じ）を用いることにより取得されたもの

四 第九條第二項又は第三項の罪に係る債権であつて、不法利益等を用いることにより取得されたもの(当該債権がその取得に用いられた不法利益等である財産の返還を目的とする

ものであるときは、当該不法収益等）

五 第十条又は第十一条の罪に係る犯罪収益等

六 不法収益等を用いた第九条第一項から第三

項までの犯罪行為又は第十条若しくは第十一条の犯罪行為により生じ、若しくはこれらの犯罪行為により得た財産又はこれらの犯罪行為

為の報酬として得た財産

七 第三号から前号までの財産の果実として得た財産、これらの各号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他これらの各号の財産の保有又は処分に基づき得た財産

前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産(財産に対する罪、刑法第二百二十五条の二第二項の

罪に係る第三条の罪 同法第二百二十五条の二
第二項若しくは第二百二十七条第四項後段の罪
若しくは別表第七号、第二十七号、第三十一
号、第三十三号若しくは第四十四号に掲げる罪

の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産をいう。以下同じ。）であるときは、これを没収することができない。前項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。

3 次に掲げる財産は、これを没収する。ただし、第九条第一項から第三項までの罪が薬物犯罪収益又はその保有若しくは処分に基づき得た財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産に係る場合において、これらの罪につき次に掲げる財産の全部を没収することが相当でないと認められるときは、その一部を没収することができる。

一 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの
二 第九条第二項又は第三項の罪に係る債権であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの（当該債権がその取得に用いられた薬物不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該薬物不法収益等）

三 薬物不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

四 前三号の財産の果実として得た財産、前三号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前三号の財産の保有又は処分に基づき得た財産
4 前項の規定により没収すべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、これを没収しないことができる。

（犯罪収益等が混和した財産の没収等）
第十四条 前条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産（以下「不法財産」という。）が不法財産

以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産（次条第一項において「混和財産」という。）のうち当該不法財産（当該混和に係る部分に限る。）の額又は数量に相当する部分を没収することができる。

（没収の要件等）
第十五条 第十三条の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情を知つて当該不法財産又は混和財産を取得した場合（法令上の義務の履行として提供されたものを收受した場合又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が不法財産若しくは混和財産によつて行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した場合を除く。）は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であつても、これを没収することができる。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第十三条の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情を知らないで当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。
（追徴）
第十六条 第十三条第一項各号に掲げる財産が不動産若しくは動産若しくは金銭債権でないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。ただし、当該財産が犯罪被害財産であるときは、この限りでない。

2 第十三条第三項の規定により没収すべき財産を没収することができないとき、又は同条第四

項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴する。
（罰則規定）
第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第九条第一項から第三項までの罪を犯したときは、

第十條又は第十一條の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
第三章 没収に関する手続の特例
（第三者の財産の没収手続等）
第十八条 不法財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条第一項及び第二十一条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第十三条の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

3 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。
4 第十五条第二項の規定により存続させるべき権利について前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかったものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することができる。

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第三十八号）の規定を準用する。
（没収された債権等の処分等）
第十九条 没収された債権等は、検察官がこれを処分しなければならない。

2 債権の没収の裁判が確定したときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。
（没収の裁判に基づく登記等）
第二十条 権利の移転について登記又は登録（以下「登記等」という。）を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を関係機関に嘱託する場合において、没収により効力を失つた処分制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に関し第一章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとする。

（刑事補償の特例）
第二十一条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。
第四章 保全手続
第一節 没収保全
（没収保全命令）
第二十二条 裁判所は、別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九条第一項から第三項までの罪若しくは第十一条の罪に係る被告事件に関し、不法財産であつてこの法律その他の法令の規定により没収することができるもの（以下「没収対象財産」という。）に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、検

察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

2 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に発して、当該権利の処分を禁止することができる。

3 没収保全命令又は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する者名義人が異なる場合は、名義人を含む。の氏名、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

4 裁判長は、急速を要する場合には、第一項若しくは第二項に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

5 没収保全(没収保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。)に関する処分は、第一回公判期日までは、裁判官が行う。この場合において、裁判官は、その処分に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

6 没収保全がされた不動産又は動産については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定により押収することを妨げない。

(起訴前の没収保全命令)
第二十三条 裁判官は、前条第一項又は第二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官又は司法警察官、警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定

する警部以上の者に限る。次項において同じ。)の請求により、同条第一項又は第二項に規定する処分をすることができる。

2 司法警察員は、その請求により没収保全命令又は附帯保全命令が発せられたときは、速やかに、関係書類を検察官に送付しなければならない。

3 第一項の規定による没収保全は、没収保全命令が発せられた日から三十日以内に当該保全がされた事件につき公訴が提起されないときは、その効力を失う。ただし、共犯に対して公訴が提起された場合において、その共犯に關し、当該財産につき前条第一項に規定する理由があるときは、この限りでない。

4 裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、三十日以内に、前項の期間を更新することができる。この場合において、更新の裁判は、検察官に告知された時にその効力を生ずる。

5 第一項又は前項の規定による請求は、請求する者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。

6 第一項又は第四項の規定による請求を受けた裁判官は、没収保全に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

7 検察官は、第一項の規定による没収保全が、公訴の提起があつたためその効力を失うことがなくなるに至つたときは、その旨を没収保全命令を受けた者(被告人を除く。)に通知しなければならない。この場合において、その者の所在が分からないため、又はその他の理由によつて、通知をすることができないときは、通知に代えて、その旨を検察官の掲示場に七日間掲示して公告しなければならない。

(没収保全に關する裁判の執行)
第二十四条 没収保全に關する裁判で執行を要するものは、検察官の指揮によつて、これを執行する。
2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分

を禁止すべき財産を有する者にその贈本が送達される前であっても、することができる。

(没収保全の効力)

第二十五条 没収保全がされた財産(以下「没収保全財産」という。)について当該保全がされた後にされた処分は、没収に關しては、その効力を生じない。ただし、第三十七条第一項の規定により没収の裁判をすることができない場合における同項に規定する手続(第四十条第三項の規定により第三十七条第一項の規定を準用する手続を含む。)及び没収保全財産に対して実行することができることができる担保権の実行としての競売の手続による処分については、この限りでない。

(代替金の納付)

第二十六条 裁判所は、没収保全財産を有する者の請求により、適当と認めるときは、決定をもつて、当該没収保全財産に代わるものとして、その財産の価額に相当する金銭(以下「代替金」という。)の額を定め、その納付を許すことができる。

2 裁判所は、前項の請求について決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。

3 第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができ。

4 代替金の納付があつたときは、没収保全は、代替金についてされたものとみなす。

(不動産の没収保全)

第二十七条 不動産(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第四十三条第一項に規定する不動産及び同条第二項の規定により不動産とみなされるものをいう。以下この条(第七項本文を除く。)、次条、第二十九条第一項及び第三十五条第一項において同じ。)の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行。

2 前項の没収保全命令の贈本及び第二十三条第四項の規定による更新の裁判の裁判書の贈本(以下「更新の裁判の贈本」という。)は、不動産の所有者(民事執行法第四十三条第二項の規定により不動産とみなされる権利についてはそ

の権利者とし、当該不動産又は権利に係る名義人が異なる場合は名義人を含む。)に送達しなければならない。

3 不動産の没収保全命令の執行は、没収保全の登記をする方法により行。

4 前項の登記は、検察事務官が囑託する。この場合において、囑託は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて、これを行う。

5 不動産の没収保全の効力は、没収保全の登記がされた時に生ずる。

6 不動産の没収保全の効力が生じたときは、検察官は、当該不動産の所在する場所に公示書を掲示する方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。

7 不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の登記の後に没収保全の登記がされた場合において、その仮処分の債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときは、没収保全の登記に係る処分の制限は、仮処分の登記に係る権利の取得又は消滅と抵触しないものとみなす。ただし、その権利の取得を当該債権者に対抗することができない者を不動産を有する者として当該没収保全の登記がされたときは、この限りでない。

8 民事執行法第四十六条第二項及び第四十八条第二項の規定は、不動産の没収保全について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項中「債務者」とあるのは「没収保全財産を有する者」と、同法第四十八条第二項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記の囑託をした検察事務官の所属する検察官の検察官」と読み替へるものとする。

(船舶等の没収保全)
第二十八条 登記される船舶、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機(第三十五

没収保全がされた金銭債権の額に相当する部分については没収保全が効力を失ったとき又は代替金が納付されたときに、その余の部分については供託されたときに、配当又は弁済金の交付を実施しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。この場合において、同項中「没収保全命令を発した裁判所」とあるのは、「執行裁判所」と読み替えるものとする。

5 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による供託がされた場合における民事執行法第六十五条の規定の適用については、同条第一号中「第五百六条第一項又は第二項」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)」とする。

(強制執行に係る財産の没収の制限)

第三十七条 没収保全がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産については、没収の裁判をすることができない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収対象財産であることの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

2 没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分禁止がされたものについて、当該処分禁止がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされていた場合において、当該財産を没収するときは、その権利を存続させるものとし、没収の言渡しと同時に、その旨の宣告をしなければならない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収により当該権利が消滅することの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は

差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

3 強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令が発せられた場合における当該財産については、差押債権者(被告人である差押債権者を除く)が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。前項に規定する場合における財産の没収についても同様とする。

4 第十八条第四項及び第五項の規定は第二項の規定により存続させるべき権利について同項の宣告がない没収の裁判が確定した場合について、同条第六項の規定は前項の没収に関する手続について準用する。

(強制執行の停止)

第三十八条 裁判所は、強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、前条第一項ただし書に規定する事由があると認料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定をもって、強制執行の停止を命ずることができる。

2 検察官が前項の決定の裁判書の謄本を執行裁判所に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九条第一項第七号の文書の提出があつたものとみなす。

3 裁判所は、没収保全が効力を失ったとき、代替金が納付されたとき、第一項の理由がなくなつたとき、又は強制執行の停止の期間が不当に長くなつたときは、検察官若しくは差押債権者の請求により、又は職権で、決定をもって、同項の決定を取り消さなければならない。第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。(担保権の実行としての競売の手続との調整)

第三十九条 没収保全財産の上に存在する担保権

で、当該保全がされた後に生じたもの又は附帯保全命令による処分の禁止がされたものの実行(差押えを除く)は、没収保全若しくは附帯保全命令による処分の禁止が効力を失った後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について附帯保全命令が発せられた場合において、検察官が当該命令の謄本を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第八十三条第一項第七号(同法第八十九條、第九十二條又は第九十三條第二項において準用する場合を含む。)の文書の提出があつたものとみなす。

(その他の手続との調整)

第四十条 第三十五条の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分(国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。)による差押えがされた場合又は没収保全がされている財産を有する者について破産宣告若しくは和議の開始決定(第三項において「破産宣告等」という。)がされた場合若しくは没収保全がされている財産を有する会社その他の法人について更生手続開始の決定、整理開始の命令若しくは特別清算開始の命令(同項において「更生手続開始決定等」という。)がされた場合におけるこれらの手続の制限について準用する。

2 第三十六条の規定は没収保全がされている金銭債権に対し滞納処分による差押えがされた場合又は滞納処分による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について、同条第一項、第二項及び第四項の規定は没収保全がされている金銭債権に対し仮差押えの執行がされた場合又は仮差押えの執行がされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託

について準用する。

3 第三十七条の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し仮差押えの執行がされた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に仮差押えの執行がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第一項本文の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し滞納処分による差押えがされている場合又は没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する者について破産宣告等がされていた場合若しくは没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する会社その他の法人について更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第二項本文の規定は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものによる差押えがされている場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する者について当該処分の禁止がされる前に破産宣告等がされていた場合若しくは没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する会社その他の法人について当該処分の禁止がされる前に更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について準用する。

4 第三十八条の規定は、仮差押えの執行がされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合における強制執行の停止について準用する。

(附帯保全命令の効力等)

第四十一条 附帯保全命令は、当該命令に係る没収保全が効力を有する間、その効力を有する。ただし、代替金が納付されたときは、この限り

でない。
2 附帯保全命令による処分の禁止については、特別の定めがあるもののほか、没収保全に関する規定を準用する。

第二節 追徴保全

(追徴保全命令)

第四十二条 裁判所は、別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪に係る被告人に對し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるとおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、檢察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を發して、被告人に對し、その財産の処分を禁止することができる。

2 追徴保全命令は、追徴の裁判の執行のため保全することを相当と認める金額(第四項において「追徴保全額」という。)を定め、特定の財産について発しなければならない。ただし、動産については、目的物を特定しないでも発することができる。

3 追徴保全命令においては、処分を禁止すべき財産について、追徴保全命令の執行の停止を得るため、又は追徴保全命令の執行としてされた処分の取消しを得るために被告人が納付すべき金銭(以下「追徴保全解放金」という。)の額を定めなければならない。

4 追徴保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、追徴の根拠となるべき法令の条項、追徴保全額、処分を禁止すべき財産の表示、追徴保全解放金の額、発付の年月日その他の最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

5 第二十二條第四項及び第五項の規定は、追徴

保全(追徴保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。)について準用する。

(起訴前の追徴保全命令)

第四十三条 裁判官は、第十六条第二項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、前条第一項に規定する必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、檢察官の請求により、同項に規定する処分をすることができる。

2 第二十三條第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追徴保全について準用する。

(追徴保全命令の執行)

第四十四条 追徴保全命令は、檢察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による仮差押命令と同一の効力を有する。

2 追徴保全命令の執行は、追徴保全命令の謄本が被告人又は被疑者に送達される前であつても、これを行うことができる。

3 追徴保全命令の執行は、この法律に特別の定めがあるもののほか、民事保全法その他の仮差押えの執行の手續に関する法令の規定に従つてする。この場合において、これらの法令の規定において仮差押命令を發した裁判所が保全執行裁判所として管轄することとされる仮差押えの執行については、第一項の規定による命令を發した檢察官の所屬する檢察庁の対応する裁判所が管轄する。

(金錢債權の債務者の供託)
第四十五条 追徴保全命令に基づく仮差押えの執行がされた金錢債權の債務者が、当該債權の額に相当する額の金錢を供託したときは、債權者の供託金の還付請求権につき、当該仮差押えの執行がされたものとみなす。

2 前項の規定は、追徴保全解放金の額を超える部分に係る供託金については、これを適用しない。
(追徴保全解放金の納付と追徴等の裁判の執行)

第四十六条 追徴保全解放金が納付された後に、追徴の裁判が確定したとき、又は仮納付の裁判の言渡しがあつたときは、納付された金額の限度において追徴又は仮納付の裁判の執行があつたものとみなす。

2 追徴の言渡しがあつた場合において、納付された追徴保全解放金が追徴の金額を超えるときは、その超過額は、被告人に還付しなければならない。

(追徴保全命令の取消し)

第四十七条 裁判所は、追徴保全の理由若しくは必要がなくなつたとき、又は追徴保全の期間が不当に長くなつたときは、檢察官、被告人若しくはその弁護人の請求により、又は職権で、決定をもつて、追徴保全命令を取り消さなければならない。第三十二條第二項の規定は、この場合に準用する。

(追徴保全命令の失効)

第四十八条 追徴保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八條第四号及び第三百三十九條第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において追徴の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八條第四号又は第三百三十九條第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における追徴保全命令の効力については、第三十三條第二項の規定を準用する。

(失効等の場合の措置)

第四十九条 追徴保全命令が効力を失つたとき、又は追徴保全解放金が納付されたときは、檢察官は、速やかに、第四十四條第一項の規定によりした命令を取り消し、かつ、追徴保全命令に基づく仮差押えの執行の停止又は既にした仮差押えの執行の取消しのため、必要な措置を執らなければならない。

第三節 雜則

(送達)

第五十条 没収保全又は追徴保全(追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。)に関する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定を準用する。この場合において、民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)第一百零三條第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の効力が生ずる期間は、同法第一百零二條第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、七日間とする。

(上訴提起期間中の処分等)

第五十一条 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないもの又は上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、没収保全又は追徴保全に関する処分をすべき場合には、原裁判所がこれをしなければならぬ。

(不服申立て)

第五十二条 没収保全又は追徴保全に関して裁判所のした決定に對しては、抗告をすることができ。ただし、没収又は追徴すべき場合に該当すると思料するに足りる相当な理由がないこと(第二十二條第二項の規定による決定に關しては同項に規定する理由がないこと、第三十八條第一項(第四十一條第二項において準用する場合を含む。))の規定による決定に關しては第三十八條第一項に規定する理由がないことを含む。)を理由としてすることはできない。

2 没収保全又は追徴保全に關して裁判官のした裁判に不服がある者は、その裁判官の所屬する裁判所(簡易裁判所の裁判官がした裁判に對しては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にその裁判の取消し又は変更を請求することができる。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

3 前項の規定による不服申立てに關する手續については、刑事訴訟法第四百二十九條第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求

に係る手続の例による。

(準用)

第五十三条 没収保全及び追徴保全に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事訴訟法の規定を準用する。

第五章 疑わしい取引の届出

(金融機関等による疑わしい取引の届出等)

第五十四条 銀行その他の政令で定める金融機関及びその他の政令で定める者(以下この条において「金融機関等」という。)は、政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に關し第十條の罪若しくは麻薬特例法第六條の罪に當たる行為を行つてゐる疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を主務大臣(主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては金融監督庁長官とし、政令で定める金融機関等にあつては都道府県知事とする。)に届け出なければならない。

2 金融機関等(その役員及び使用人を含む。)は、前項の規定による届出を行おうとするときは、又は行つたことを当該届出に係る取引の相手方又はその者の関係者に漏らしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を主務大臣(主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、金融監督庁長官)に通知するものとする。

4 主務大臣は、第一項の届出又は前項の通知を受けたときは、主務大臣が内閣総理大臣である場合を除き、速やかに、当該届出又は通知に係る事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

(郵政大臣による疑わしい取引の通知)

第五十五条 郵政大臣は、郵便貯金の業務その他の政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該

業務に關し第十條の罪若しくは麻薬特例法第六條の罪に當たる行為を行つてゐる疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定める事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

(捜査機関等への情報提供等)

第五十六条 金融監督庁長官は、前二條の規定により金融監督庁長官に届け出られ又は通知された事項、この章に規定する金融監督庁長官の職務に相當する職務を行う外國の機關から提供された情報及びこれらを整理し又は分析した結果(以下「疑わしい取引に關する情報」という。)が檢察官、檢察事務官若しくは司法警察職員又は税關職員若しくは証券取引等監視委員會の職員(以下この條において「檢察官等」という。)による別表若しくは第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪、第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪、麻薬特例法第二條第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六條若しくは第七條の罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査に資すると認めるときは、これを檢察官等に提供するものとする。

2 檢察官等は、前項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるときは、金融監督庁長官に対し、疑わしい取引に關する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることができる。

(外國の機關への情報提供)

第五十七条 金融監督庁長官は、前條第一項に規定する外國の機關に対し、その職務(この章に規定する金融監督庁長官の職務に相當するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める疑わしい取引に關する情報を提供することができる。

2 前項の規定による疑わしい取引に關する情報の提供については、当該疑わしい取引に關する情報(前條第一項に規定する外國の機關の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定に

よる同意がなければ外國の刑事事件の捜査(その対象たる犯罪事實が特定された後のものに限る。)又は審判(以下この條において「捜査等」という。)に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 金融監督庁長官は、外國からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該當する場合を除き、第一項の規定により提供した疑わしい取引に關する情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 國際約束(第一項の規定による疑わしい取引に關する情報の提供に關する國際約束をいう。第五項において同じ。)に別段の定めがある場合を除き、当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本國內において行われたとした場合において、その行為が日本國の法令によれば罪に當たるものでないとき。

三 日本國が行う同種の要請に應ずる旨の要請國の保証がないとき。

4 金融監督庁長官は、前項の同意をする場合において、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該當しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該當しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

5 第一項の規定による疑わしい取引に關する情報の提供が、疑わしい取引に關する情報を使用することができると外國の刑事事件の捜査等(政治犯罪についての捜査等以外の捜査等に限る。)の範圍を定めた國際約束に基づいて行われたときは、その範圍内における当該疑わしい取引に關する情報の使用については、第三項の同意があるものとみなす。

(關係行政機關の協力)

第五十八條 關係行政機關は、この章の規定の実施について、相互に協力するものとする。

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての國際共助手続等

(共助の実施)

第五十九條 外國の刑事事件(麻薬特例法第十六條第二項に規定する薬物犯罪等に當たる行為に係るものを除く。)に關して、当該外國から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該當する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができる。

一 共助犯罪(共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。)に係る行為が日本國內において行われたとした場合において、当該行為が別表若しくは第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪に當たるものでないとき。

二 共助犯罪に係る行為が日本國內において行われたとした場合において、日本國の法令によればこれについて刑罰を科すことができな

いと認められるとき。

三 共助犯罪に係る事件が日本國の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本國の裁判所において確定判決を経たとき。

四 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本國內において行われたとした場合において、要請に係る財産が日本國の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができると財産に當たるものでないとき。

五 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本國內において行われたとした場合において、日本國の法令によれば共助犯罪に

ついで追徴の裁判をし、又は追徴保全をする
ことができる場合に当たらないとき。
六 没収の確定裁判の執行の共助については要
請に係る財産を有し又はその財産の上に地上
権、抵当権その他の権利を有すると思料する
に足る相当な理由のある者が、追徴の確定
裁判の執行の共助については当該裁判を受け
た者が、自己の責めに帰することのできない
理由により、当該裁判に係る手続において自
己の権利を主張することができなかったと認
められるとき。

七 没収又は追徴のための保全の共助につい
ては、要請国の裁判所若しくは裁判官のした没
収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく
要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判
の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪
に係る行為が行われたと疑うに足る相当な
理由がないとき、又は当該行為が日本国内で
行われたとした場合において第二十二條第一
項若しくは第四十二條第一項に規定する理由
がないと認められるとき。
八 日本国が行う同種の要請に應ずる旨の要請
国の保証がないとき。

二 麻薬特例法第十六條第二項に規定する薬物犯
罪等に当たる行為に係る外国の刑事事件に関し
て、当該外国から、条約に基づかないで、前項
の共助の要請があったときは、同項第八号又は
麻薬特例法第二十一條各号のいずれかに該当す
る場合を除き、その要請に係る共助をすること
ができる。
三 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在
する財産に係る没収の確定裁判の執行の共助を
するに際し、日本国の法令により当該財産を没
収するにすれば当該権利を存続させるべき場合
に当たるときは、これを存続させるものとす
る。

(追徴とみなす没収)
第六十條 不法財産又は麻薬特例法第十一條第一
項各号若しくは第三項各号に掲げる財産(以下

この条において「不法財産等」という)に代え
て、その価額が不法財産等の価額に相当する財
産であつて当該裁判を受けた者が有するものを
没収する確定裁判の執行に係る共助の要請に
あつては、当該確定裁判は、この法律による共
助の実施については、その者から当該財産の価
額を追徴する確定裁判とみなす。不動産若しく
は動産又は金銭債権以外の第十三條第一項各号
に掲げる財産であつて当該裁判を受けた者が有
するものを没収する確定裁判の執行に係る共助
の要請についても、同様とする。

二 前項の規定は、不法財産等に代えてその価額
が不法財産等の価額に相当する財産を没収する
ための保全及び不動産若しくは動産又は金銭債
権以外の第十三條第一項各号に掲げる財産を没
収するための保全に係る共助の要請について準
用する。

(要請の受理)
第六十一條 共助の要請の受理は、外務大臣が行
う。ただし、緊急その他特別の事情がある場合
において、外務大臣が同意したときは、法務大
臣が行うものとする。
(裁判所の審査)
第六十二條 共助の要請が没収又は追徴の確定裁
判の執行に係るものであるときは、檢察官は、
裁判所に対し、共助をすることができるときに
該当するかどうかについて審査の請求をしなけ
ればならない。

二 裁判所は、審査の結果、審査の請求が不法
であるときは、これを却下する決定をし、共助
の要請に係る確定裁判の全部若しくは一部につ
いて共助をすることができるときに該当すると
き、又はその全部について共助をすることがで
きない場合に該当するときは、それぞれその旨
の決定をしなければならない。

三 裁判所は、没収の確定裁判の執行の共助の要
請につき共助をすることができるときに該当す
る旨の決定をする場合において、第五十九條第
三項の規定により存続させなければならない権

利があるときは、当該権利を存続させる旨の決
定を同時にしなければならない。

四 裁判所は、追徴の確定裁判の執行の共助の要
請につき、共助をすることができるときに該当
する旨の決定をするときは、追徴すべき日本円
の金額を同時に示さなければならない。

五 第一項の規定による審査においては、共助の
要請に係る確定裁判の可否を審査することがで
きない。
六 第一項の規定による審査に関しては、次に掲
げる者(以下「利害関係人」という)が当該審
査請求事件の手続への参加を許されていないと
きは、共助をすることができるときに該当する
旨の決定をすることができない。

一 没収の確定裁判の執行の共助については、
要請に係る財産を有し、若しくはその財産の
上に地上権、抵当権その他の権利を有すると
思料するに足る相当な理由のある者又はこ
れらの財産若しくは権利について没収保全が
される前に強制競売の開始決定、強制執行に
よる差押え若しくは仮差押えの執行がされて
いる場合における差押権者若しくは仮差押
権者

二 追徴の確定裁判の執行の共助については、
当該裁判を受けた者
三 裁判所は、審査の請求について決定すると
きは、檢察官及び審査請求事件の手続への参加
を許された者(以下「参加人」という)の意見
を聴かなければならない。

八 裁判所は、参加人が口頭で意見を述べたい旨
を申し出たとき、又は裁判所において証人若し
くは鑑定人を尋問するときは、公開の法廷にお
いて審問期日を開き、参加人に当該期日に出頭
する機会を与えなければならない。この場合に
おいて、参加人が出頭することができないとき
は、審問期日に代理人を出頭させ、又は書面に
より意見を述べる機会を与えたことをもつて、
参加人に出頭する機会を与えたものとみなす。

九 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会ふ

ことができる。

(抗告)
第六十三條 檢察官及び参加人は、審査の請求に
係る決定に対し、抗告をすることができる。

二 抗告裁判所の決定に対しては、刑事訴訟法第
四百五條各号に定める事由があるときは、最高
裁判所に特に抗告をすることができ、
三 前二項の抗告の提起期間は、十四日とする。

(決定の効力)
第六十四條 没収又は追徴の確定裁判の執行の共
助の要請につき共助をすることができるときに
該当する旨の決定が確定したときは、当該没収
又は追徴の確定裁判は、共助の実施に關して
は、日本国の裁判所が言い渡した没収又は追徴
の確定裁判とみなす。

(決定の取消し)
第六十五條 没収又は追徴の確定裁判の執行の共
助の要請につき共助をすることができるときに
該当する旨の決定が確定した場合において、当
該要請に係る確定裁判が取り消されたときその
他その効力がなくなつたときは、裁判所は、檢
察官又は利害関係人の請求により、決定をもつ
て、共助をすることができるときに該当する旨
の決定を取り消さなければならない。

二 前項の取消しの決定が確定したときは、刑事
補償法に定める没収又は追徴の執行による補償
の例により、補償を行う。
三 第六十三條の規定は、第一項の請求に係る決
定について準用する。

(没収保全の請求)
第六十六條 共助の要請が没収のための保全に係
るものであるときは、檢察官は、裁判官に、没
収保全命令を発して要請に係る財産につきその
処分を禁止することを請求しなければならない。
この場合において、檢察官は、必要と認め
るときは、附帯保全命令を発して当該財産の上
に存在する地上権、抵当権その他の権利の処分
を禁止することを請求することができる。

二 第六十二條第一項の審査の請求があつた後

は、没収保全に関する処分は、審査の請求を受けた裁判所が行う。

(追徴保全の請求)

第六十七條 共助の要請が追徴のための保全に係るものであるときは、檢察官は、裁判官に、追徴保全命令を發して、追徴の裁判を受けるべき者に對しその財産の処分を禁止することを請求しなければならない。

2 前条第二項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

(公訴提起前の保全の期間)

第六十八條 沒収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない事件に關してされた場合において、沒収保全命令又は追徴保全命令が發せられた日から四十五日以内に要請国から当該事件につき公訴が提起された旨の通知がないときは、当該沒収保全又は追徴保全命令は、その効力を失う。

2 要請国から、前項の期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があつたときは、裁判官は、檢察官の請求により、三十日間を限り、保全の期間を更新することができる。更新された期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があつたときも、同様とする。

(手続の取消)

第六十九條 共助の要請を撤回する旨の通知があつたときは、檢察官は、速やかに、審査、沒収保全若しくは追徴保全の請求を取り消し、又は沒収保全命令若しくは追徴保全命令の取消しを請求しなければならない。

2 前項の請求があつたときは、裁判所又は裁判官は、速やかに、沒収保全命令又は追徴保全命令を取り消さなければならない。

(事実の取調べ)

第七十條 裁判所又は裁判官は、この章の規定による審査をし、又は沒収保全若しくは追徴保全に関する処分をするため必要があるときは、事

実の取調べをすることができる。この場合においては、証人を尋問し、検証を行い、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。

(檢察官の処分)

第七十一條 檢察官は、この章の規定による沒収保全若しくは追徴保全の請求又は沒収保全命令若しくは追徴保全命令の執行に關して必要があると認めるときは、關係人の出頭を求めてこれを取り調べ、鑑定を囑託し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、公務所若しくは公私の団体に照會して必要な事項の報告を求め、又は裁判官の發する令状により、差押え、搜索若しくは検証をすることができる。

2 檢察官は、檢察事務官に前項の処分をさせることができる。

(管轄裁判所)

第七十二條 この章の規定による審査、沒収保全若しくは追徴保全又は令状の發付の請求は、請求する檢察官の所屬する檢察庁の所在地を管轄する地方裁判所又はその裁判官にしなければならない。

(準用)

第七十三條 この章に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官の審査、処分若しくは令状の發付、檢察官若しくは檢察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害關係人の参加については第三章及び第四章、刑事訴訟法(第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る)、刑事訴訟費用に關する法令並びに刑事事件における第三者所有物の沒収手続に關する応急措置法の規定を、共助の要請を受理した場合における措置については國際搜查共助法(昭和五十五年法律第六十九号)第四條、第五條第一項(第一号に係る部分に限る)及び第七條第一項並びに逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)第三條、第八條第二項並びに第十一條第一項及び第二項の規定を、それ

ぞれその性質に反しない限り、準用する。

(逃亡犯罪人の引渡しに關する特例)

第七十四條 逃亡犯罪人引渡法第一條第三項に規定する引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとしたならば第十條第三項の罪に当たるとある場合における同法第二條の規定の適用については、同條第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とする。

第七章 雜則

(政令等への委任)

第七十五條 この法律に定めるもののほか、沒収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に關するものは、政令で定める。

2 この法律に定めるもののほか、第十八條の規定による第三者の参加及び裁判に關する手続、第四章に規定する沒収保全及び追徴保全に關する手続並びに前章に規定する圍際共助手続については、必要な事項(前項に規定する事項を除く)は、最高裁判所規則で定める。

(経過措置)

第七十六條 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判斷される範圍内において、所要の経過措置を定めることができる。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範圍内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という)後となる場合には、当該各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二條第二項第三号の規定、不正競争防止法の一部を改正する法律(平成十年法律第

号)の施行の日

二 第五十四條第四項、第五十六條第一項及び第五十七條の規定、金融監督庁設置法(平成

九年法律第一号)の施行の日

三 別表第二十三号の規定、金融システム改革のための關係法律の整備等に關する法律(平成十年法律第 号)の施行の日

四 別表第五十七号の規定、特定目的会社による特定資産の流動化に關する法律(平成十年法律第 号)の施行の日

(経過措置)

第二條 第九條第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した懲役以上の刑が定められている罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばその罪に当たると、かつ、当該行為が地の法令により罪に当たるとを含む)であつて、この法律の施行後に日本国内において行われたとしたならば別表に掲げる罪に当たるとにより生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に關してこの法律の施行後にした行為に對しても、適用する。この場合においては、これらの財産は、第二條第二項第一号の犯罪収益とみなす。

2 第九條第一項から第三項までの規定は、施行日が不正競争防止法の一部を改正する法律の施行の日後となる場合において、この法律の施行前に犯した不正競争防止法の一部を改正する法律による改正後の不正競争防止法第十條の二第一項の違反行為に係る同法第十三條第三号の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばその罪に当たり、かつ、当該行為が地の法令により罪に当たるとを含む)により供与された財産に關してこの法律の施行後にした行為に對しても、適用する。この場合においては、当該財産は、第二條第二項第二号の犯罪収益とみなす。

3 第九條第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に犯した麻薬特例法第二條第二項に規定する藥物犯罪の犯罪行為により得た財産

第二条第二項中「(当該罪と他の罪とが刑法(明治四十年法律第四十五号)第五十四条第一項に規定する関係にある場合においては、当該他の罪を含む)」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 第五条、第八条又は第九条の罪

第二条第三項及び第四項中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同条第五項中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に、「不法収益、不法収益」を「薬物犯罪収益、薬物犯罪収益」に改める。

第三条第一項中「次条第一項及び第七条」を「及び次条第一項」に改める。

第五条から第七条までを削る。

第八条中「第十一条」を「第八条」に改め、第三章中同条を第五条とする。

第九条の見出し中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同条第一項中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に、「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同条を第六条とする。

第十条(見出しを含む)中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同条を第七条とする。

第十一条を第八条とする。

第十二条中「第九条」を「第六条」に、「第十条」を「第七条」に改め、同条を第九条とする。

第十三条中「第八条から第十条まで」を「第五条から第七条まで」に改め、「刑法」の下に「(明治四十年法律第四十五号)」を加え、同条を第十条とする。

第十四条の見出し中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同条第一項ただし書中「第九条第一項」を「第六条第一項」に、「第十条」を「第七条」に、「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同項第一号及び第二号中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同項第三号中「第九条第一項」を「第六条第一項」に、

「第十条」を「第七条」に、「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同項第四号中「第九条第一項」を「第六条第一項」に、「第十条」を「第七条」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同項第三号中「第九条第三項」を「第六条第三項」に、「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同項第四号中「第九条第三項」を「第六条第三項」に改め、同条を第十一條とし、同条の次に次の一条を加える。

(薬物犯罪収益等が混和した財産の没収等)

第十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十年法律第...号。以下「組織的な犯罪処罰法」という。)第十四条及び第十五条の規定は、前条の規定による没収について準用する。この場合において、組織的な犯罪処罰法第十四条中「前条第一項各号」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(第一項各号」と読み替えるものとする。

第十五条及び第十六条を削る。

第十七条第一項中「第十四条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条を第十三条とする。

第十八条の見出し中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同条中「第八条」を「第五条」に、「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同条を第十四条とする。

第十九条中「第八条から第十二条まで」を「第五条から第九条まで」に改め、第三章中同条を第十五条とする。

第二十条第一項中「不法財産」を「第十一条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産」に、「次条及び第二十三条」を「第十八条」に改め、同条第二項中「第九条若しくは第十条」を「第六条若しくは第七条」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 組織的な犯罪処罰法第十八条第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十二条において準用する組織的な犯罪処罰法第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

のように改める。

2 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があるとき、検察官又は司法警察官、麻薬取締官、麻薬取締員、警察官又は海上保安官に限り、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。の請求により、前二項に規定する処分をすることができ

る。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的な犯罪処罰法第四章の規定による没収保全命令及び附帯保全命令による処分の禁止の例による。

第二十四条第五項及び第六項を削り、第五章中同条を第十九条とする。

第二十五条から第四十三条までを削る。

第五章第二節の節名を削り、第四十四条第一項中「この節の定めるところにより」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 裁判官は、前二項に規定する理由及び必要があるとき、検察官又は司法警察官、麻薬取締官、麻薬取締員、警察官又は海上保安官に限り、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。の請求により、前二項に規定する処分をすることができ

る。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的な犯罪処罰法第四章の規定による没収保全命令及び附帯保全命令による処分の禁止の例による。

きる。

2 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があるとき、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができ

る。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的な犯罪処罰法第四章の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。

第四十四条第四項及び第五項を削り、同条を第二十条とする。

第四十五条から第五十一条までを削る。

第五章第三節を削る。

第五十六条第一項第六号中「第二十四条第一項又は第四十四条第一項」を「第十九条第一項又は第二十条第一項」に改め、同条第二項を削り、第六章中同条を第二十一条とする。

第五十七条中「不法財産」を「第十一条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産」に、「不法財産」を「当該財産」に改め、同条を第二十二條とし、同条の次に次の一条を加える。

(組織的な犯罪処罰法による共助の例)
第二十三条 前二条に定めるもののほか、第二十一条の規定による共助については、組織的な犯罪処罰法第六章の規定による共助の例による。

第五十八條から第七十條までを削る。

第七十一條第二項中「第二十條」を「第十六

条」に、「最高裁判所が」を「最高裁判所規則で」に改め、第七章中同条を第二十四条とする。

第七十二条を第二十五条とする。

附則第二項中「第九條及び第十條」を「第六條及び第七條」に、「不法収益」を「藥物犯罪収益」に改める。

附則第三項中「第二十四條第一項」を「第十九條第一項」に、「第四十四條第一項」を「第二十條第一項」に、「第十七條」を「第十三條」に、「第十九條ノ二」を「第十九條の二」に改める。

（國際的な協力の下に規制藥物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の國際的な協力の下に規制藥物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（金融監督庁設置法の一部改正）
第十四条 金融監督庁設置法の一部を次のように改正する。

第四條第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十年法律第百五十五号）の規定に基づいて、金融機関等からの届出に係る事項等の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する情報の提供を行うこと。

別表（第二條、第十三條、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條関係）

一 第三條（組織的な殺人等）、第四條（未遂罪）

若しくは第六條第一項第一号（組織的な殺人の予備）の罪、同号に掲げる罪に係る同条第二項（団体の不正権益に係る殺人の予備）の罪又は第十條第一項（犯罪収益等隠匿）若しくは第二項（未遂罪）の罪

二イ 刑法第八八條（現住建造物等放火）、第九九條第一項（非現住建造物等放火）若しくは第一百十條第一項（建造物等以外放火）の罪

同法第一百十五條の規定により同法第九九條第一項若しくは第一百十條第一項の例により処断すべき罪又はこれらの罪（同法第一百十條第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪を除く。）の未遂罪

ロ 刑法第三百七條（あへん煙吸食器具輸入等）若しくは第三百九條第二項（あへん煙吸食のための場所提供）の罪又はこれらの罪の未遂罪

ハ 刑法第四百八條（通貨偽造及び行使等）若しくは第四百九條（外国通貨偽造及び行使等）の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第五百十三條（通貨偽造等準備）の罪

ニ 刑法第五百五十五條第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪、これらの規定の例により処断すべき罪、同法第五百五十七條第一項（公正証書原本不実記載）の罪若しくはその未遂罪若しくはこれらの罪（同法第五百五十七條第一項の罪の未遂罪を除く。）に係る同法第五百五十八條（偽造公文書行使等）の罪、同法第五百五十九條第一項（有印私文書偽造）若しくは第二項（有印私文書変造）の罪若しくはこれらの罪に係る同法第六十一條（偽造私文書等行使）の罪又は同法第六十一條の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

ホ 刑法第六十六條（有価証券偽造等）又は第六十三條（偽造有価証券行使等）の罪

ヘ 刑法第七十五條（わいせつ物頒布等）の罪

ト 刑法第八十六條（常習賭博及び賭博場開張等図利）の罪

チ 刑法第九十七條から第九十七條の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん

収賄の罪）

リ 刑法第九十九條（殺人）の罪又はその未遂罪

ヌ 刑法第二百四條（傷害）又は第二百五條（傷害致死）の罪

ル 刑法第二百十條（逮捕及び監禁）又は第二百十一條（逮捕等致死傷）の罪

ヲ 刑法第二百二十四條から第二百二十八條まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪）の罪

ワ 刑法第二百三十五條から第二百三十六條まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八條から第二百四十一條まで（事後強盗、昏睡強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死）又は第二百四十三條（未遂罪）の罪

カ 刑法第二百四十六條から第二百五十條まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪

キ 刑法第二百五十三條（業務上横領）の罪

ク 刑法第二百五十六條第二項（盗品有償譲受け等）の罪

ケ 刑法第二百六十條（建造物等損壊及び同致死傷）の罪又は同条の例により処断すべき罪

コ 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条から第六条まで（爆発物の使用、製造等）の罪

ク 商法明治三十二年法律第四十八号）第四百八十六條から第四百八十八條まで（特別背任、未遂罪）、第四百九十條（不実文書行使）、第四百九十四條第一項（会社荒らし等）に関する取賄又は第四百九十七條第二項（株主の権利行使）に関する利益の受供与若しくは第四項（株主の権利の行使）に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

五 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律（明治三十八

年法律第六十六号）第一条（偽造等）、第二条（偽造外国流通貨幣等の輸入）、第三条第一項（偽造外国流通貨幣等の行使等）若しくは第四条（偽造等準備）の罪又はこれらの罪の未遂罪

六 印紙犯罪罰法（明治四十二年法律第三十九号）第一条（偽造等）又は第二条（偽造印紙等の使用等）の罪

七 破産法（大正十一年法律第七十一号）第三百七十四條（詐欺破産の罪、同条の例により処断すべき罪）又は同法第三百七十八條（第三者の詐欺破産）の罪

八 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項（加重傷害）若しくは第二項（未遂罪）又は第一条ノ三（常習傷害等）の罪

九 盗犯等の防止及び処分に關する法律（昭和五年法律第九号）第一条から第四条まで（常習特殊強窃盜、常習累犯強窃盜、常習強盜致傷等）の罪

十 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第七十七條（特別背任）の罪

十一 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第六十三條（暴行等）による職業紹介等の罪

十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十條第一項（児童虐待）の罪

十三 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第八十四條第一項（切手類の偽造等）の罪又はその未遂罪

十四 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七條（虚偽有価証券届出書等の提出等）、第九十九條（内部者取引）又は第二百条第十三号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

十五 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十四條の三（使用等）の罪

十六 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六十四條（暴行等）による職業紹介等の罪

- 十七 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)第三十条(無資格競馬等)又は第三十二条(後段)(加重取賄)の罪
- 十八 自動車競走法(昭和二十三年法律第二百九号)第十八条(無資格自動車競走等)又は第二十三条(加重取賄)の罪
- 十九 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条又は第七十三条の違反行為に係る同法第七十七条(非弁護士の法律事務の取扱い等)の罪
- 二十 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第六十九条の六(国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等)の罪
- 二十一 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百一十八号)第二十四条(無資格小型自動車競走等)又は第二十八条(加重取賄)の罪
- 二十二 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)第三条の違反行為に係る同法第二十四条第一号(無登録販売等)の罪又は同法第二十四条第二号第一号(興奮等の作用を有する毒物等の販売等)の罪
- 二十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二百二十八条(特別背任)第二十三号(不実文書行使)第二百三十五条第一項(証券投資法人荒らし等)に関する取賄又は第二百三十六条第二項(投資主の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(投資主の権利の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行為の罪
- 二十四 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第二十七条(無資格モーターボート競走等)又は第三十四条(加重取賄)の罪
- 二十五 覚せい剤取締法第四十一条の三(覚せい剤の使用、覚せい剤原料の輸入等)、第四十一条の四(管理外覚せい剤の施用等)、第四十一条の七(覚せい剤原料の輸入等の予備)、第四十一条の十(覚せい剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)又は第四十一条の十三(覚せい剤原料の譲渡)と譲受との周旋の罪
- 二十六 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十三条の二(第二項)(不法就労助長)第七十四条(集団密航者を不法に国に送る行為等)第七十四条の二(集団密航者の輸送)第七十四条の四(集団密航者の受容等)若しくは第七十四条の六(不法入国等援助等)の罪又は同法第七十四条の八第二項(営利目的の不法入国者等の蔵匿等)の罪若しくはその未遂罪
- 二十七 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第二百九十条第一項(詐欺更生)又は第二百九十一条第一項(第三者の詐欺更生)の罪
- 二十八 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条の三(ジアセチルモルヒネ等の施用等)又は第六十六条の二(麻薬の施用等)の罪
- 二十九 武器等製造法(昭和二十八年法律第四十五号)第三十一条(銃砲の無許可製造若しくは第三十一条の二第一号(銃砲以外の武器の無許可製造)の罪又は銃砲の製造に係る同条第四号(銃砲の無許可製造)の罪
- 三十 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九十九条(輸入禁制品の輸入)の罪
- 三十一 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第五条第一項(高金利)若しくは第二項(業として行う高金利)の罪、同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第一項第一号(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪又は同法第一条、第二条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項の違反行為に係る同法第八条第一項第二号(元本を保証して行う出資金の受入れ等の脱法行為)の罪
- 三十二 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第三十七条第一項(加重取賄)の罪
- 三十三 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十九条不正の手段による補助金等の受交付等の罪
- 三十四 売春防止法(昭和三十一年法律第七十号)第四條(売春)第八條第一項(対償の收受等)第十條(売春をさせる契約)第十一條第二項(業として行う場所の提供)第十二條(売春をさせる業)又は第十三條(資金等の提供)の罪
- 三十五 銃砲刀剣類所持等取締法(第三十一条から第三十一条の四まで)(けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡等)第三十一条の七から第三十一条の九まで(けん銃実包の輸入、所持、譲渡等)第三十一条の十一から第三十一条の十三まで(けん銃の所持等、けん銃等の輸入の予備、けん銃等の輸入に係る資金等の提供)第三十一条の十五(けん銃等の譲渡)と譲受の周旋等、第三十一条の十六第一項第一号(けん銃等及びけん銃以外の銃砲等の所持)第二号(けん銃部品の所持)若しくは第三号(けん銃部品の譲渡)若しくは第二項(未遂罪)第三十一条の十七(けん銃等としての物品の輸入等)第三十一条の十八第一号(けん銃実包の譲渡)と譲受の周旋等又は第三十二条第一号(けん銃部品の譲渡)と譲受の周旋等の罪
- 三十六 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第九十六条(特許権等の侵害)の罪
- 三十七 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)第七十八條(商標権等の侵害)の罪
- 三十八 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第八十四條第五号(業として行う医薬品の販売等)の罪
- 三十九 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第三十二条(特別背任)の罪
- 四十 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第十九條(著作権等の侵害等)の罪
- 四十一 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条(航空機の強取等)第二条(航空機強取等致死又は第四条(航空機の運航阻害)の罪
- 四十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四條第一項若しくは第四項若しくは第十四條の四第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五条第一号(無許可産業廃棄物処理業の罪)又は同法第二十六条第二号の二(産業廃棄物の処理の受託)の罪
- 四十三 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条から第五条まで(航空危険、航行中の航空機を墜落させる行為等、業務中の航空機の破壊等、業務中の航空機内への爆発物等の持込み、未遂罪)の罪
- 四十四 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪
- 四十五 無限連鎖講の防止に関する法律(昭和五十三年法律第一号)第五条(開設等)の罪
- 四十六 細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九条(製造等)の罪
- 四十七 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七條第二号(無登録営業)の罪
- 四十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十八條(有害業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四條第三項に係る同法第五十九條第一号(適用対象業務以外の業務についての労働者派遣事業)の罪

四十九 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第九十四条(仮装取引等)の罪
五十 麻薬特例法第六條第一項(薬物犯罪収益等隠匿)又は第二項(未遂罪)の罪
五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十九條(不実文書行使)の罪
五十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八條から第四十條まで(化学兵器の使用、製造等)の罪
五十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五條(発散させる行為)又は第六條第一項から第三項まで(製造等)の罪
五十四 保険業法(平成七年法律第五十五号)第三百二十二條(保険管理人等の特別背任)、第三百二十三條(債権者集会の代表者等の特別背任)又は第三百二十五條(不実文書行使)の罪
五十五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第九十五條第一項(詐欺更生)又は第九十六條第一項(第三者の詐欺更生)の罪
五十六 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第四十号)第二十一條第一項(臓器売買等)の罪

五十七 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十一條(発起人、取締役等の特別背任)、第七十二條(特定債権者集会の代表者等の特別背任)、第七十四條(不実文書行使)、第七十九條第一項(特定目的会社荒らし等)に関する取逃又は第八十二條第二項(社員の特権の行使)に関する利益の受供若しくは第四項(社員の特権の行使)に関する利益の受供等についての威迫行為の罪

の運用等の状況並びにこれらの処罰及び規制に関する国際的な動向にかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪収益の隠匿及び取受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定める必要がある。これら、この法律案を提出する理由である。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 通信傍受の要件及び実施の手続(第三條―第十八條)

第三章 通信傍受の記録等(第十九條―第二十七條)

第四章 通信の秘密の尊重等(第二十八條―第三十條)

第五章 補則(第三十一條・第三十二條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、数人の共謀によって実行される殺人、身の代金目的略取、薬物及び銃器の不正取引に係る犯罪等の重大犯罪において、犯人間の相互連絡等に用いられる電話その他の電気通信の傍受を行わなければならない真相を解明することが著しく困難な場合が増加する状況にあることにかんがみ、これに適切に対処するため必要な刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)に規定する電気通信の傍受を行う強制的処分に關し、通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の的確な解明に資するよう、その要件、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「通信」とは、電話その他の電気通信であつて、その伝送路の全部若しくは一部が有線(有線以外の方式で電波その他の電磁波を送り、又は受けるための電気的設備に附屬する有線を除く。)であるもの又はその伝送路に交換設備があるものをいう。

2 この法律において「傍受」とは、現に行われている他人間の通信について、その内容を知るため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう。

3 この法律において「通信事業者等」とは、電気通信を行うための設備(以下「電気通信設備」という。)を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供する事業を営む者及びそれ以外の者であつて自己の業務のために不特定又は多数の者の通信を媒介することのできる電気通信設備を設置している者を含む。

第二條 通信傍受の要件及び実施の手続(傍受令状)
第三條 検察官又は司法警察員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する犯罪(第一号及び第三号にあつては、その一連の犯罪をいう。)の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の実行に關連する事項を内容とする通信(以下この項において「犯罪関連通信」という。)が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特定し、又は犯人の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の発する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号(以下「電話番号等」という。)によつて特定された通信の手段(以下「通信手段」という。)であつて、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの(犯人による犯罪関連通信に用いられないもの)と認められるものを除く。又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪関連通信の傍受をすることが

できる。
一 別表に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

二 別表に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、これらの犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。
イ 当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと同一又は同種の別表に掲げる罪
ロ 当該犯罪の実行を含む一連の犯行の計画に基づいて犯される別表に掲げる罪
三 禁錮以上の刑が定められている罪が別表に掲げる罪の実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

2 別表に掲げる罪であつて、譲渡し、譲受け、貸付け、借受け又は交付の行為を罰するものについては、前項の規定にかかわらず、数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があることを要しない。
3 前二項の規定による傍受は、通信事業者等の看守する場所で行う場合を除き、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内においては、これをすることができない。ただし、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わることができる承諾がある場合は、この限りでない。

(令状請求の手続)
第四條 傍受令状の請求は、検察官(検事総長が指定する者に限る。次項及び第七條において同じ。)又は司法警察員(国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の警察官、厚生大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁長官が指定する海上保安官に限る。同項及び同条において同じ。)から地方裁判所の裁判官にこ

（傍受の実施の終了）

第十八条 傍受の実施は、傍受の理由又は必要がなくなったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であっても、これを終了しなければならぬ。

第三章 通信傍受の記録等

（傍受をした通信の記録）

第十九条 傍受をした通信については、すべて、録音その他通信の性質に応じた適切な方法により記録媒体に記録しなければならない。この場合においては、第二十二条第二項の手続の用に供するため、同時に、同一の方法により他の記録媒体に記録することができる。

2 傍受の実施を中断し又は終了するときは、その時に使用している記録媒体に対する記録を終了しなければならない。

（記録媒体の封印等）

第二十条 前条第一項前段の規定により記録をした記録媒体については、傍受の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、立会人にその封印を求めなければならない。傍受の実施をしていない間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

2 前項の記録媒体については、前条第一項後段の規定により記録をした記録媒体がある場合を除き、立会人にその封印を求める前に、第二十二条第二項の手続の用に供するための複製を作成することができる。

3 立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、傍受令状を交付した裁判官が所属する裁判所の裁判官（簡易裁判所の裁判官が傍受令状を交付した場合）は、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官に提出しなければならない。

（傍受の実施の状況を記載した書面の提出）

第二十一条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を、前条第三項に規定する裁判官に提出しなければならない。

出しなければならない。第七条の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一 傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時

二 立会人の氏名及び職業

三 第十二条第二項の規定により立会人を立ち会わせなかった場合は、その時間及び理由

四 傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時

五 傍受をした通信については、傍受の根拠となった条項、その開始及び終了の年月日時並びに通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項

六 第十四条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条

七 記録媒体の交換をした年月日時

八 前条第一項の規定による封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名

九 その他傍受の実施の状況に関し最高裁判所規則で定める事項

（傍受記録の作成）

第二十二条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施を中断し又は終了したときは、その都度、速やかに、傍受をした通信の内容を刑事手続において使用するための記録（以下「傍受記録」という。）一通を作成しなければならない。傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

2 傍受記録は、第十九条第一項後段の規定により記録をした記録媒体又は第二十条第二項の規定により作成した複製から、次に掲げる通信以外の通信の記録を消去して作成するものとする。

一 傍受すべき通信に該当する通信

二 第十三条第二項の規定により傍受をした通信であつて、なおその内容を復元するための措置を要するもの

三 第十四条の規定により傍受をした通信及び第十三条第二項の規定により傍受をした通信であつて第十四条に規定する通信に該当すると認められるに至つたもの

四 前三号に掲げる通信と同一の通話の機会に行われた通信

3 前項第二号に掲げる通信の記録については、当該通信が傍受すべき通信及び第十四条に規定する通信に該当しないことが判明したときは、傍受記録から当該通信の記録及び当該通信に係る同項第四号に掲げる通信の記録を消去しなければならない。ただし、当該通信と同一の通話の機会に行われた同項第一号から第三号までに掲げる通信があるときは、この限りでない。

4 検察官又は司法警察員は、傍受記録を作成した場合において、他に第二十条第三項の規定により裁判官に提出した記録媒体（以下「傍受の原記録」という。）以外の傍受をした通信の記録をした記録媒体又はその複製等（複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。）があるときは、その記録の全部を消去しなければならない。前項の規定により傍受記録から記録を消去した場合において、他に当該記録の複製等があるときも、同様とする。

5 検察官又は司法警察員は、傍受をした通信であつて、傍受記録に記録されたもの以外のものについては、その内容を他人に知らせ、又は使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（通信の当事者に対する通知）

第二十三条 検察官又は司法警察員は、傍受記録に記録されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

一 当該通信の開始及び終了の年月日時並びに相手方の氏名（判明している場合に限る。）

二 傍受令状の交付の年月日

三 傍受の実施の開始及び終了の年月日

四 傍受の実施の対象とした通信手段

五 傍受令状に記載された罪名及び罰条

六 第十四条に規定する通信については、その旨並びに当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条

2 前項の通知は、通信の当事者が特定できない場合又はその所在が明らかでない場合を除き、傍受の実施が終了した後三十日以内にこれを発しなければならない。ただし、地方裁判所の裁判官は、捜査が妨げられるおそれがあると認めるときは、検察官又は司法警察員の請求により、六十日以内の期間を定めて、この項の規定により通知を発しなければならない期間を延長することができる。

3 検察官又は司法警察員は、前項本文に規定する期間が経過した後に、通信の当事者が特定された場合又はその所在が明らかになった場合には、当該通信の当事者に対し、速やかに、第一項の通知を発しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（傍受記録の聴取及び閲覧等）

第二十四条 前条第一項の通知を受けた通信の当事者は、傍受記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することができる。

（傍受の原記録の聴取及び閲覧等）

第二十五条 傍受の原記録を保管する裁判官（以下「原記録保管裁判官」という。）は、傍受記録に記録されている通信の当事者が、前条の規定により、傍受記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成した場合において、傍受記録の正確性の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、当該通信の当事者の請求により、傍受の原記録のうち当該通信に相当する部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可しなければならない。

2 原記録保管裁判官は、傍受をされた通信の内容の確認のために必要があると認めるときその

他正当な理由があると認めるときは、傍受記録に記録されている通信以外の通信の当事者の請求により、傍受の原記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可しなければならない。

3 原記録保管裁判官は、傍受が行われた事件に關し、犯罪事実の存否の証明又は傍受記録の正確性の確認のために必要であると認めるときは、他正当な理由があると認めるときは、檢察官又は司法警察員の請求により、傍受の原記録のうち必要と認める部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可することができる。ただし、複製の作成については、次に掲げる通信(傍受記録に記録されているものを除く。)に係る部分に限る。

一 傍受すべき通信に該当する通信
二 犯罪事実の存否の証明に必要な証拠となる通信(前号に掲げる通信を除く。)

三 前二号に掲げる通信と同一の通話の機会に行われた通信

4 次条第三項の規定により記録の消去を命じた裁判がある場合においては、前項の規定による複製を作成することの許可の請求は、同項の規定にかかわらず、当該裁判により消去を命じられた記録に係る通信が新たに同項第一号又は第二号に掲げる通信であつて他にこれに代わるべき適当な証明方法がないものであることが判明するに至つた場合限り、傍受の原記録のうち当該通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信に係る部分について、することができ。ただし、当該裁判が同条第三項第二号に該当するとしてこれらの通信の記録の消去を命じたものであるときは、この請求をすることができない。

5 原記録保管裁判官は、檢察官により傍受記録又はその複製等の取調への請求があつた被告事件に關し、被告人の防御又は傍受記録の正確性の確認のために必要があると認めるときは、他正当な理由があると認めるときは、被告人又は

その弁護人の請求により、傍受の原記録のうち必要と認める部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可することができる。ただし、被告人が当事者でない通信に係る部分の複製の作成については、当該通信の当事者のいずれかの同意がある場合に限る。

6 檢察官又は司法警察員が第三項の規定により作成した複製は、傍受記録とみなす。この場合において、第二十三條の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項並びに第二十五條第三項の複製を作成することの許可があつた旨及びその年月日」とし、同条第二項中「傍受の実施が終了した後」とあるのは「複製を作成した後」とする。

7 傍受の原記録については、第一項から第五項までの規定による場合のほか、これを聴取させ、若しくは閲覧させ、又はその複製を作成させてはならない。ただし、裁判所又は裁判官が、刑事訴訟法の定めるところにより、檢察官により傍受記録若しくはその複製等の取調への請求があつた被告事件又は傍受に關する刑事事件の審理又は裁判のために必要であると認めて、傍受の原記録のうち必要と認める部分を取り調べる場合においては、この限りでない。

(不服申立て)
第二十六條 裁判官がした通信の傍受に關する裁判に不服がある者は、その裁判官が所屬する裁判所簡易裁判所の裁判官がした裁判に對しては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に、その裁判の取消し又は変更を請求することができる。

2 檢察官又は檢察事務官がした通信の傍受に關する処分不服がある者はその檢察官又は檢察事務官が所屬する檢察庁の所在地を管轄する地方裁判所に、司法警察職員がした通信の傍受に關する処分不服がある者はその職務執行地を管轄する地方裁判所に、その処分の取消し又は変更(傍受の実施の終了を含む。)を請求するこ

とができる。

3 裁判所は、前項の請求により傍受の処分を取消す場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、檢察官又は司法警察員に對し、その保管する傍受記録(前条第六項の規定により傍受記録とみなされたものを除く。以下この項において同じ。)及びその複製等のうち当該傍受の処分に係る通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信の記録の消去を命じなければならない。ただし、第三号に該当すると認める場合において、当該記録の消去を命ずることが相当でないとき、この限りでない。

一 当該傍受に係る通信が、第二十二條第二項各号に掲げる通信のいずれにも当たらないとき。
二 当該傍受において、通信の当事者の利益を保護するための手続に重大な違法があるととき。
三 前二号に該当する場合を除き、当該傍受の手続に違法があるととき。

4 前条第三項の複製を作成することの許可が取り消されたときは、檢察官又は司法警察員は、その保管する同条第六項の規定によりみなされた傍受記録(その複製等を含む。)のうち当該取り消された許可に係る部分を消去しなければならない。

5 第三項に規定する記録の消去を命ずる裁判又は前項に規定する複製を作成することの許可の取消しの裁判は、当該傍受記録又はその複製等について既に被告事件において証拠調べがなされているときは、証拠から排除する決定がない限り、これを当該被告事件に關する手続において証拠として用いることを妨げるものではない。

6 前項に規定する裁判があつた場合において、当該傍受記録について既に被告事件において証拠調べがなされているときは、当該被告事件に關する手続においてその内容を他人に知らせ又は使用する場合以外の場合においては、当該傍受

記録について第三項の裁判又は第四項の規定による消去がされたものとみなして、第二十二條第五項の規定を適用する。

7 第一項及び第二項の規定による不服申立てに關する手続については、この法律に定めるもののほか、刑事訴訟法第四百二十九條第一項及び第四百三十條第一項の請求に係る手続の例による。

(傍受の原記録の保管期間)

第二十七條 傍受の原記録は、第二十三條第三項の規定による提出の日から五年を経過する日又は傍受記録若しくはその複製等が証拠として取り調べられた被告事件若しくは傍受に關する刑事事件の終結の日から六月を経過する日のうち最も遅い日まで保管するものとする。

2 原記録保管裁判官は、必要があると認めるときは、前項の保管の期間を延長することができる。

第四章 通信の秘密の尊重等

(関係者による通信の秘密の尊重等)
第二十八條 檢察官、檢察事務官及び司法警察職員並びに弁護人その他通信の傍受に關し、又はその状況若しくは傍受をした通信の内容を職務上知り得た者は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

(国会への報告等)
第二十九條 政府は、毎年、傍受令状の請求及び発付の件数、その請求及び発付に係る罪名、傍受の対象とした通信手段の種類、傍受の実施をした期間、傍受の実施をしている間における通話の回数、このうち第二十二條第二項第一号又は第三号に掲げる通信が行われたものの数並びに傍受が行われた事件に關して逮捕した人員数を国会に報告するとともに、公表するものとする。ただし、罪名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくなつた後においてこれらの措置を執るものとする。

(付審判の請求)

第三十条 捜査又は調査の権限を有する公務員がその捜査又は調査の職務を行うに当たり犯した電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四百条第一項若しくは有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第十四条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪について告訴又は告発をした者は、検察官の公訴を提起しない処分不服があるときは、刑事訴訟法第二百六十二条第一項の請求をすることができる。

第五章 補則

(刑事訴訟法との関係)

第三十一条 通信の傍受に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事訴訟法による。

(最高裁判所規則)

第三十二条 この法律に定めるもののほか、傍受令状の発付、傍受ができる期間の延長、記録媒体の封印及び提出、傍受の原記録の保管その他の取扱い、傍受の実施の状況を記載した書面の提出、通信の当事者に対する通知を免したければならない期間の延長、裁判所が保管する傍受記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作成並びに不服申立てに関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第三十条の規定は、この法律の施行後に公訴を提起しない処分をした事件について、適用する。

別表(第三条関係)

一イ 刑法明治四十年法律第四十五号第七十七

七条第一項第一号若しくは第二号前段内乱の罪又はこれらの罪の未遂罪

ロ 刑法第八十一条(外患誘致)、第八十二条

(外患援助)又は第八十七条(未遂罪)の罪

ハ 刑法第八八条(現住建造物等放火)の罪、同条の例により処断すべき罪又はこれらの罪の未遂罪

ニ 刑法第二百六条(汽車転覆等及び同致死)の罪若しくは同条第一項若しくは第二

項の罪の未遂罪又は同法第二百七条(往

来危険による汽車転覆等)の罪

ホ 刑法第四百六条後段(水道毒物等混入

致死)の罪

ヘ 刑法第四百八条(通貨偽造及び行使等)

の罪又はその未遂罪

ト 刑法第九十九条(殺人)の罪又はその未

遂罪

チ 刑法第二百二十条(逮捕及び監禁)又は第

二百二十一条(逮捕等致死傷)の罪

リ 刑法第二百二十四条から第二百二十八

条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等

略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外

移送目的略取等、被略取者收受等、未遂

罪)の罪

ヌ 刑法第二百四十条(強盗致死傷)若しくは

第二百四十一条(強盗強姦及び同致死)の罪

又はこれらの罪の未遂罪

ニ 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第

三十二号)第一条(爆発物の使用)又は第二条

(使用の未遂)の罪

三 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和

五年法律第九号)第四条(常習強盗致傷等)の

罪

四 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百四

号)第二十四条(栽培、輸入等)又は第二十四

条の二(所持、譲渡し等)の罪

五 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三

号)第四百条第二項後段(一般乗合旅客自動車

運送事業用自動車転覆等致死)の罪又は同項

後段の例により処断すべき罪

六 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百

五十二号)第四十一条(輸入等)若しくは第四

十一条の二(所持、譲渡し等)の罪、同法第四

十一 一条の三第一項第三号(覚せい剤原料の輸

入等)若しくは第四号(覚せい剤原料の製造)

の罪若しくはこれらの罪に係る同条第二項

の罪若しくは第三号(けん銃部品の所持)若

(営利目的の覚せい剤原料の輸入等)の罪若

しくは第三号(けん銃部品の譲渡し等)若しく

はこれらの罪の未遂罪又は同法第四十一条

の四第一項第三号(覚せい剤原料の所持)若し

くは第四号(覚せい剤原料の譲渡し等)の罪若

しくはこれらの罪に係る同条第二項(営利目

的の覚せい剤原料の所持、譲渡し等)の罪若

しくはこれらの罪の未遂罪

七 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年

政令第三百十九号)第七十四条(集団密航者

を不法入国させる行為等)、第七十四条の二(集

団密航者の輸送)又は第七十四条の四(集団密

航者の收受等)の罪

八 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法

律第十四号)第六十四条(ジアセチルモルヒ

ネ等の輸入等)、第六十四条の二(ジアセチル

モルヒネ等の譲渡し、所持等)、第六十五条(ジ

アセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等)、

第六十六条(ジアセチルモルヒネ等以外の麻

薬の譲渡し、所持等)、第六十六条の二(向精

神薬の輸入等)又は第六十六条の四(向精神薬

の譲渡し等)の罪

九 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百

十五号)第三十一条(銃砲の無許可製造)又は第

三十一号の二第一号(銃砲以外の武器の無許

可製造)の罪

十 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第

五十二号(けし)の栽培、あへんの輸入等)又は

第五十二号(あへん等の譲渡し、所持等)の罪

十一 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第

七十九号)第二十七条第二項後段(高速自動車

国道損壊等による自動車転覆等致死)の罪

十二 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年

法律第六号)第三十一条から第三十一条の四

まで(けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し

等)、第三十一条の七から第三十一条の九ま

で(けん銃実包の輸入、所持、譲渡し等)、第

三十一号の十一第一項第二号(けん銃部品の

輸入)若しくは第二項(未遂罪)又は第三十一

号の十六第一項第二号(けん銃部品の所持)若

しくは第三号(けん銃部品の譲渡し等)若しく

は第二項(未遂罪)の罪

十三 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭

和四十五年法律第六十八号)第一条(航空機の

強取等)又は第二条(航空機強取等致死)の罪

十四 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に

関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第

二条(航行中の航空機を墜落させる行為等)の

罪若しくは同条第一項の罪の未遂罪又は同法

第三条第二項(業務中の航空機の破壊等致死

の罪

十五 人質による強要行為等の処罰に関する法

律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条から

第四条まで(人質による強要等、加重人質強

要、人質殺害)の罪

十六 流通食品への毒物の混入等の防止等に関

する特別措置法(昭和六十二年法律第三号)

第九号第二項(流通食品への毒物混入等致死

傷)の罪

十七 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正

行為を助長する行為等の防止を図るための麻

薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法

律(平成三年法律第九十四号)第五条(業とし

て行う不法輸入等)の罪

十八 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に

関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十

八条(化学兵器の使用)の罪

十九 サリン等による人身被害の防止に関する

法律(平成七年法律第七十八号)第五条第一項

(発散させる行為)又は第二項(未遂罪)の罪

二十 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制

等に関する法律(平成十年法律第 号)第

三条第一項第三号、第四号若しくは第六号に

掲げる罪に係る同条(組織的な殺人等)の罪又

はこれらの罪(同項第四号及び第六号)刑法第

二百二十五条の二第二項に係る部分に限る。

に掲げる罪に係るものを除く。)の未遂罪

理由

刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施の手続、傍受の記録の取扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条の次に次の一条を加える。

第二百二十二条の二 通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分については、別に法律で定めるところによる。

第二百九十五条に次の一項を加える。

裁判長は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあり、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が明らかにされたならば証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が十分な供述をすることができないと認めるときは、当該事項についての尋問を制限することができる。ただし、検察官のする尋問を制限することにより犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがあるとき、又は被告人若しくは弁護人のする尋問を制限することにより被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百九十九条の次に次の一条を加える。

第二百九十九条の二 検察官又は弁護人は、前条第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与え又

は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き、関係者(被告人を含む。)に知られないようにすることその他これらの者の安全が脅かされることがないよう配慮することを求めることができる。

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理由

最近における犯罪情勢及び刑事手続の運用の実情にかんがみ、通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分についてその根拠を定めるとともに、証人等の身体又は財産への加害行為等の防止を図るための措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年五月二十八日印刷

平成十年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局